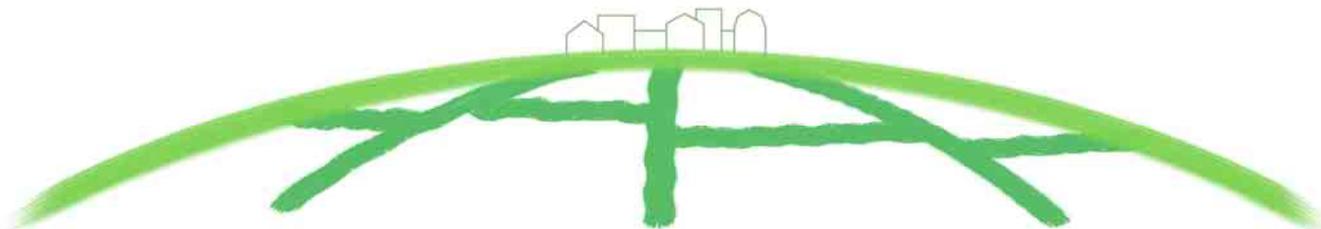


中標津町の都市計画に関する基本的な方針

中標津町都市計画マスタープラン

自然と歴史を大切に

環境首都 なかしべつ



平成 23 年 3 月

北海道 中標津町

目次

序章 都市計画マスタープランの見直しの考え方	1
1. 見直しの背景	
2. 見直しの目的と基本的考え方	
3. 中標津町都市計画マスタープランの位置づけと役割	
第1章 中標津町の現状と課題	13
1. 社会的動向	
2. 改定前の都市マスの残した主要課題	
3. 中標津町の特長	
4. 町民の関心が高い地域課題	
第2章 地域全体の都市づくり構想	29
1. 都市づくり上の課題	
2. 将来都市像と都市づくりの基本目標	
3. 超長期構想：都市の骨格方針～ミレニアムプラン～	
4. 長期構想：都市の構造方針～夢実現化構想～	
5. 中期構想：テーマ別都市づくり方針～総合計画連動構想～	
6. 都市整備の基本方針	
第3章 地域別の街づくり構想	81
1. 地域別の街づくり	
1-1 中心部地域	
1-2 西町地域	
1-3 東中地域	
1-4 東部地域	
1-5 南部地域	
1-6 西部地域	
1-7 地域共通テーマの街づくり方針	
第4章 計画の実現・推進のための方策	116
1. 町民との協働による都市づくりの推進	
2. 計画の進行管理	
3. 田園都心プロジェクト	
資料	126
1. 策定の参加者	
2. 中標津町都市計画審議会答申書	

序章 都市計画マスタープランの見直しの考え方

1. 見直しの背景

- 背景：計画目標期間（平成13年度～32年度）の中間年として、社会情勢等の時代の変化に対応するとともに、実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

1-1 時代の変化に対応した計画内容への見直し

中標津町では、平成13年3月に「中標津町都市計画マスタープラン」（以下、「都市マス」という）を策定しました。計画の目標期間（年次）は20年（平成13年度～平成32年度）としており、平成22年で策定から10年が経過し、ちょうど中間年となります。

このため、以下の経過や変化を踏まえ、中標津町の都市計画行政が直面している課題に適切に対応した「後期計画」とするための見直しが必要となっています。

① 社会情勢の変化

急速な少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、景観に配慮した地域づくり、安全な地域づくりへの意識の高まり、都市間、地域間競争の激化、まちづくり関係法制度の改正などといった社会情勢の変化への対応が求められています。

② 上位・関連計画の策定・改正

北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直し、中標津町における「パートナーシップで進めるまちづくり」や「自治基本条例」の検討、「第6期中標津町総合発展計画」の策定、「集中改革プラン」、「事務事業評価」の実行などの変化への対応が求められています。

③ 財政状況の変化

国の行財政改革及び地方分権の動きに伴い、町の財政状況の変化も大きいものがあり、財政状況に応じた身の丈にあった計画へと見直す必要があります。

④ 新たな都市づくりの課題

改定前の都市マス（平成13年3月策定）が、目指すまちづくりをどのように進めてきたか、どこまで実現したかの課題を整理し、より一層の推進を図る必要があります。

⑤ まちづくりへの町民参加の重視

町民参加の計画策定が法律上明記され、町民主体のまちづくりが求められています。

1-2 計画の実行、推進上の課題

※コンパクトシティ

都市の郊外への拡大を抑制し、住宅、職場、店舗、病院など、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

平成13年3月策定の中標津町都市計画マスタープランは、町民参加の手法、効率的都市経営、中心市街地の土地利用の高度化などを念頭に置いた「コンパクトシティ※」の概念の導入など、道内でも先進的な事例として評価されています。

しかしながら、各種施策の実現の状況に関しては、町の総合発展計画の推進施策と連動し一定の成果をあげている一方、掲げられた理念と現実の土地利用との矛盾や施策の推進における停滞現象等もみられ、以下のような課題が指摘されており、実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

① 進捗の状況を町民に伝える

「都市マス」に基づく施策・事業の進捗状況を、的確に町民に伝える必要があります。

② 行政の横断的な取組み体制を整える

行政は、「都市マス」を都市づくりの総合的な指針として認識し、その実現に向けて横断的な取組み体制を整える必要があります。

③ 町民は自ら担うという意識を持つ

町民は、都市づくりを身近な問題として捉え、「都市マス」実現のために自らが担うという意識を持つ必要があります。

④ 目標や情報を共有する

町民、行政ともに、それぞれの都市づくりに関わる活動を個々に行うのではなく、目標や情報を共有し取り組む必要があります。

⑤ 町民と行政の協働体制を整える

行政や町民が役割分担により連携、協働、支援していくという体制と意識を持って都市づくりに取り組む必要があります。

2. 見直しの目的と基本的考え方

- 目的：町民と行政の協働により着実に推進されるべく計画として、一層明確な指針及び手引きとして改定します。
- 施策の取組みに関して重点的な見直しを図り、いつ頃？どこで？だれが？なにをする？について可能な限り具体的に示していきます。

2-1 見直しの目的

■まちづくりの指針及び手引きとしての都市マスへ

町民と行政が「都市マス」に掲げられた「理念」や「将来像」をしっかりと共有し、まちづくりへの課題や方向性を認識し、官民の役割分担と協働によって課題解決に取り組んで行くことのできる実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

このため、都市マスが、今後の中標津町のまちづくりにとって、一層明確な指針及び手引きとして活用されるものへと改定します。

改定の留意点

- ① **体系の明確化**：「目標」⇒「構想」⇒「方針」をわかりやすく体系化し明確に示します。
- ② **具体的な施策**：目標、方針に基づき、その実現に向け実施すべき具体的施策を示します。
- ③ **指標の明示**：個々の施策に対し「成果指標（数値目標）」を可能な限り示します。

2-2 見直しの基本的な考え方

■「いつ頃？どこで？だれが？なにをする？」の施策の取組みの明記

当初計画は、町民参加の手法を取り入れて策定した経緯があり、町民ニーズが反映された目標や方向性が示されています。

当初計画が多くの町民参加により策定された経緯を踏まえると、そこから得られたプラン及びまちづくりの目標や方向性は尊重されるべきものであり、大きく変わるものではありません。

このため、本見直しでは、施策の取組みに関して重点的な見直しを図り、いつ頃？どこで？だれが？なにをする？について可能な限り具体的に示していきます。

施策の取組み明記の留意点

- ① **行政が主体の取組み**：施策の手法、優先度を検討し、時期について示します。
- ② **官民協働の取組み**：町民との役割分担を明確化し、推進方策を示します。

2-3 見直しの視点

今回の見直しでは、当初計画の目標や方向性を尊重しつつも、国の制度の変更や社会情勢の変化に対応し、「まちの潜在的な可能性を延ばす視点」で見直すとともに、「コンパクトシティの理念に基づいた都市経営の戦略的な視点」や「景観を戦略的に活かすまちづくりの視点」を重点的な見直しの視点とし、計画策定後の実践的な取組みを視野に入れ、「選択と集中」による実効性のある計画へと見直します。

■まちの潜在的な可能性を延ばす視点で見直す

「農の営み」と農村の土地利用、「商工業者の営み」と市街地形成、これらの営みの連携とそれを取り巻く「周辺環境を活かした観光振興」など、中標津町の「産業」、「営み」、「環境」、「暮らし」を繋ぎ、まちの潜在的な可能性を延ばす視点で計画を見直します。

■都市経営の戦略的視点を持って見直す

まちの財政運営に充分配慮し、財政を圧迫しない「コンパクトシティ」の理念に基づいた土地利用方針の策定など「都市経営の戦略」を意識して計画を見直します。

■景観を戦略としてまちづくりに活かす視点で見直す

「景観」を地域振興の戦略として活用し、中標津らしさの魅力を創出する視点で計画を見直します。

■「選択と集中」による実効性のある計画へと見直す

まちの各地区の発展過程や町民気質を考慮するとともに、行政組織の実情や限界を直視し、財政的に無理のない身の丈にあった手法で取組み、事業の「選択と集中」による実効性のある計画へと見直します。

3. 中標津町都市計画マスタープランの位置づけと役割

- 「中標津町の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」として策定します。
- 中標津町の「暮らしやすいまちづくりのための設計図」として、町の創意工夫により定めます。
- 対象地域は、原則として都市計画区域です。
- 目標期間(年次)は、概ね20年先を見据えた平成42年度の将来ビジョンを描きつつ、第6期総合発展計画と連動し、平成23年度～32年度の10年間を後期計画期間として都市の整備を推進します。

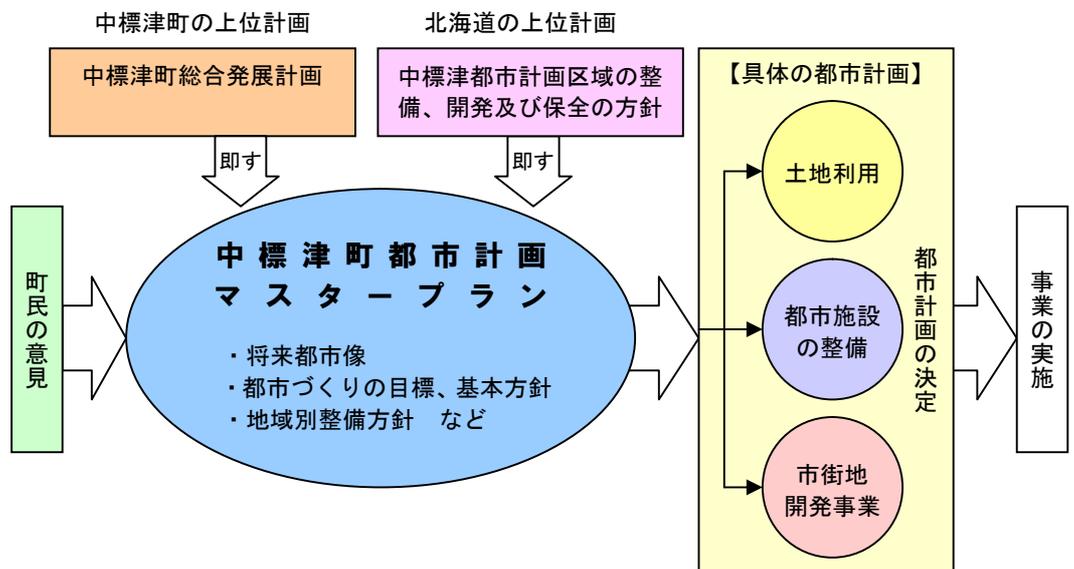
3-1 都市マスの位置づけ

■中標津町の都市計画に関する基本的な方針

中標津町都市計画マスタープランは、正式には、「中標津町の都市計画に関する基本的な方針」といい、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度で、市町村はその策定が責務となりました。

議会の議決を経て定められた建設に関する基本構想(「中標津町総合発展計画」と、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(北海道策定)に即して定めることとされています。

都市計画マスタープランは個別の事業内容そのものを直接決めるものではありませんが、中標津町が定める都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針となるものです。



3-2 都市マスの役割

■暮らしやすいまちづくりのための設計図

市町村が定める都市計画は、この都市マスに即したものでなければならないとされており、いわば「暮らしやすいまちづくりのための設計図」となるものが都市マスとなります。

市町村の創意工夫によって、その構成から内容まで好きなように作ってよいとされています。

都市マスの役割

① **将来都市像の明示**: まちの将来像を共有する役割

中標津町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し、町民と行政が共有する役割を担います。

② **総合的な都市計画の指針**: 都市づくりの総合的な指針としての役割

都市計画や都市づくりに関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針としての役割を担います。

③ **独自性を発揮した都市づくり**: 都市計画行政のマスタープランとしての役割

中標津町の独自性を発揮した都市計画の中期的な基本方針を示し、土地利用や公園・道路、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映する役割を担います。

④ **地域協働の促進**: 町民・行政・企業・団体の協働で進める都市づくりの指針としての役割

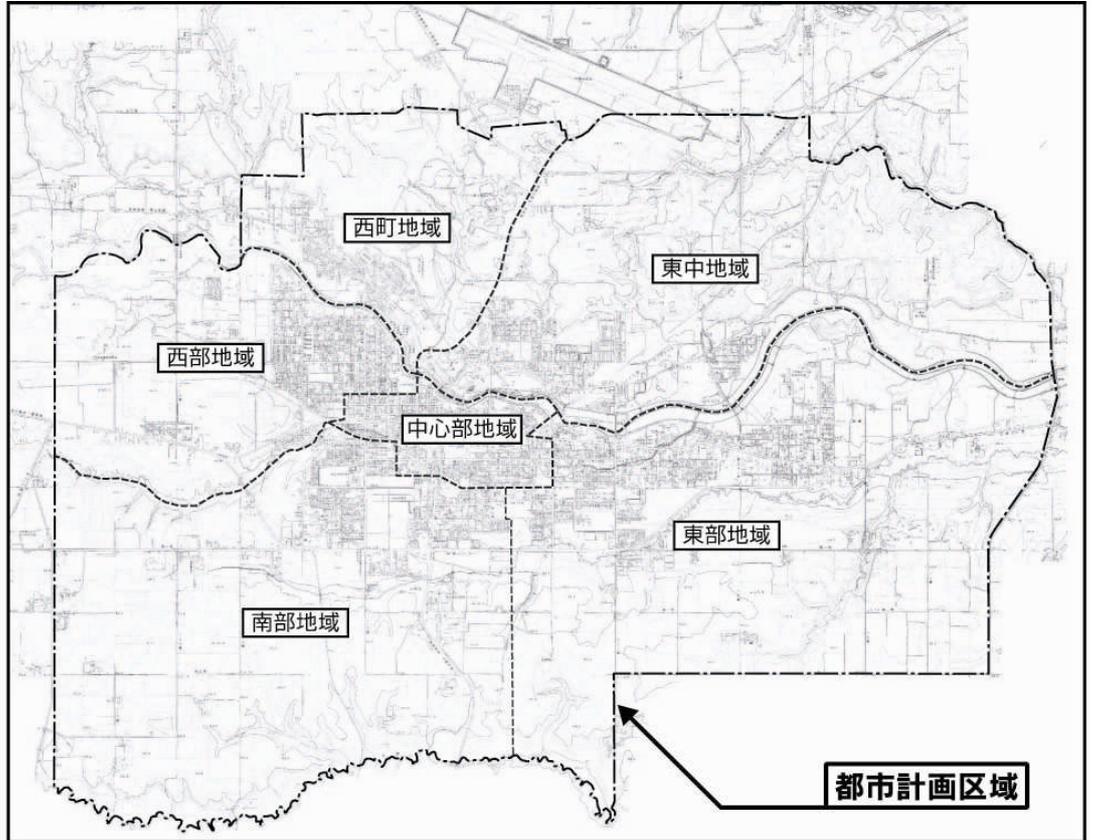
町民と行政の協働によって、次の世代に引き継ぐ住み良い都市づくりを進めるための指針としての役割を担います。

都市計画マスタープランの概要 ～都市マス創設の目的と効果～	
策定主体	・町民に最も近い立場にある市町村（中標津町）が定める。
対象区域	・原則として都市計画区域を対象とする。
策定条件	・「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道が策定）」に即す。 ・「地域の実情」と「町民の意向」を反映させる。
目的	・望ましい「都市の将来像」を明確にする。 ・個別の都市計画の相互調整を図り、「総合的な都市計画の指針」を示す。 ・地域別の課題に応じた「整備方針」を定める。
効果	・地域の実情に沿った計画的な都市づくりが図られる。 ・行政内部の横断的な意思統一による都市づくりを可能とする。 ・町民と行政の協働による都市づくりを促進する。

3-3 対象地域と構成

■対象地域

原則、中標津都市計画区域全域（面積 4,441 h a）を対象としますが、将来的な都市的土地利用が見込まれる地域についても検討対象とします。

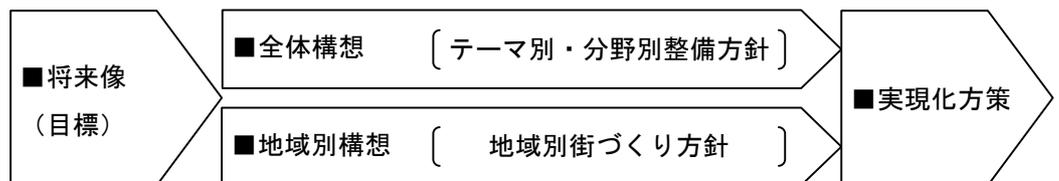


■都市マスの構成

基本的な「都市マス」の構成は、都市づくりの「将来像」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」からなっています。

「地域別構想」は、地理的条件や土地利用等の空間的まとまりと地域コミュニティ※等の社会的まとまりに関する視点から、町民に理解されやすい6地域（中心部地域、西町地域、東中地域、東部地域、南部地域、西部地域）に区分します。

※コミュニティ
共同体。一般的に地域社会やある共通の意識によりつながっている集団の意味で使われる。

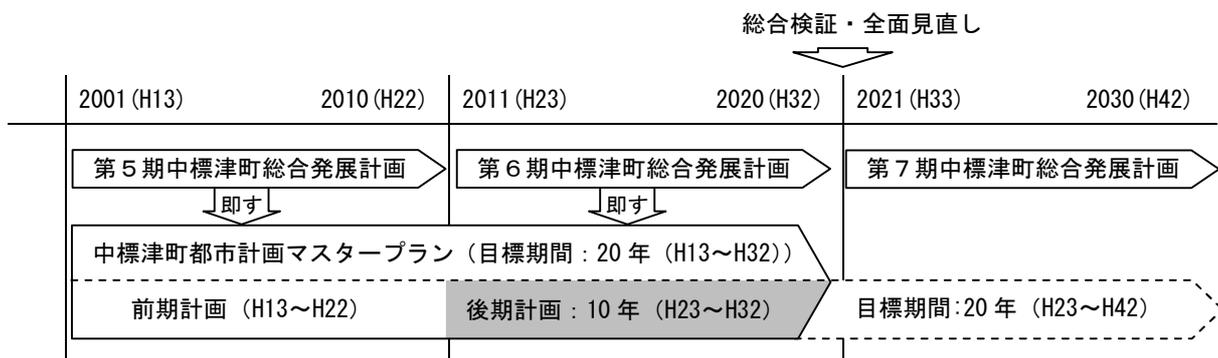


3-4 目標期間（年次）

計画の目標期間（年次）は、中期的展望に立った将来像を示す計画として、概ね20年先を見据えた平成42年の将来ビジョンを描きつつ、第6期総合発展計画と連動し、平成23年度～32年度の10年間を「後期計画期間」として都市の整備を推進します。

新しい総合発展計画の策定（10年毎）と並行して総合検証と全面見直しを行うとともに、総合発展計画の実施計画（3年毎）に併せて中間検証と部分見直しを行います。

さらに、地域別街づくり構想は、地域町民の発意や具体的事業に併せて随時見直すこととします。



4. 策定の方法

- 策定期間：平成 21 年度～平成 22 年度の 2 カ年です。
- 策定体制：計画を策定する体制だけではなく、計画を実施する体制を整えます。
 - 策定委員会：学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、庁内部長職で構成し、計画案の最終検討、調整を行う機関です。
 - 庁内推進会議：都市マスに関わりの深い庁内課長職、係長職で構成し、策定委員会に諮る素案を検討する機関です。策定後は横断的な連携により施策を推進します。
 - 街づくり
 - ワークショップ：各地域の町民で構成し、地域の問題、課題、意見を提言します。策定後は「街づくり協議会」に移行し各種街づくり活動を担います。

4-1 策定期間

■平成 21 年度～平成 22 年度の 2 カ年で策定

※ワークショップ
様々な立場の人々が参加し、問題解決の方法や提案／プラン等をまとめるための検討を行う“共同作業の場”とその総称。

平成 21 年度は、まちづくりフォーラムにおいて町民参加によるワークショップ※を開催し、ここで得られた意見を材料にしながら、庁内推進会議や策定委員会での議論を中心に、全体構想を検討しました。

平成 22 年度は、全体構想を受けて、地域別やテーマ別のより具体的な構想を検討しました。検討にあたっては、地域町民の方の参加による街づくりワークショップを開催し、地域の方の意見、提言をいただく機会を設けました。



H21年：まちづくりフォーラム

・総勢180名の方の参加をいただきました。



H22年：街づくりワークショップ

・各地域それぞれ計4回開催
・各回100名程の方の参加をいただきました。



都市マス策定の取組み経緯

年度	情報公開	町民参加による検討			行政による検討	その他	
		町民意見聴取	街づくりワークショップ	策定委員会			
平成 20 年度	冬				<ul style="list-style-type: none"> ・第1回庁内推進会議 ・第2回庁内推進会議委員研修会 		
平成 21 年度	春						
	夏				<ul style="list-style-type: none"> ・第3回庁内推進会議 ・第4回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・都市計画審議会 ・景観審議会 	
	秋	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員募集 ・まちづくり交流広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム & ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 	
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マス通信 1号 ・都市マス通信 2号 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会 ・第3回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回庁内推進会議 ・第7回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・景観審議会 ・都市計画審議会 	
平成 22 年度	春		<ul style="list-style-type: none"> ・団体ヒアリング ・町内会ヒアリング ・各課ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回街づくりワークショップ (地域別) 			
	夏			<ul style="list-style-type: none"> ・第2回街づくりワークショップ (合同) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会 ・町議会委員会
	秋	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マス通信 3号 ・都市マス通信 4号 	<ul style="list-style-type: none"> ・中標津高校ワークショップ ・中標津農業高校ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回街づくりワークショップ (地域別) ・第4回街づくりワークショップ (合同) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり交流広場 ・都市マス通信 5号 ・都市マス説明会 ・啓発フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント 		<ul style="list-style-type: none"> ・第6回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・景観審議会 ・都市計画審議会(諮問) ・都市計画審議会(答申)

4-2 策定体制

■計画を策定する体制だけでなく、計画を実施する体制を整える

策定する体制だけでなく、計画策定後の実践的な取組みを担える体制を整えることが必要です。そのため以下の体制を整え策定及び計画の推進を図ります。

① 策定委員会



計画案の最終検討、調整を行い、町民に示す原案を承認する機関で、都市計画に関する学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、庁内部長職で構成しました。

② 庁内推進会議



策定委員会に諮る素案を検討する機関で、都市マスと担当業務の関係を横断的体制の中で確認しながら現場に近い視点で策定事務局と一緒に素案を検討しました。

庁内で都市マスに関わりの深い、課長職、係長職で構成し、都市マス策定後は横断的な連携により施策の推進を図ります。また、策定過程での町議会への検討経過報告、意見交換や関係機関との協議、調整を行いました。

③ 街づくりワークショップ（⇒街づくり協議会）



各地域（中心部・西町・東中・東部・南部・西部）の方々に組織し、地域の課題や解決策を話し合ってもらい、都市マス策定後は、「街づくり協議会」を組織し各種まちづくり活動を担っていただきます。

④ 策定事務局

先行的に会議資料の作成、結果のとりまとめ、策定スケジュールの管理、検討段階における広報、ニュースレター等による情報発信、フォーラムや説明会の企画、運営などを担当しました。

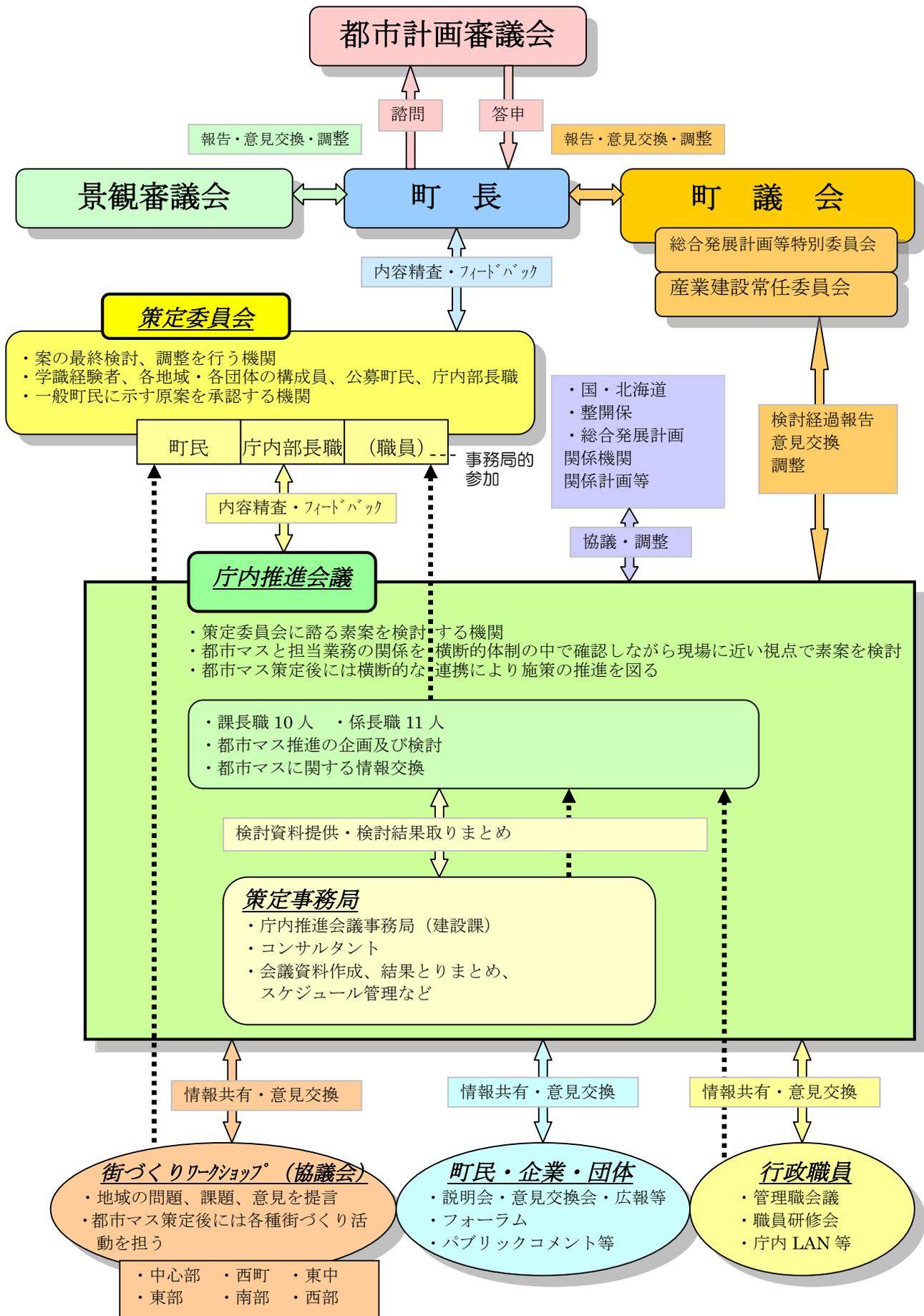
庁内推進会議事務局(建設課)、委託業務受注コンサルタントで構成しました。

■策定手順

策定は、「庁内推進会議」が素案の策定作業を進め、策定委員会に提出する計画案について検討を行いました。「策定委員会」は計画案の最終検討、調整を行いました。

プラン策定に伴い、策定手続き、「中間案」、「最終案」等の段階で広報紙や町ホームページ等を通じパブリックコメントを実施するほか、説明会、ワークショップなどで、より多くの方々の意見を伺い、さらに、地域別まちづくり構想の見直し策定においては、各地域の方々の参画のもと、協働でプランの見直し策定を行いました。

中標津町都市計画マスタープラン策定体制



第1章 中標津町の現状と課題

1. 社会的動向

全国的には人口は減少の方向へ向かっています。中標津町においても、平成27年をピークに減少に転じると予測されています。

出生率が低下し、子どもの数が少なくなる一方で、平均寿命の伸びにより高齢者が増えており、平成27年には超高齢社会に突入します。

地球規模での環境問題が深刻化し、環境負荷の少ない持続可能な低炭素・循環型社会への転換が求められています。

景観に対する関心が高まっており、国では景観法を制定し、景観まちづくりに対する法的規制力の施策体系が整えられています。

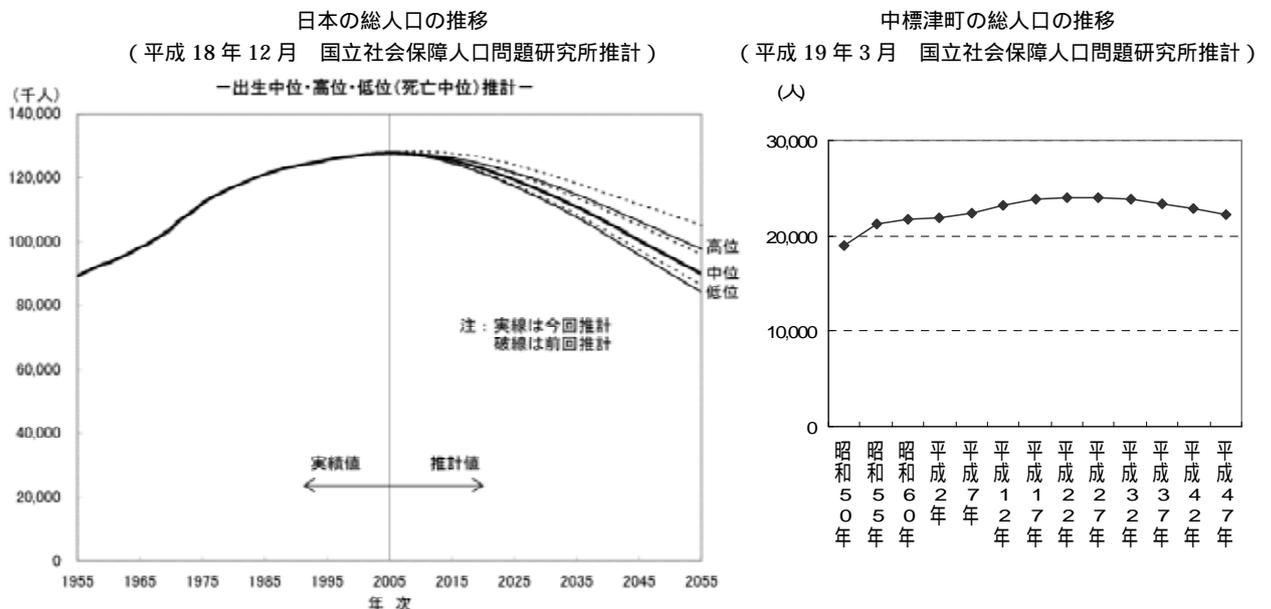
大規模地震に対する切迫性や、日常生活における犯罪に対する不安など、安全な地域づくりに対する意識が高まっており、自然災害への対応力の強化とともに、地域の日常的な防犯力の強化が必要とされています。

都市間競争、地域間競争に勝ち抜く、個性を活かした魅力的な地域づくり、都市づくりを行っていくことが求められています。

1-1 人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計によると、今後、日本の人口は減少し続け、平成58年には一億人を割ると考えられています。

中標津町においては、人口は増加の傾向を示していますが、その伸び率は近年鈍化の傾向を示しており、平成19年3月の同研究所推計では、平成27年をピークに減少に転じると予測されています。



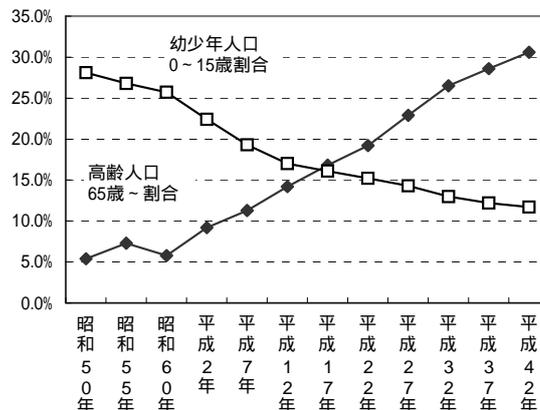
1 - 2 少子高齢化の進行

女性の社会進出やライフスタイルの多様化などを背景に、出生率が低下し、子どもの数が少なくなる一方で、平均寿命の伸びにより高齢者が増えてきています。

全国の高齢人口割合は、平成 17 年の 20.1% から、平成 32 年には 29.2%、平成 42 年には 31.8% と進行し、約 3 人に 1 人が高齢者になると推計されています（平成 18 年 12 月 国立社会保障人口問題研究所推計（出生・死亡中位））。

中標津町では、全国に比べ高齢化の進展は遅いものとなっていますが、平成 17 年には高齢人口割合と幼年人口割合が逆転し、平成 27 年には高齢人口割合 21% を上回る超高齢社会に突入し、平成 32 年には 26.5%、平成 42 年には 30.6% になると予測されており、中標津町においても例外なく少子高齢化が進行しています。

中標津町の幼年人口・高齢人口割合の推移
（平成 19 年 3 月 国立社会保障人口問題研究所推計）



1 - 3 地球規模での環境問題への対応

CO2 排出量の増加に伴う地球温暖化は、地球規模での環境問題となっており、人々の環境に対する関心は、地球環境を視野に入れて高まっています。

今後は、省エネルギー化や自然エネルギーの活用、ごみの減量化やリサイクルなど、日々の暮らしや事業活動などを環境負荷の少ないものへと変え、持続可能な低炭素・循環型社会へと転換していくことが求められています。



1 - 4 景観に対する意識の高まり

近年、精神的、文化的に豊かな生活を求める意識の高まりとともに、景観に対する関心が高まっています。

国においては、良好な景観の形成を促進するため、平成 16 年に景観法を制定し、地方自治体が進める景観まちづくりに対して法的規制力を持たせる施策体系が整えられました。

中標津町においては、平成 9 年に景観条例を施行し「ふるさと中標津の良好で緑豊かな自然景観や酪農景観などを守り、つくり、育てること」を目的に景観形成に取り組んでいるところですが、国の法体系や施策体系の変革に対応した新たな段



階の景観行政に向かうことの検討が必要とされます。

1 - 5 安全な地域づくり意識の高まり

自然災害への対応力の強化

我が国はこれまで、地震、台風、集中豪雨など、様々な自然災害に見舞われ、毎年、多くの尊い人命や財産が失われています。特に近年、各地域において大規模地震の切迫性が指摘されており、大地震に対する意識が高まっています。

中標津町においても平成6年10月4日に発生した東方沖地震では大きな被害を受け、この災害を教訓に、10月4日を防災の日と位置づけ、防災訓練等により防災意識を保持し、万が一の災害に備えるよう、広報周知を行っています。



日常的な地域の防犯力の強化

地域社会で発生する犯罪は減少傾向にありますが、町民の日常生活における犯罪への不安は高い状況が続いています。

価値観の多様化などに伴って地域の連帯意識が希薄となり、地域の防犯力を低下させているともいわれています。

地域の町民一人ひとりが生活の安全に関する意識を高め、町民、事業者、ボランティア団体、NPO、行政などが相互に連携・協力し、日常生活を通して犯罪の発生しにくい地域づくりに取り組むことが求められています。

また、まちなかに自然な「人の目」を確保するために道路、公園等の公共施設や住宅の構造、設備、配置等を工夫して適切に管理することや賑わいを創出することも重要とされます。

NPO

「Non-Profit Organization」の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。

1 - 6 個性を活かした地域づくり・都市づくり

近年、経済・社会等の様々な側面で地球規模での相互交流が進み、日本を含むアジア地域においても国際的な都市間競争が激しくなっています。

一方、消費社会の成熟によって、質的な豊かさを求める傾向が強くなり、いわゆる「本物志向」が高まるなか、地域間の競争も活発となってきています。

地域の特性や実情に応じた独自性を発揮し、自他ともに認め、認められる、個性を活かした魅力的な地域づくり、都市づくりを行っていくことが求められています。



2. 改定前の都市マスの残した主要課題

都市マスに基づく実績を町民にしっかりと伝えることが必要です。

業務と都市マスの関係を認識し横断的な推進体制を整えることが必要です。

コンパクトなまちづくりへ向けた具体的で実践的な対応が必要で

農村の環境・景観を活かし産業の活性化に結びつく戦略的な方策の検討が必要で

交流拠点としての市街地中心部の具体的ビジョンと活性化策の検討が必要で

2 - 1 都市マス全体に対する評価・検討課題

都市マスに基づく実績を町民にしっかりと伝えることが必要

都市マスの実績評価にあたって、ソフトからハードまで大小様々な取組みや事業の実績が 200 ほどあげられましたが、これらの実績が町民、また庁内にも伝わっていないという問題が浮き彫りとなりました。

これは、都市計画審議会と景観審議会の両審議会から「都市計画マスタープランの実現の手立てについて」として指摘されているところでもあります。

情報公開を行っていなかったわけではありませんが、伝える努力や伝える工夫が欠けていたとの反省を踏まえ、しっかりと伝えていく必要があるとの確認がなされました。

業務と都市マスの関係を認識し横断的な推進体制を整えることが必要

庁内における都市マスの認識は、建設行政に関わる課・係だけのものとの認識が強いとともに、総合発展計画を上位計画とし、その実施レベルのなかで、連動して都市マスを推進していくという認識が各課・係で共有されていないという課題が明らかとなりました。

実績としての取組みが、都市マスを意識したわけではないが、実は都市マスと関係していたと改めて気づいたという職員も多く、都市マスとの関係が改めて確認されました。

今後は各課・係での日々の業務の中で都市マスを意識し庁内の一体的な連携により推進していくことが必要との意識共有がなされ、より一層明確な指針及び手引きとして都市マスを見直す必要があるとの確認がなされるとともに、協働による推進体制の構築が必要であるとの確認もなされました。



コンパクトなまちづくりへ向けた具体的で実践的な対応が必要



実績として評価されるものとして、防風林等の自然環境保全、大規模公園整備などが、“共生”、“交流”をテーマとした都市マスの推進として評価されるものであるが、バイパス沿いの土地利用など、一部、都市マスと整合を欠く実績がみられるなどの問題が指摘されます。

「まちづくり三法（中活法、都市計画法、大店法）」の改正や、「景観緑三法（景観法、景観法関係法、都市緑地法）」の制定など、当時はなかった法規制が新たに整備されていることから、その活用も視野に入れ”自律”した都市（＝コンパクトシティ）の実現に向けて、その対応策を検討していくことが必要です。

農村の環境・景観を活かし産業の活性化に結びつく戦略的な方策の検討が必要

農村の豊かさと都会的な暮らしの共存・共生する環境が中標津の魅力として捉えられています。特に、中標津の発展を支えた基幹産業の農業や、市街地の中心を流れる標津川やタワラマップ川、都市を囲む防風林などの自然が大きな魅力として認識されており、それらを守り、活かし地域の活力としていこうとする団体や民間の取組みが多くみられます。



農村部の環境・景観を守り、活かし地域産業の活性化に結びつけていく戦略的な方策の検討が必要となっています。

交流拠点としての中心市街地の具体的ビジョンと活性化策の検討が必要



当初計画の策定当時、踏み込んだ検討を行う条件が整っていなかったため、具体的な議論にいたらなかった中心市街地に関しては、具体的なビジョンがなく共有されていないことから、その取組みは停滞気味となっていました。

交流拠点としての中心市街地のあり方と方策を検討し、まちぐるみでビジョンを共有し、その実現に向けて取り組んでいくことが必要です。



2 - 2 各構想に対する評価と課題

【自然と歴史を大切にした都市の骨格方針を示す構想（ミレニアムプラン）】

1 自然環境骨格を大切にする取組み

大規模な緑地（公園、保安林など）の整備や維持管理等の充実した取組みを行ってきています。

公園、森林等の適切な維持管理を行っていくことが必要です。

評価

↑ 高い実績
 中程度の実績
 ↓ 低い実績

河川の保全、整備・活用に関しては、河川を活用したイベントなど河川活用の民間の取組みがみられます。ハード整備は徐々に進められていますが、途上段階にあり、会議や調査、都市計画としての緑地決定など調査研究、制度的な取組みを中心に行ってきています。

調査研究成果等を活かした河川環境整備をどのように行うかの検討が必要です。

武佐岳への眺望確保に関しては、携帯電話基地局設置に係る指導指針の制定などの制度的な規制誘導策の取組みを行ってきました。

景観眺望点の設定や具体的な空間保全策の検討、また景観まちづくりにおける法的規制効果の導入の検討などが必要となっています。

河岸段丘の保全、活用に関しては、緑の基本計画に位置づけました。

具体的、実践的な取組みに向けた検討が必要です。

2 歴史環境骨格を大切にする取組み

中標津神社鎮守の森は、適切な維持管理により保全されています。

適切な維持管理を行っていくことが必要です。

先史時代の遺跡は現状保存がされています。

ただ残すだけではなく、歴史的資源としての活かし方を検討することが求められます。

中標津の発展の礎となった旧農業試験場庁舎「伝成館」を保存し、開拓の歴史を大切にしながらまちづくりに活かしていこうとする民間の取組みがみられます。

当該施設の戦略的活用、情報発信、意識共有、取組みの活性化、支援体制の充実が求められます。

道路整備、空港整備が進められてきていますが、未整備道路もまだ多くみられます。

まちの歴史、中標津らしさが伝わる整備とともに、施設の有効活用に向けた検討が求められます。

鉄道跡地を活用したウォーキングコースなど民間の取組みがみられますが、環境整備は立ち後れている状況にあります。

まちの歴史を伝える情報伝達のしくみや環境の整備が求められます。開拓当時の市街地区画形態に配慮した道路配置を行っていますが、一部で未舗装の生活道路もみられます。

生活道路の整備と適切な維持管理を行っていくことが必要です。

【交流・共生・自律をテーマとして町民の地域への夢や希望を叶える都市の構造方針を示す構想（夢実現化構想）】

1 “交流のある都市” 実現の取組み

交流拠点としての各種公園（運動、ゆめの森、森林、児童など）の充実した整備が行われてきました。

適切な維持管理とともに、交流拠点としての活用方策を検討してくこ

とが必要です。

広域交流アクセス網となる幹線道路は、充実した整備が行われてきました。歩行者ネットワークの整備に関しては、ウォーキングルートの設定など民間の取組みがみられますが、歩行者道路の整備はバリアフリー化が中心で、レクリエーション対応の河川敷や鉄道跡地を活用した環境整備は立ち後れている状況にあります。

歩行者ネットワークの具体的環境整備策の検討が必要となっています。

賑わい創出イベントや交流イベントなどの取組みが市街地で行われていますが一過性の取組みとして終わっている状況にあります。

持続的な賑わい創出に向けた取組みへと転換していくことが求められます。

恒常的な街中回遊、賑わい創出に結びついた暮らしの環境（住・商・観の複合拠点化）づくりに資する中心市街地形成、土地利用誘導施策はほぼ手つかずの状況となっており、郊外部（白地地域）への大型店の出店により中心市街地は衰退傾向にあります。

賑わい交流拠点としての中心市街地の活性化方策、土地利用方策の検討が求められます。

2 “共生する都市” 実現の取組み

充実した草地更新、草地造成の取組みにより中標津らしい農地の環境を守ってきています。

この環境を守り、都市と共生した魅力の強化が求められます。

バイパス沿線の景観形成基準や携帯電話基地局設置に係る指導指針の制定により市街地景観の保全誘導を行っていますが、土地利用施策と連動した十分なコントロールが出来ているというわけではありません。

土地利用施策と連動し、新たな段階の景観行政に向かうことの検討が求められます。

新規に開発する団地に対しての開発指導要綱を施行しました。また、緑の基本計画に緑化ルールの要請や、既存の住宅地や商店、工場などでの敷地緑化の要請を位置づけていますが、緑化要請の具体的な取組みまでには至っていないのが現状です。

緑の保全や緑化に対する実践的な取組みの検討が求められます。

ますみ川の多自然型河川への改修など河川の環境整備は徐々に行われてきており、タワラマップ川の親水環境整備に向けた調査も実施しています。また、河川を活用した多様な民間の活動もみられています。

地域の利用ニーズに応じた河川環境整備の実現に取り組んでいくとが必要です。

エゾリンドウ群生地の保全を緑の基本計画に位置づけたものの、保全が難しいことから群生地の移植実験・調査を行っています。

エゾリンドウの移植を進めるとともに移植跡の土地の有効利用の促

進・誘導が必要です。

3 “自律した都市”実現の取組み

市街地のエッジとなる保安林の保全は充実した取組みを行ってきており、営林署苗畑跡地の市街地のエッジとしての森づくりを緑の基本計画に位置づけました。

営林署苗畑跡地の実践的な緑化の推進が求められます。

平成13年以降、重点整備区域（既存用途地域&一部の白地地域）内における開発行為は平成20年度までに15件（19.5ha）あります。一方で重点整備区域外（白地地域）での開発行為も11件あり面積では23.4haと上回っている状況にあります。宅地開発指導要綱により良好な宅地形成を促進しているものの市街地拡大の抑制力の効果までではないものとなっています。

重点整備区域外（白地地域）の土地利用規制の有効な手立ての検討が必要となっています。

既成市街地内の土地の有効活用として、用途地域指定による土地利用の整序、町有未利用地の処分や一団地化を推進しています。また、まちなか居住の推進を住生活基本計画に位置づけ公営住宅のまちなかへの整備を推進していますが、商業施設等の中心市街地への集積による暮らしの環境づくりは進んでいない状況にあります。

まちなか居住誘導と連動し、商業施設の集積のみにこだわらない中心市街地活性化方策や土地利用施策の検討が必要です。

既存市街地の範囲を基本として都市計画道路網の配置と整備を行ってきています。順次、計画決定幅員どおりの整備が行っていますが、長年計画幅員どおりに整備されていない未整備街路もみられます。

長期未整備都市計画道路の今後の扱いの検討が必要となっています。自動車優先型から歩行者優先型への転換に関しては、歩道のバリアフリーを進めているものの、歩行者優先への転換までに至っていないのが現状です。

公共交通網の再編や中心市街地活性化方策と連動した歩行者優先のまちづくりを検討していただく必要があります。

【総合発展計画と連動し、実効性の高い施策をパートナーシップで展開する都市の整備方針を示す構想（総合計画連動構想）】

1 “安全・安心のまちづくり”の取組み（＝テーマ別構想）

安心して医療・福祉サービスを楽しむことができる中心市街地の形成に向け、総合福祉センターを建設し地域福祉活動の拠点としています。また、住宅が近接した福祉交流拠点の形成に向けて、まちなかへの公営住宅整備を計画しています。

まちなかでの暮らしと福祉サービスの連携した施策の検討が求められます。

安全な移動空間の創出に向け、歩道のバリアフリー化を実施してきています。道路照明については整備更新を進めていますが絶対数が不足している状況にあります。バス輸送機能に関しては、空港連絡バスや障がい児移送などのサービスを行っていますが、各種バス機能の集約化などに課題が残されています。

バリアフリー化未実施路線の整備や歩道以外の歩行空間整備、照明確保の充実が求められます。

町民の暮らしや観光、福祉などの総合的なバス機能のあり方の検討が求められています。

人にやさしく安全な交流空間の創出としては、各種公園整備を中心に行われてきました。公園は目的機能を優先しつつ緊急避難所に位置づけています。幼児から小・中・高校生、高齢者までが利用できる公園以外の交流施設や、まちづくり活動拠点としての施設整備などの取組みは進んでいない状況となっています。

まちなかでの公園以外の交流拠点の形成が求められます。

2 “交流と活力のあるまちづくり”の取組み（＝テーマ別構想）

運動公園の整備により健康・スポーツに関するレクリエーション環境は充実してきています。自然を楽しむ環境はゆめの森公園や森林公園の整備によって向上し、標津川などの河川環境を活用したウォーキングの取組みなど民間の活動がみられています。

農業（酪農）をテーマとしたレクリエーション環境については、公共牧場整備により環境整備を行っているとともに都市間交流事業による交流が行われています。

各種レクリエーション活動を産業振興にどう発展させていくかの検討が必要となっています。そのうえで、各種レクリエーション活動の環境整備の検討を行うことが求められます。

おもてなしの気持ちを大切にされた情報提供に関しては、情報発信センターの検討がされていますが、運営実施主体が課題となっています。

また、来訪客をもてなす市街地景観形成としての商業地における景観づくりは進んでいない状況にあります。

情報発信の運営体制の検討や、商工会や商店街等の関係者の意思統一による連携した街なみづくりが求められます。

既存商工業の集積による産業振興については、住工の混在を解消する土地利用規制は行ってきましたが、集積に向けた土地利用の取組みは、中心市街地の空洞化や活性化、商業圏域調査などの調査事業にとどまっている状況にあります。

中心市街地活性化方策と連動した土地利用方策の検討が求められます。

空港を活かした交流環境、新産業の振興については、空港周辺での大規模公園（ゆめの森、森林）の整備が行われているものの、臨空型の新たな産

業の受け入れは低迷している状況にあります。

空港を活用した臨空型産業のイメージを明確にし、地域で共有して戦略を検討することが求められます。

3 “自律と共生のまちづくり”の取組み（＝テーマ別構想）

市街地拡大のバッファとしての優良農地、保安林は、適切な維持保全を行い、町民と創る森を緑の基本計画に位置づけています。

町民と創る森の環境教育の場としての具体的活用方策の検討が必要です。

河川や河岸段丘を大切にした市街地形成としては、河岸段丘の緑の保全を緑の基本計画に位置づけています。

また、標津川の活用をテーマとした会議の開催、ウォーキングルートの設定、町民との協働による河川沿いの憩いの場整備など行われています。

河川環境の環境教育の場としての具体的活用方策、環境整備の検討が必要となっています。

鉄道跡地や農業産業遺産、近代化遺産などの活用としては、町民有志による鉄道跡地の散策路としての活用が行われているとともに、NPOによって旧農業試験場伝成館の保存・活用や地域資源調査、ふるさと遺産探求などのまちづくり活動が行われています。

各種民間活動のさらなる活性化、支援強化とともに、産業遺産等により良い活用に向けた環境整備の検討が求められます。

子どもからお年寄りまでの幅広い参加・協働に向けては、地域まちづくり事業補助金の交付やパートナーシップ推進研究会の設立などをベースに各種地域活動に取り組んでいます。

幅広い参加・協働に向けた協働意識の醸成や推進体制の検討が求められます。

4 “冬の快適なまちづくり”の取組み（＝テーマ別構想）

冬の快適な市街地形成の取組みとして、「はな通り会」によるアイスキャンデルの取組みがみられます。

活動を持続させる支援体制を強化していくことが求められます。

冬の遊び場創出に向けては、運動公園にスピードスケート場、アイスホッケー場を整備しているとともに、ゆめの森公園では、歩くスキーを楽しむ環境を整えています。また、冬期の大きなイベントとして、なかしべつ冬まつりを開催しています。

冬を楽しむなかしべつの広域的な利用促進に向けた取組みが求められます。

北国にふさわしい住宅・住宅地形成に関する住生活基本計画への位置づけは特に行われておらず、開発局主催の研究会、意見交換会を行いました。その後の具体的な取組みは停滞ぎみとなっています。

北国にふさわしい交通ネットワークの整備として、宅地開発指導要綱に

より道路幅員の標準を規定しています。

バス停の冬対策は利用者の低迷により未実施となっています。

北国にふさわしい住宅・住宅地形成に向けた具体的な施策の検討が求められます。

パートナーシップによる除排雪体制整備など官民一体となった総合的雪対策の取組みは未実施となっています。

民間活力や地域力の具体的な活用方を検討した協働体制づくりが必要となっています。

重点構想1 中心市街地の活性化（＝緑園都心の創造）の取組み （緑園都心）

都心部に残る貴重で身近な自然との共生と歴史の積み重ねにより醸成される環境を骨格とする緑園都心の創造に向けた、大規模な緑地（公園、保安林など）の整備や維持管理は、充実した取組みが行われてきました。

公園、森林等の適切な維持管理を行っていくことが必要です。

河川の保全、整備に関しては、改修整備が徐々に進められていますが、途上段階にあり、会議や調査、都市計画としての緑地決定、緑地の保全や緑化を緑の基本計画へ位置づけるなど、調査研究、制度的な取組みを中心に行ってきています。

調査研究成果を活かした河川環境整備の具体的な推進策の検討が必要となっています。

NPO や各種活動団体による自然、歴史をテーマとした環境の保全、活用の取組みが行われています。

団体間の情報・意識の共有化や支援体制を強化していくことが求められます。

（生活都心）

便利で快適なまちなかの生活の場（生活都心）づくりに向けては、まちなか居住の推進を住生活基本計画に位置づけ公営住宅のまちなかへの整備を計画しています。

既成市街地の下水道整備はほぼ完了し、歩道のバリアフリー化も徐々に推進していますが、商業施設等の中心市街地への集積による暮らしの環境づくりは進んでいない状況にあります。

まちなか居住誘導と連動し、商業施設の集積のみにこだわらない中心市街地活性化方策や土地利用施策の検討が必要です。

（生業都心）

町民生活と密接に結びついたまちなかの仕事の間（生業都心）づくりに向けては、中心市街地の集客増大に向けた各種調査等を実施してきているとともに、起業家支援事業の補助を実施しています。環境整備としては、中央通りのシンボルロードとしての整備を行っています。

市街地の集客実現化の具体的な環境整備の計画検討が必要となっています。

(交流都心)

町民と来訪客の交流の場(交流都心)づくりに向けては、公園整備を中心とした交流拠点整備を行ってきました。また、まちなかでの交流イベントが開催されていますが、一過性の取組みとして終わっており恒常的にまちなかで触れ合える環境は整っていないのが現状です。

産業振興に繋がるまちなか交流を育む環境整備を行っていくことが求められています。

重点構想2 公共性の高い環境のネットワーク化

ネットワーク骨格としての都心部の貴重な自然環境や酪農を基盤とした歴史環境の保全・活用については、河岸段丘や樹林地、河畔林、エゾリンドウ群生地等の保全を緑の基本計画に位置づけました。

また、中標津の発展の礎となった旧農業試験場庁舎「伝成館」を保存し、開拓の歴史を大切にしながらまちづくりに活かしていこうとする民間の取組みがみられます。

緑の保全意識の共有化や、個々の緑の具体的保全・活用実施策の検討が必要です。

歴史環境資源の発掘、情報発信、意識の共有化、保全策の検討が必要です。

道路、公園・緑地、河川、公共施設、公共性の高い大規模民間施設等のネットワーク拠点の環境形成にあたっては、緑の基本計画に民間施設の緑化促進を位置づけ、各種公園整備や河川の整備・調査を行ってきたほか、河川や道路沿線等での町内会などの民間による環境整備に対しての補助を行ってきました。

緑の保全、緑化に対する意識の醸成と持続的な推進体制の検討が必要です。

自然環境や歩行者用道路などによるネットワーク化については、ウォーキングコースなど民間の取組みがみられますが、歩行者道路の整備はバリアフリー化が中心で、河川敷や鉄道跡地を活用した環境整備は立ち後れている状況にあります。

ネットワークづくりの具体的対象や環境整備策の検討が必要となっています。

3. 中標津町の特性

大切なもの：“豊かな自然と大地”と“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にしていくことが強く意識されています。

心配なもの：都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる複合的な課題が顕著となっています。

関心の高いもの：身近な自然環境の保全意識が高いとともに、安全・安心な環境の充実を求める声が高まっています。

3 - 1 “豊かな自然と大地”と“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”



中標津町は、武佐岳や標津川、広く続く平地と変化に富んだ河岸段丘の地形など、悠久の時を超えて形成された“豊かな自然と大地”に恵まれており、町民には大切にすべき環境として高く評価されています。



また、中標津町の街の基盤が形成された 20 世紀は、次世代に語り継ぐべき重要な時代として町民の記憶に残っており、その時代を代表する北海道遺産にも選定された格子状防風林や日本初の殖

民軌道、鉄道跡地、道路などの交通体系、防空壕跡等の戦時中の遺構、空港・旧海軍による空港建設用道路、神社周辺の鎮守の森、殖民区画を基盤とした市街地、農業試験場、馬鈴薯原種農場、さけ・ますふ化場などは“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”として保全や活用が強く意識されています。



3 - 2 地域の発展とともに顕著となっている都市全体の複合的課題



自然や大地、街の基盤の上に発展を続けてきた現在では、人口増加に代表される地域の発展とともに、市街地が拡大し、都市基盤施設も充実してきましたが、同時に市街地のスプロール化や中心市街地の空洞化



の進行、自然災害に対するぜい弱さの露呈、郊外市街地における開発圧力の高まりなどによる都市運営上の基盤等の整備・維持に関する負担の増大など、都市全体の安全性や活力度、都市経営な

どにわたる課題が複合化しながら顕著となり、町民全体が懸念しはじめています。

特に、町民は、中心市街地の空洞化の進行により衰退する商業地域をはじめ、消滅する近代化遺産や魅力に乏しい街なみ、増加する交通事故や遅れが露呈した自然災害時対策、高齢化への対応が十分ではない都市環境、心のゆとり不足と青少年の行動、新たな創造が求められる地域独自の文化や産業、対応が必要な分権化や環境共生への体制、大変な冬期の雪処理対策などに関する関心が強くなっています。

3 - 3 身近な自然環境の保全意識、安全・安心な環境の充実意識



身近な生活空間である地域においては、タワラマップ川、エゾリンドウ群生地などといった自然の緑地や小河川など、身近な自然環境の保全に対する意識が高い一方、地域コミュニ



ニティの希薄化や交通事故、犯罪などに対する不安が強く、集会所や公園の整備などといったコミュニティ環境や安全性の高い交通環境の充実などを求める声が高まっています。

4. 町民の関心が高い地域課題

高齢者や障がい者、子どもが安心して暮らせるまちづくりに対する関心が特に高いものとなっています。

若者が楽しめ、働く場のあるまちづくりに対しての関心が集まっています。

安全・安心、暮らしのゆとり、人とのふれあい、美味しい食、自然との調和など、暮らしの質を高める分野に関心が集まっています。

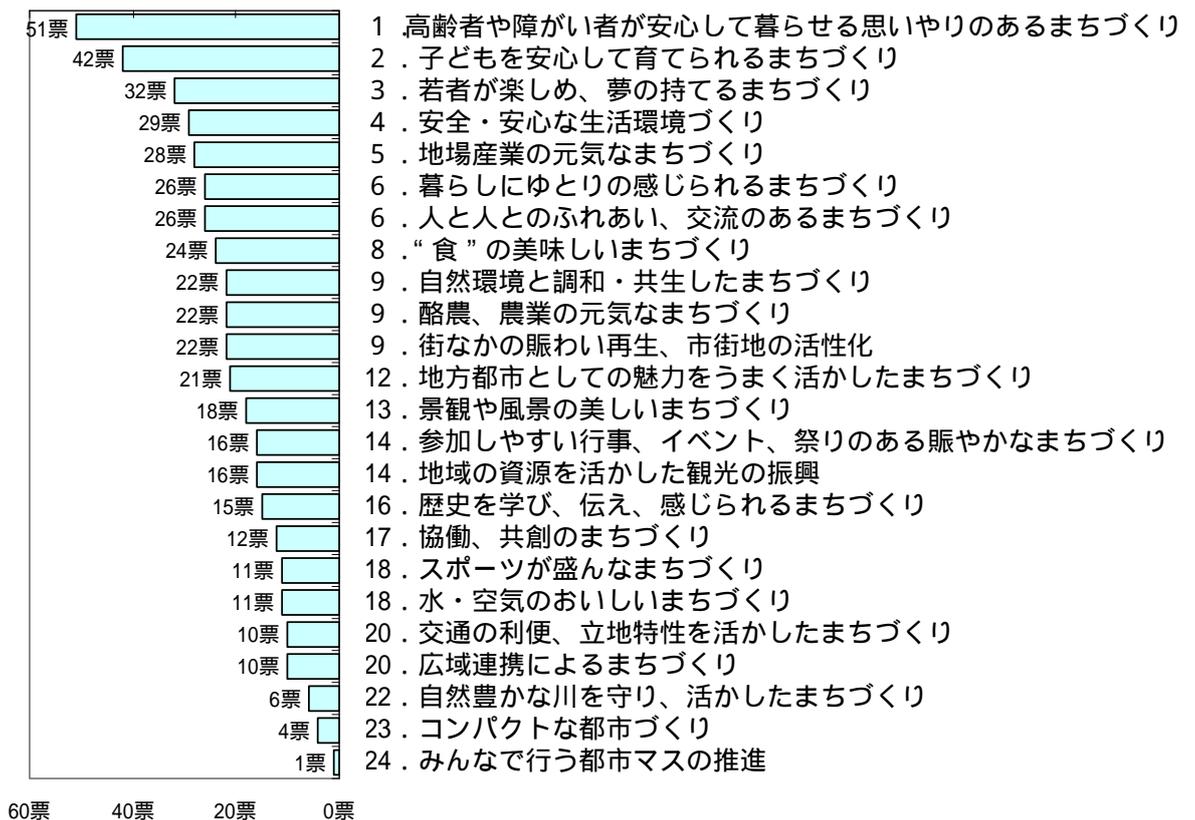
4-1 これからの10年・20年大切にしたいまちづくりのテーマ

平成21年11月、総勢180名の町民の参加により、「まちづくりフォーラム」を開催いたしました。このなかで行ったワークショップにおいて、「これからの10年・20年大切にしたいまちづくりのテーマ」について議論しました。



さらに、同月に開催された「中標津まちづくり交流広場」において、フォーラムで議論いただいた意見に対し、アンケート調査を行い、「私も重要と思う、共感する」というものを5つ選んでいただきました。

町民の関心分野としては高い順に次のとおりです。



第2章 地域全体の都市づくり構想

1. 都市づくり上の課題

- “豊かな自然と大地”、“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組みが必要です。
- 都市全体の複合的課題を解決しながら、総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組みが不可欠です。
- 町民の関心が高い地域課題の解決に向けて、町民の観点から目標像を設定し、町民が主体的に取り組むことが求められます。

どのような視点で都市づくりを行っていくのかの課題を整理しています。「時間の流れを軸」として都市づくり上の課題を示し、中標津町の独創的な都市マスの構成「超長期構想（1000 年）、長期構想（100 年）、中期構想（10・数十年）を導く課題となっています。

1-1 次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組み

町民に大切にすべき環境として高く評価されている 2 つの環境（豊かな自然と大地、街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産）を大切にしながら、次世代に継承する超長期的な視点での目標像と取組みが必要です。

特に、武佐岳や標津川、広く続く平地と変化に富んだ河岸段丘の地形などの“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、北海道遺産にも指定された格子状防風林や日本初の殖民軌道、鉄道跡地、道路などの交通体系、防空壕跡等の戦時中の遺構、空港・旧海軍による空港建設用道路、神社周辺の鎮守の森、殖民区画を基盤とした市街地、農業試験場、馬鈴薯原種農場、さけ・ますふ化場など“街の基盤が形成された 20 世紀の近代化遺産”を大切にすることが重要です。

1-2 総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組み

地域の発展とともに顕著となっている都市全体の安全性や活力度、都市経営などにわたる複合的課題を解決しながら、総合発展計画等と連動して将来像を実現するための中長期的な目標像と取組みが不可欠です。

1-3 町民の関心が高い地域課題の解決に向けた町民主体の取組み

町民の関心が高い地域課題の解決に向けて、町民の観点から目標像を設定し、町民が主体的に取り組むことが求められます。

特に、タワラマップ川等の小河川、エゾリンドウ群生地などといった自然の緑地や小河川などの身近な自然環境を守り活かすとともに、地域コミュニティの希薄化などの課題の解決を図りながら、高齢者や障がい者、子ども、女性、若者などといった様々な観点から検討され、取り組まなければならないことです。

2. 将来都市像と都市づくりの基本目標

【将来都市像】

- 私たちは、中標津の将来都市像を「環境首都 なかしべつ」と呼ぶこととし、その具体化に向けた都市づくりの基本目標を以下の3点とします。

【都市づくりの基本目標】

- ① 自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。
- ② 交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる長期的な都市の構造づくりを進めます。
- ③ “総合発展計画”を踏まえ、生活実感に基づいた実効性の高い施策を展開する中期的な都市の整備推進を図ります。

自然や歴史を大切にし、交流・共生・自律を追求する都市づくりの将来像です。自然や歴史を大切にした都市の骨格（ミレニアムプラン）、交流・共生・自律を追求する都市の構造（夢実現化構想）、地域・人本位のまちづくり（総合計画連動構想）へとつながります。

将来の中標津町民のライフスタイル

将来の中標津町民は、悠久の時を超えて形成された豊かな“自然や大地”に感謝し、開拓に始まる街の基盤が形成された“20世紀の近代化遺産”を大切にしながら、それらを次の世代へ継承する人々です。また、広域から地域にわたる様々な人々との“交流”を楽しみ、自然や農業との“共生”を積極的に図り、自由と責任を意識しながら“自律”して行動している人々でもあります。

このような町民の生活を実現するため、将来の中標津町の都市は、“豊かな自然と大地”と“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を骨格としながら、“交流・共生・自律”をテーマとした拠点やネットワークからなる構造を有することが大切です。

まず、市街地は、人口の大幅な増加が見込めない時代の到来に対し、既存の都市基盤を最大限活用した経営効率と公共サービス水準の高いコンパクトな規模を維持しなければなりません。

また、中心市街地は、商業の場としてのみならず、すべての町民が親しみ、誇れることのできる豊かな環境のもと、安心して安全に生活できる場であり、酪農などの基幹産業と連携した生業の場であり、観光客などとの交流を楽しむ場として活性化されることが期待されます。

さらに、多くの町民のつながりや思い出を育んできた学校や集会所、公園などの公共性の高い環境は、河川や緑道、人にやさしい歩行者道路などによってネットワークされ、いつまでも町民の絆をしっかりと結んでいく役割を担う必要があります。

2-1 将来都市像

■将来都市像…『環境首都 なかしべつ』

中標津町では、
自然や歴史といった環境を大切にするなかで、
交流を楽しみ、
共生を重んじ、
自律を追求し、
人間を中心に据えた都市を実現するための将来の都市像を

『環境首都 なかしべつ』

と掲げ、北海道全体の目標である“美しい北の国づくり”などの21世紀のモデル都市を目指した取組みを継続していく、強い意志を内外に示し、都市づくりに取り組みます。



2-2 都市づくりの基本目標

■目標① 自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくり

“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にするために、自然と共生した“持続的な都市”と歴史を積み重ねた“個性ある都市”を目指します。

⇒ そのため、自然環境と歴史環境を大切にした超長期的な都市の骨格づくりに取り組みます。

■目標② 交流・共生・自律をテーマとした長期的な都市の構造づくり

町民一人ひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えるため、様々な魅力にあふれ、深い思いやりに包まれた“交流都市”、地球に優しく、身近な潤いのある“共生都市”、無駄が少なく、ゆとりある“自律都市”を創造します。

⇒ そのため、交流・共生・自律をテーマとした拠点やネットワークからなる長期的な都市の構造づくりを進めます。

■目標③ 生活実感に基づいた施策を展開する中期的な都市の整備推進

第6期総合発展計画を上位計画とし、町民と行政の協働のもと、実効性の高い施策を展開するため、“生活実感に基づいた都市”を整備します。

⇒ そのため、“総合発展計画”を踏まえ、生活実感に基づいた実効性の高い施策を展開する中期的な都市の整備推進を図ります。

2-3 全体都市づくり構想の構成

中標津町都市計画マスタープランの地域全体の都市づくり構想は、超長期構想（1000年）、長期構想（100年）、中期構想（10・数十年）で構成します。

■超長期構想：千年先の超長期に渡り、守り伝えていく環境を「都市の骨格」としようとする構想

1000年

次世代の子どもたちに伝えていきたいもの（自然環境と歴史環境）をまちづくりの土台にしていこうという思いが込められています。

ミレニアムプラン

- ・自然環境を大切にする
- ・歴史環境を大切にする

その環境を大切にしながら…

■長期構想：百年の長いスパンをかけて実現していこうとする都市の構造を示す構想

100年

今すぐには無理でも、中標津で豊かに暮らしていくために“交流・共生・自律”をテーマとした都市の構造をつくり、夢や希望を実現しようとする思いが込められています。

夢実現化構想

- ・交流のある都市をつくろう
- ・共生する都市をつくろう
- ・自律した都市をつくろう

その実現を目指して…

■中期構想：総合発展計画と連動して中期的期間の中で実効性の高い施策から取り組んでいこうとする構想

10年～数十年

身近な地域の問題を解決し、生活実感に基づいたテーマで構築し、町民と行政の協働で都市を整備していこうとする思いが込められています。

総合計画連動構想

- ・共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり
- ・安全・安心のまちづくり
- ・連携・創造の活力あるまちづくり
- ・個性豊かで美しい風格のあるまちづくり
- ・自律と共生のコンパクトなまちづくり

実現するための都市整備の基本方針

都市整備

- ・土地利用
- ・水と緑の環境
- ・道路・交通体系
- ・その他都市施設等

3. 超長期構想…都市の骨格方針 ～ミレニアムプラン～

- “自然環境と歴史環境を大切にし、千年先に伝える超長期的な都市の骨格づくり”に向けた構想を「ミレニアムプラン」とします。

【都市の骨格目標】

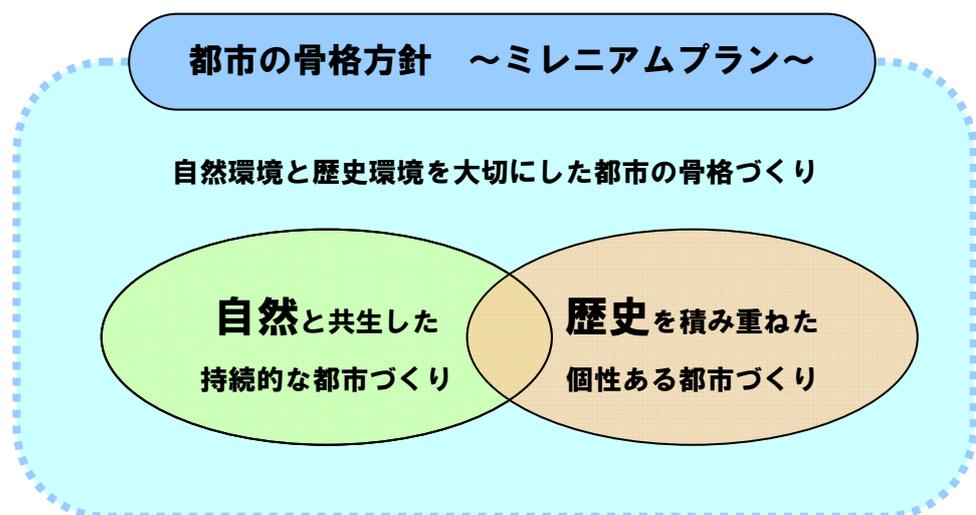
- ① “持続的な都市”を創造する「自然との共生」の目標を“都市化以前の状態に近い良好な自然の維持”とし、それに該当する自然環境を大切にします。
- ② “個性ある都市”を創造する「歴史の積み重ね」の目標を“語り継ぐべき開拓から近代化に至る20世紀の歴史の継承”とし、それに該当する歴史環境を大切にします。

基本目標を受け、千年先の超長期に渡り守り伝えていく環境を都市の骨格構造としようとする構想です。次世代の子どもたちに伝えていきたいもの（“自然環境”と“歴史環境”）をまちづくりの土台にしていこうという思いが詰められた構想となっています。

3-1 基本的な考え方

「“豊かな自然と大地”を次世代に継承し、“街の基盤が形成された20世紀の近代化遺産”を大切にすること」を目標とした超長期的な視点での都市の骨格づくりを目指します。

具体的には、“自然と共生した持続的な都市づくり”と“歴史を積み重ねた個性ある都市づくり”を基本的な方針とする「自然環境と歴史環境を大切にした都市の骨格づくり」を進めます。



この“自然環境と歴史環境を大切にした都市の骨格づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを「ミレニアムプラン」とし、その基本的考え方を次のとおりとします。

3-2 ミレニアムプランの目標と内容

① “持続的な都市”を創造する「自然との共生」の目標

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境を大切にします。

“都市化以前の状態に近い良好な自然”に該当する自然環境として、

- ・骨格的な河川としての標津川、
 - ・河岸段丘などの特色的な地形、
 - ・ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園周辺、防風保安林の緑地、
 - ・武佐岳への眺望を確保する空間、
- などを大切にするものとして位置づけます。



また、

- ・標津川や河岸段丘によって分けられてきた“積極的な利用を図るべき土地”

を利用ゾーンとして、

- ・“自然との共生に配慮すべき土地”
- を共生ゾーンとして位置づけます。



② “個性ある都市”を創造する「歴史の積み重ね」の目標

“開拓から近代化に至る 20 世紀の歴史”に該当する歴史環境を大切にします。

“開拓から近代化に至る 20 世紀の歴史”に該当する歴史環境として、

- ・基幹産業の発展に貢献した防風保安林、
- ・農業試験場、
- ・さけ・ますふ化場
- ・街の発展や人・ものの動きを支えてきた道路・殖民軌道・鉄道・空港、
- ・市街地発展の礎となった開拓当時の市街地区画形態、
- ・町民の心の拠り所となっていた中標津神社周辺の鎮守の森、
- ・先人の足跡である先史時代の遺跡

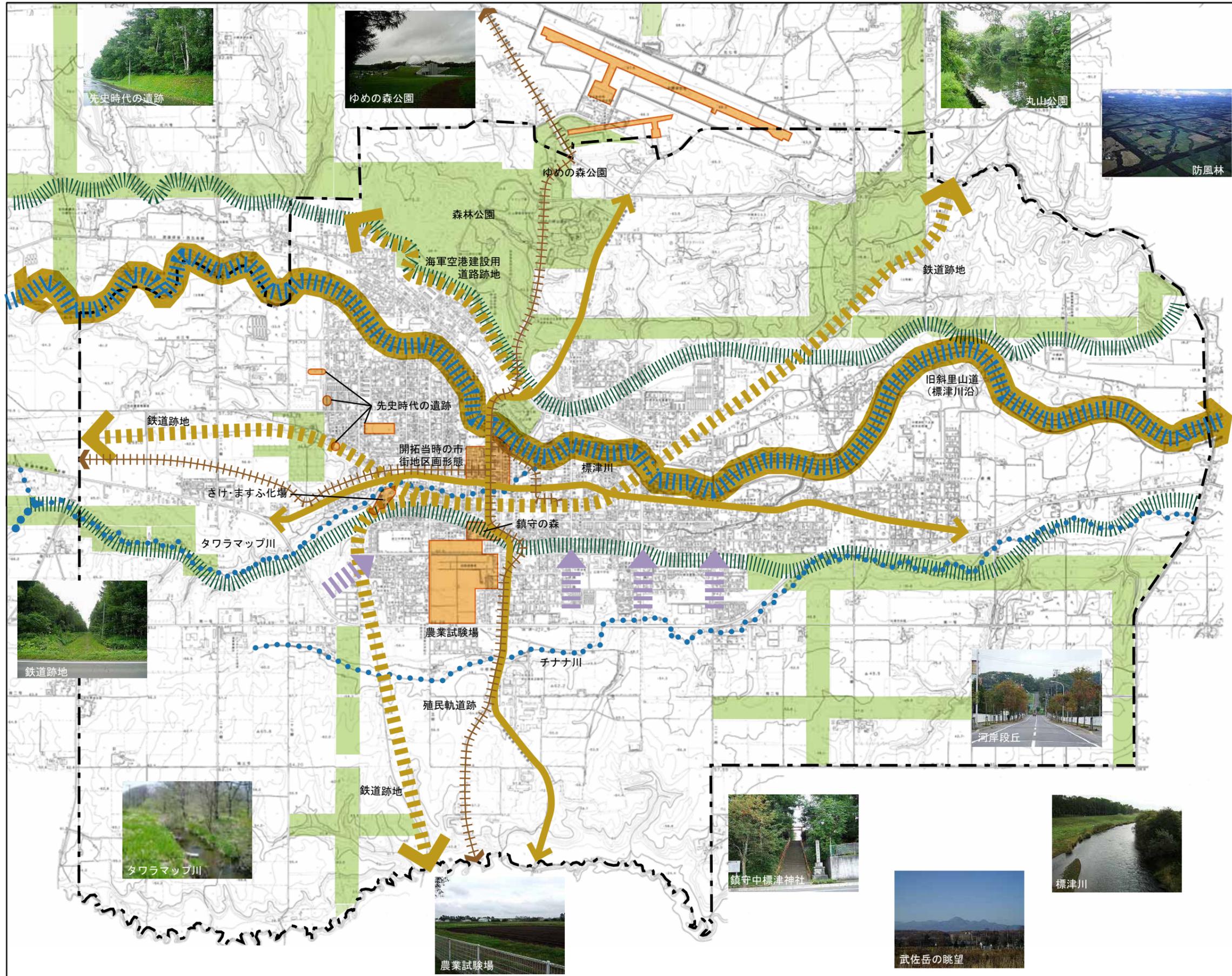
などを大切にするものとして位置づけます。



“ミレニアムプラン”

都市の骨格構造

～自然環境と歴史環境を
千年先に伝える
“ミレニアムプラン”～



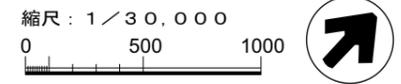
大切に自然環境

- 保安林・大規模緑地等
- 標津川
- 大事な小川
- 河岸段丘 (斜面緑地)
- 武佐岳の眺望

大切に歴史環境

- 面的記憶
- 線的記憶 (まちの発展を支えた道路)
- 線的記憶 (鉄道跡地など)
- 線的記憶 (殖民軌道跡)

都市計画区域界



4. 長期構想…都市の構造方針 ～夢実現化構想～

- “交流・共生・自律をテーマとした百年スパンの長期的な都市の構造づくり”に向けた構想を「夢実現化構想」とします。

【都市の構造目標】

- ①様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくります。
- ②地球に優しく、身近な潤いのある“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。
- ③無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

基本目標を受け、今すぐには無理でも、中標津で豊かに暮らしていくために理想とする夢や希望を百年の長いスパンをかけて実現していこうとする都市の構造を示す構想です。その都市の構造を交流、共生、自律をテーマに構築しています。

4-1 基本的な考え方

「町民一人ひとりが、それぞれの人生を豊かにするための“地域への夢や希望”を叶えること」を目標とした長期的な視点での都市の構造づくりを目指します。

具体的には、“交流のある都市づくり”、“共生する都市づくり”、“自律した都市づくり”を基本的な方針とする「交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり」を進めます。



この“交流・共生・自律をテーマとした都市の構造づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを“夢実現化構想”とし、その基本的考え方を次のとおりとします。

4-2 夢実現化構想の目標と内容

① “交流のある都市”の実現の目標

様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流のある都市”を実現するため、世界との交流・広域との交流・地区内での交流のための拠点づくりと多様な移動ネットワークをつくります。

様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流都市”の実現のため、

- ・「世界との交流」を促進する空港を中心とした空港活用型活性化拠点の形成
- ・「広域との交流」を促進する中心市街地を活性化
- ・「地域のコミュニティ交流」を活発化する地区交流拠点の形成
- ・パブリックオープンスペース※の確保

などを図ります。

また、様々な交流を支える多様な移動ネットワークを形成するため、

- ・広域間の移動ネットワーク（空港、広域幹線道路、広域公共交通）
- ・都市内の移動ネットワーク（幹線、歩行者・自転車道路、公共交通）
- ・地区内の移動ネットワーク（補助幹線、歩行者・自転車道路）

を充実させます。



② “共生する都市”の実現の目標

地球に優しく、身近な潤いのある“共生する都市”を実現するため、中標津らしい風景や美しい景観、自然との共生を促進する地区（共生型利用促進地区）、小河川を大切にします。

地球に優しく、身近な潤いのある“共生都市”の実現のため、

- ・「中標津らしい風景」である武佐岳への眺望を確保する空間
- ・「美しい景観」を創り出す中心市街地と空港アクセス道路
- ・「小河川」としてのタワラマップ川、チナナ川、ポンタワラ川、ますみ川などを大切にします。



③ “自律した都市”の実現の目標

無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”を実現するため、コンパクトな市街地を目指します。

無駄が少ない土地の有効利用を図り、ゆとりある快適生活空間のある“自律都市”を実現するため、

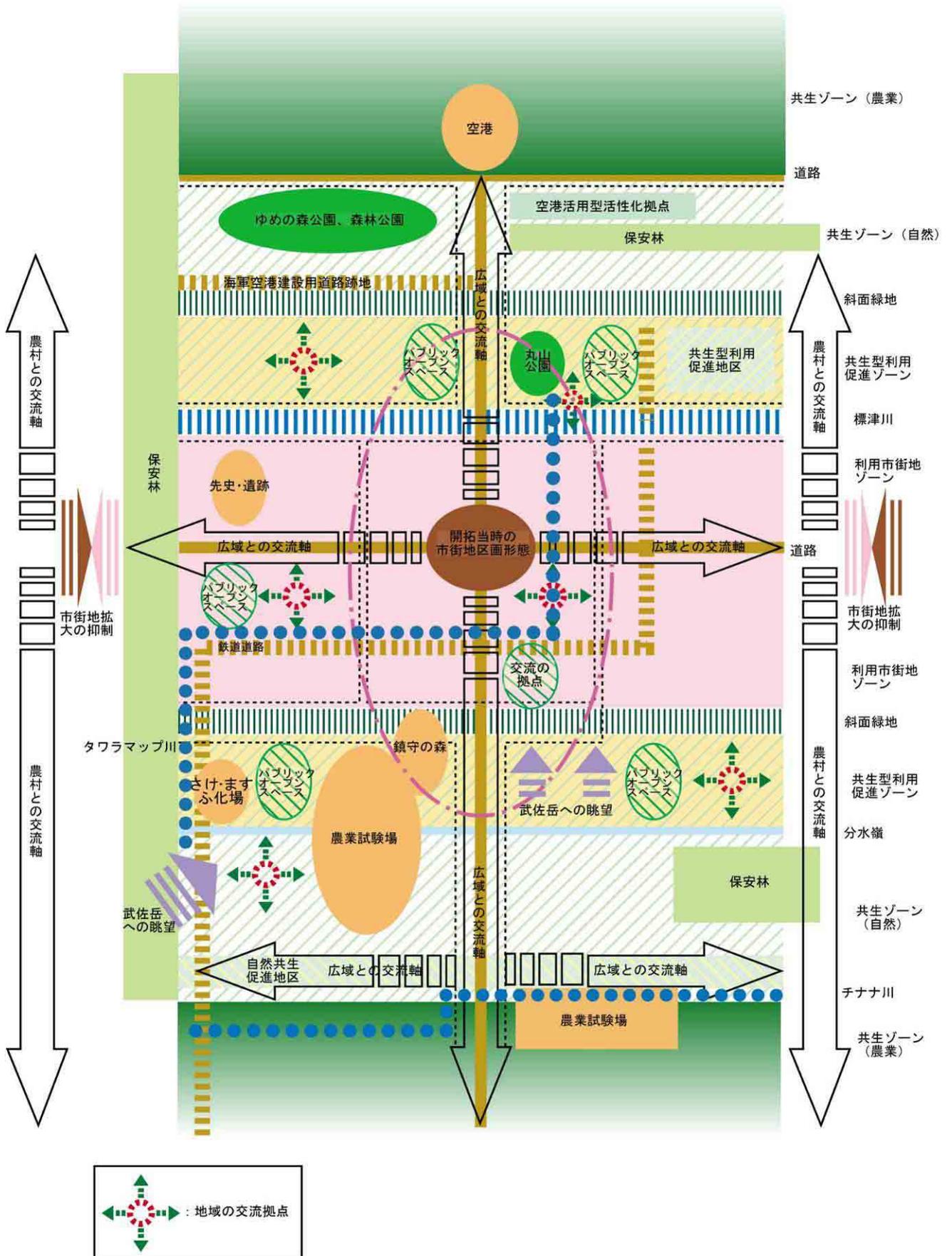
- ・「コンパクトな市街地」を担保する南北の保安林や急傾斜な丘陵地を保全
- ・東西の市街化抑制や車に頼らなくても快適に移動できる交通手段の充実

などによる環境負荷の抑制に努めます。



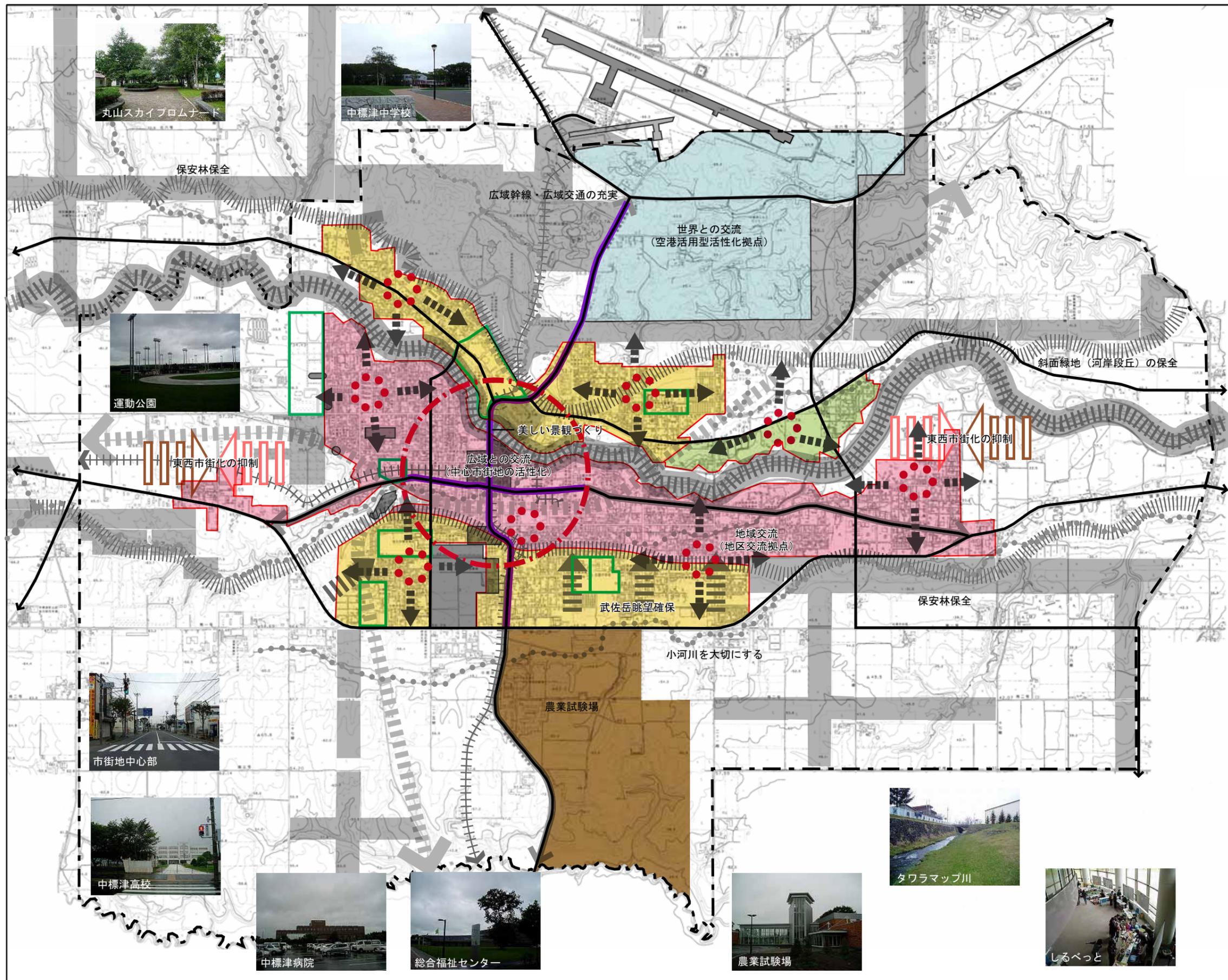
※パブリックオープンスペース
直訳は「公共的な開かれた場所」。本都市マスタープランでは、地域町民同士が交流する公共的な開かれた場所と言う意味で使用。

都市の構造方針～夢実現化構想～の概念



都市の構造

～交流・共生・自律をテーマとした
拠点と軸の都市の構造を百年
かけてつくる“夢実現化構想”～



交流都市系

- 空港活用型活性化拠点
- 中心市街地
- パブリックオープンスペース
- 地区交流拠点
- 地区内ネットワーク

共生都市系

- 共生市街地ゾーン
- 共生型利用促進地区
- 利用市街地ゾーン

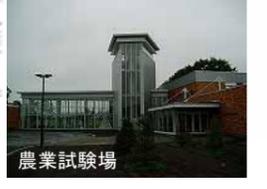
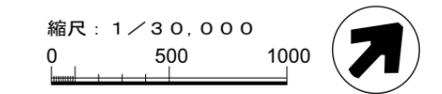
自律都市系

- 市街地開発の力
- 農業利用の力
- 骨格道路

大切に自然環境・歴史環境

- 斜面緑地 (河岸段丘) の保全
- 武佐岳眺望確保
- 小河川を大切にする
- 保安林保全

都市計画区域界



5 . 中期構想...テーマ別都市づくり方針 ~ 総合計画連動構想 ~

“第6期総合発展計画と連動し、将来像を実現する中期的な都市づくり”に向けた構想を“総合計画連動構想”とします。

【都市の整備目標】

地域町民がお互いに協力し、支え、助け合いながら暮らし、交流を育む居場所のある“共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”を進めます。

暮らしの質を優先し、身近な環境を重視した“安全・安心のまちづくり”を進めます。

地域の潜在的魅力を活かし、多様な連携・ネットワークによる“連携・創造の活力あるまちづくり”を進めます。

地域の産業活動や歴史を重んじ景観を重視した“個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”を進めます。

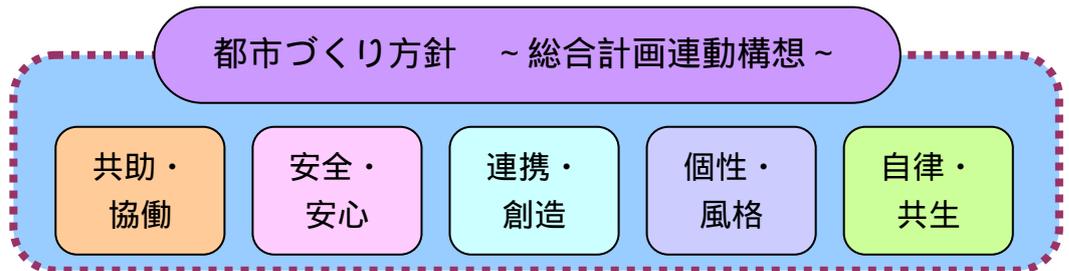
持続的な発展に向けて地域が自律し、自然や環境、農村と共生する“自律と共生のコンパクトなまちづくり”を進めます。

“総合発展計画”と連動して、中期的期間の中で、町民と行政の協働で、実効性の高い施策から取り組んでいこうとする構想です。身近な地域の問題を解決し、生活実感に基づいたテーマで構築しています。

5 - 1 基本的な考え方

「第6期総合発展計画を上位計画とし、町民と行政の協働のもと、実効性の高い施策を展開すること」を目標とした中期的な視点での都市づくりを進めます。

具体的には、“共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”、“安全・安心のまちづくり”、“連携・創造の活力あるまちづくり”、“個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”、“自律と共生のコンパクトなまちづくり”の5つのテーマのまちづくりを基本的な柱とし、総合発展計画と連動し、将来像を実現する都市づくりを進めます。



この“総合発展計画と連動し、将来像を実現する都市づくり”に向けた構想のキャッチフレーズを「総合計画連動構想」とし、5つのテーマごとの基本的考え方を次のとおりとします。

5 - 2 総合計画連動構想の目標と内容

テーマ1 “共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”の目標

子どもや若者、高齢者や障がい者まで、だれもが自分の居場所を見つけ、お互いに協力し、支え、助け合いながら交流を育み、自分らしく、いきいきと暮らせる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり
 - ・共助、協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進
- を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり

中標津はコンパクトな町をつくっていくという目標や交通弱者や中心市街地の駐車場の問題もあるため、都市マスの策定委員会とは別にこれらの問題を踏まえた計画を今後作っていくことが必要。

策定委員会より



ゲートウェイ

門口、出入り口、接点等の意。ここでは交流人口を拡大し地域の活性化を促進する北海道東部の玄関口としての機能を担う意味としている。



公共交通ネットワークの充実

1) 公共交通の再編による利便性向上

少子高齢化の進行に伴い増大する交通弱者の移動手段の確保や、公共交通空白地域の解消といった課題への対応に加え、郊外の住宅地と中心市街地のアクセスを確保し中心市街地における交流人口の拡大を促進するため、公共交通の再編を検討し利便性の向上に努めます。

地域に親しまれる空港の魅力向上

1) 道東5空港の連携による「中標津空港」の魅力の向上と利用の活性化

北海道東部のゲートウェイ 空港として「中標津空港」を位置づけ、道東5空港（帯広、釧路、女満別、中標津、紋別）との連携により、その魅力の向上と利用の活性化を図ります。

2) 空港線の景観向上

魅力の高い空港周辺環境を整えるため、3・3・17 空港線(道道中標津空港線)の景観向上に努めます。

中標津ならではの余暇・交流活動拠点の充実

1) 「中標津体育館」の再整備に伴う町民同士の情報交換や交流の場整備

町民の屋内スポーツ活動の拠点として「中標津体育館」を位置づけ、施設の老朽化に伴う再整備にあたっては、体育館を利用する町民同士の情報交換や交流を育む場としての機能を備えるとともに、施設の配置にあたっては、より多くの町民の利便性に配慮した位置の選定を検討します。

2) 「中標津町運動公園」等の既存運動施設の有効活用

「中標津町運動公園」等の既存運動施設の適正な維持管理を図るとともに、各種スポーツ行事やスポーツ大会等の誘致を図り、施設の有効活用に努めます。



しるべっと界隈のゾーンをもう少し機能的で魅力ある場所へと思い切って活用してみてもどうか。

策定委員会より

サードプレイス
家庭でも職場(学校)でもない第三の場所。つまりはくつろぎの場所のこと。



3) 「丸山公園」の自然環境保全と年間を通じた利活用方策の検討

「丸山公園」は、春の桜や秋の紅葉など四季折々に多彩な表情を見せる豊かな自然環境や、中心市街地に近接するといった恵まれた立地特性を活かし、一年を通じて誰もが気軽に利用でき、町民の憩いの場となるような公園を目指し、その良好な自然環境を保全しつつ、年間を通じた利活用方策を検討し、公園の有効活用に努めます。

4) 「緑ヶ丘森林公園」のレクリエーション機能の向上

自然とのふれ合いを求め町内外から多くの人が集まる「緑ヶ丘森林公園」と「ゆめの森公園」の一带を広域レクリエーション拠点と位置づけ、「緑ヶ丘森林公園」のリニューアル等を検討し、レクリエーション機能の向上を図ります。

5) 町民と行政による身近な公園・緑地環境の充実

町民の暮らしの中で最も身近な憩いや交流の場となる公園・緑地は、町民の利用実態や声に応じて、周辺町民が真に必要としている環境づくりを町民と行政の協働により推進していきます。

6) 文化・芸術活動拠点の充実

町民の音楽や演劇、美術等の多様な文化芸術の鑑賞や活動成果を発表する拠点として「中標津町総合文化会館(しるべっと)」を位置づけ、文化芸術にふれる機会の充実に努めるとともに、展示、創作等の文化・芸術活動拠点となるギャラリーや工房などの整備誘導を図り、より多くの町民が文化芸術にふれられる環境づくりに努めます。

7) 基幹産業である農業・酪農を通じた体験・交流機会の充実

「伯爵まつり」や「共進会(なかしべつ牛まつり)」等のイベントの充実など、基幹産業である農業・酪農を通じた体験・交流機会の充実を図り、親子や地域、世代間等におけるふれあい、交流を育みます。

一年を通して賑わいのある中心市街地への再生

1) 世代別や世代間の気軽な交流の場づくり

中心市街地が、町民の生活や交流の場としてその役割を果たしていくために、自宅や職場・学校とも異なるサードプレイス(第三の居場所)となる世代別や世代間の気軽な交流の場の整備を既存施設や空き店舗等の活用により誘導し、まちなかにおける多様な滞留拠点の形成を図ります。

2) 「タワラマップ川親水広場」を核とした新しい賑わいの拠点づくり

「タワラマップ川親水広場」の対岸の土地を親水広場との相乗効果により賑わいを生み出す多目的な拠点化を図るなど、親水広場を核に商業発祥の地としての東1条通や中心市街地のメインストリートとしての中央通を軸とし

商店街を中心とした市街地から多様な機能の市街地づくりをしていく必要があると思う。

策定委員会より

マッチング

需要側と供給側との調整を行い引き合わせることを。



オープンスペース

都市や敷地内で、建物の建っていない土地。空地。

中標津は人が集まってくる町。まちなかに少しでも来られるような状況をつくり出せないか。空いている土地を花壇にするなど少しずつ進めていけばと思う。

策定委員会より

まちなかにお年寄り向けの公営住宅など、民間の力を利用しながら協働で整えていくことができればよい。

策定委員会より



人と人とのつながりが希薄になっている。信頼関係を築き安心して暮らせる地域を町内会や行政とのコミュニケーションでつくっていくことが必要。

策定委員会より

た周辺の土地、建物の合理的、機能的な利活用を誘導し、新しい賑わいの拠点を形成します。

3) 店舗の集約化と起業・出店支援

空き店舗と起業・出店希望者のマッチングを支援し、東1条通、中央通を軸としたまちなかへの個性的な店舗の集約化を誘導し、こだわりと地域密着型の魅力的な商店街の形成を図ります。

4) 花や緑による潤いのある市街地環境の形成

お店の周りを花や木で飾り、道行く人を楽しませたり、公共や民間のオープンスペースを使って花壇づくり木陰づくりを行ったりなど、花や緑によって街を彩ることを促進し、潤いのある市街地環境を形成します。

5) まちなかの回遊性を高める歩行空間の創出

東1条通や中央通の歩きやすい歩行空間の整備とともに、タワラマップ川を正面にした店舗づくりを誘導し川沿いに歩ける空間を設けるなど、歩くことを楽しみながらまちなかを回遊できる歩行空間の創出を図ります。

6) まちなか住宅の整備促進

まちなかに一定の居住人口を保持し、人の住まうコミュニティとしての機能を果たしていける中心市街地の形成を目指し、まちなかへの公営住宅整備を推進するとともに、職住一体の店舗やまちなか居住ニーズに対応した民間賃貸住宅など民間活力によるまちなか住宅の整備を誘導します。

7) 高齢社会に対応したまちなかでの福祉サービスの充実

まちなかにおける高齢者の憩いや交流の拠点として高齢者サロンを設置しまちなかでの高齢者福祉サービスの充実を図ります。

8) 若者の趣味や交流ニーズに対応した交流拠点の整備促進

音を気にせず思いっきり楽器練習のできる音楽スタジオや仲間と集まってスケートボード、3on3バスケットやダンス等の軽スポーツを楽しめる場など、中学生・高校生等の若者の趣味や交流ニーズに対応したまちなかにおける滞留拠点の整備促進を図ります。

(2) 共助、協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進

世代間～地域で助け合える交流拠点と体制づくり

1) 世代別、世代間の気軽な交流の場づくり

既存施設や空き家等の活用等によって、それぞれの地域や町内会のニーズに応じた滞留拠点の整備を促進し、各地域における世代別や世代間の気軽な交流の場の創出を図ります。



町内会活動としては、できるだけ横のつながりを深めていくことが大事。

策定委員会より



お年寄りが自分の知識や経験を活かし力を発揮できる機会や場があって、それが小遣い稼ぎに結びついていくと地域の交流もうまくいくのでは。

策定委員会より

2) 児童や中学生・高校生の活動の拠点となる児童センターの整備検討

児童にとどまらず中学生・高校生の自主的な活動の拠点となる児童センターの整備を検討し、次世代の町のリーダーを育成できる施設とするとともに、子どもを中心とした世代間交流を可能とする地域交流拠点としての活用を図ります。

3) 高齢者の知識・経験を活かせる活動や世代間交流の充実

児童館活動と高齢者サロンとの交流をきっかけに、児童館を拠点とした地域ネットワークをつくり、高齢者の知恵や経験を次世代に伝える活動や世代間交流の充実を図ります。

子どもを安心して育てられる環境の充実

1) 子どもの居場所の充実

児童館や公園等の機能充実を図り、子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境を整えます。

2) 一時保育環境の整備・充実

緊急・一時的な保育が必要となった場合の一時保育施設の整備を促進し、保育サービスの充実に努めます。

3) 障がいのある子どもの教育環境の充実

障がいの早期発見とともに、就学前児童の保育園での受け入れの検討や学校教育における特別支援教育の充実など、障がいのあるこどもの教育環境の充実を図ります。

4) まちなかにおける就学前児童のあずかり環境の充実

まちなかにおける幼稚園等の整備促進を図り、就学前児童のあずかり環境の充実に努めます。

町民のまちづくり活動を促進する拠点の強化

1) まちづくり情報・町民活動支援センター（仮称）の設置検討

町民のまちづくり活動を促進する拠点として「まちづくり情報・町民活動支援センター（仮称）」の設置を検討し、町内会やNPO、企業、団体等の相互の情報連携や、さらなる行動連携の促進を図ります。

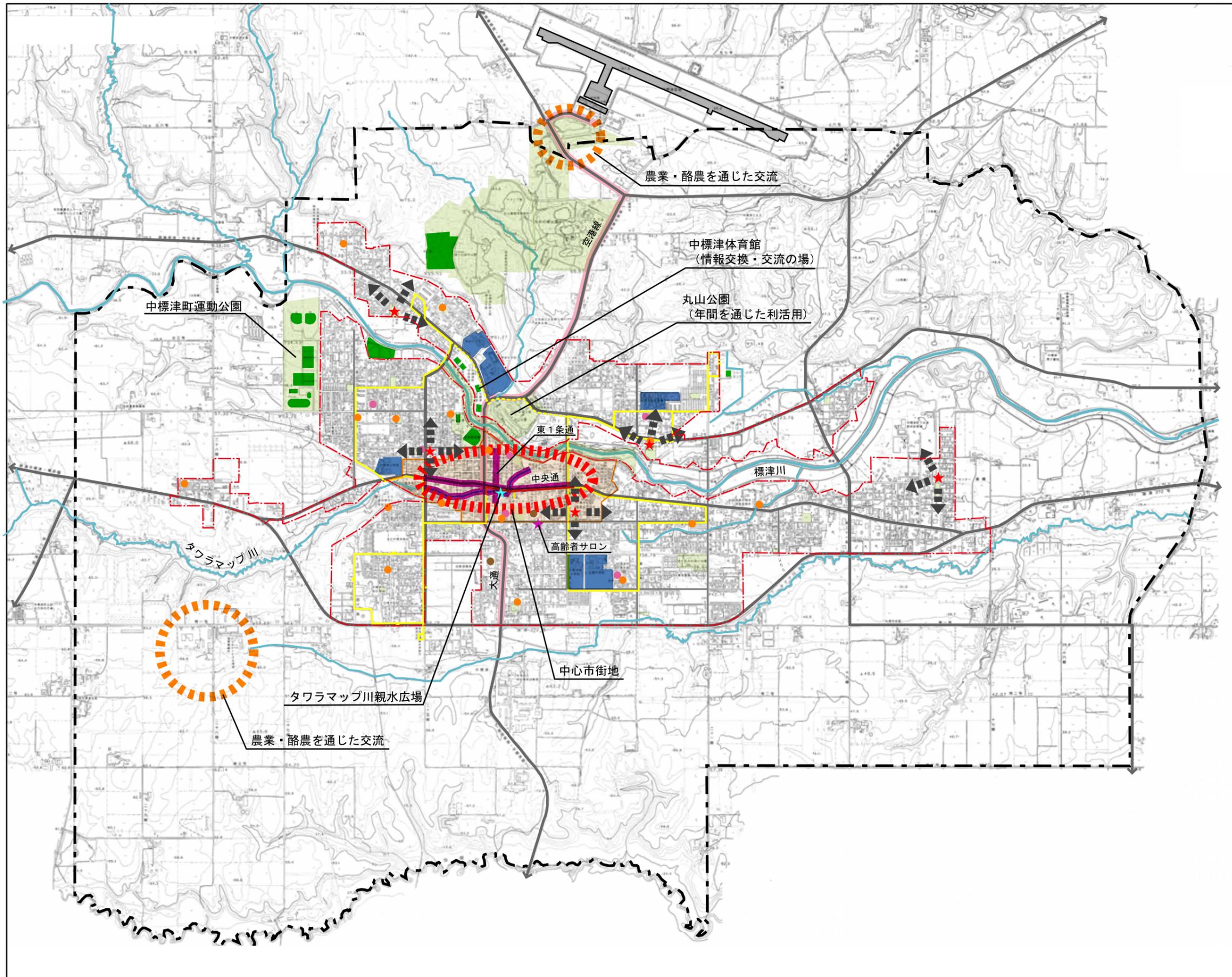
2) 町民の力を借りる仕組みづくりと運用

自分の特技・能力などをボランティアとして活かしたいという町民を募集し特技バンクに登録し、指導や支援を必要とする地域や学校、団体などからの求めに応じて自分の特技を活かして支援することのできる仕組みを整備しその運用を図ります。

1 “共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり” ～



ふれあい、交流の環境

- 既存循環バス路線
- 景観向上路線
- 文化・芸術活動拠点
- 運動・スポーツ施設
- 中心市街地回遊軸
- まちなか居住誘導地区
- 河川

共助、協働の環境

- 児童館
- 集会施設
- 公園
- 教育施設
- 幼稚園・保育園

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1/30,000

0 500 1000

テーマ2 “安全・安心のまちづくり”の目標

高齢者や障がい者のみならず、全ての町民が、質の高い暮らしを送ることができ、官民の協働による中標津らしい地域コミュニティによって安全に安心して生活できる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・誰もが安全・安心に生活できる質の高い暮らしの環境づくり
- ・官民協働の中標津型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 誰もが安全・安心に生活できる質の高い暮らしの環境づくり

保健・医療・福祉環境の充実

1) 保健センター、町内医療機関の連携による予防医療の普及

町民一人ひとりの健康づくりを推進するため、保健センター、町立病院、町内医療機関の連携により、特定健診やがん検診等の普及啓発を図り予防医療の普及を目指します。



2) 地域医療連携体制の構築による医療資源の有効活用

地域医療連携体制づくりを促進し、限られた医療資源を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の構築を図ります。



3) 緊急時や災害時の体制・環境整備

町立病院をドクターヘリの離着陸の拠点とし、救急救命活動など緊急時や災害時における救急医療体制の構築を図るとともに、ヘリ離着陸場の安全確保や施設の維持管理を図ります。



ドクターヘリ

医師と看護師を同乗し、救急現場に向かい、医療機関に搬送する間、救命医療を行うことのできる救急専用ヘリコプター。

4) 障がい者が自立して暮らせる社会資源の充実

障がい者の日中活動事業所の誘致、グループホーム、ケアホームの開設、誘致などを行い、障がい者が自立して暮らせる社会資源の充実に努めます。

5) 高齢者福祉サービス施設の充実

老人福祉施設の入居待機者の解消や高齢者の増加に備え、特別養護老人ホームの誘致や増床など高齢者福祉サービス施設の充実に努めます。

多くの人の外出を促進する安全・快適な都市環境の充実

1) 人にやさしい歩道の整備・充実

子どもたちや高齢者、障がい者などの外出を促進し、安全・快適に利用できる歩行空間を確保するため、新設する道路については、バリアフリーの歩道整備を推進するとともに、既設の道路については、歩道の整備計画の策定を検討し、車道幅の減少による歩道幅員の拡幅や、歩道の段差解消、傾斜の緩和などのバリアフリー化を計画的、効率的に進め、特にまちなかや学校

バリアフリー

高齢者や障がい者の日常生活における障がいを取り除くこと。

周辺の重点的な歩道の改良整備を推進します。

2) 交通安全施設の適正な設置

国や北海道、関係機関等と連携して、交通安全施設の点検及び道路交通環境の状況を把握し、信号機や横断歩道、道路交通標識等の交通安全施設の適正な設置を図り、歩行者、特に高齢者や障がい者、児童、幼児の安全かつ円滑な道路通行を確保します。



3) 河川敷、鉄道跡地等を活用した散策ネットワークの整備

豊かな自然環境のなかでウォーキングをしたいという町民ニーズに応えるため、標津川の河川敷、鉄道跡地等を活用し、「道立ゆめの森公園」や「中標津町緑ヶ丘森林公園」、「丸山公園」、「中標津町運動公園」などの市街地内の公共性の高い拠点をつなぐ散策ネットワークの整備を図り、幹線道路の歩道とつなぎ市街地内を回遊する歩行者ネットワークの充実を図ります。



ウォーキング
歩くことによって健康増進を目的とした運動。

4) 外出することが楽しくなる立ち寄り拠点の創出

市街地の至る所にベンチや花壇、木陰などウォーキング途中の休憩やくつろいで談笑のできるちょっとした交流の場を町民と行政の協働により整え、歩行空間周辺の潤いや憩いの立ち寄り拠点の創出を図り、外出することが楽しくなる都市の環境を整えるとともに、多くの人の目で子どもたちや高齢者、障がい者などを見守れる都市の環境づくりに努めます。



5) 防犯灯、道路照明灯等の適正配置と周辺樹木の管理

夜間の歩行者の安全を確保するため、防犯灯、道路照明灯等の適正な配置を図るとともに、照明に被さる周辺樹木の枝葉については町内会との連携による適正管理を図り、極端な灯りの落差、暗がりの少ない都市づくりを推進します。



6) 公共施設等への案内標識の充実

初めて町を訪れる人でも迷うことなく目的地にたどり着くことができるよう、公共施設等の主要な施設への案内標識を整備し、その色彩やデザインについても周辺環境との調和を図り、統一感を持たせるとともに、外国人旅行者にも理解できるように多国籍語表示やピクトグラム表示による表現の工夫を検討します。



ピクトグラム
文字にかわって情報や注意を示すために表示される図形(絵文字)のこと。

建築物等の安全性の確保

1) 公共施設の長寿命化、耐震化の推進

町民の安全な生活環境を確保するため、「中標津町耐震改修促進計画」に基づいた改修の必要な公共建築物の計画的な耐震化を図るとともに、橋梁や公園施設、下水道施設等の公共土木施設については、「橋梁長寿命化修繕計画」や「公園施設長寿命化計画」、「公共下水道管路施設長寿命化計画」に基づい

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

町内会に管理をお願いするアダプトプログラムの試行など、町内会活動の広がりや参加のきっかけづくりなどの工夫ができることよ。

策定委員会より



た計画的な修繕を行い、施設の耐震化及び延命化を図ります。

2) 公共施設のバリアフリー化

既存公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、新しく整備する公共施設についてはユニバーサルデザインの理念に基づいた施設整備を推進し、高齢者や障がい者の外出を促進するとともに誰もが安全・快適に利用できる公共施設の整備を図ります。

3) 民間との連携・協働による公共施設の維持管理

公共施設の管理にあたっては、各施設の設置目的や機能、サービス特性、活用状況等を踏まえ、指定管理者制度の実行やさらなる外部委託の導入など民間との連携・協働による管理手法を検討し、効率的、効果的な維持管理を図ります。

災害に強い公共基盤の整備

1) 防災情報の収集、提供体制の検討

町民のまちづくり活動を支える「まちづくり情報・町民活動支援センター(仮称)」の整備検討と連動し、防災情報の収集や提供を扱う防災センター機能の複合化について検討します。

2) 防災備蓄倉庫の整備

地震等の災害時に備え、防災備蓄倉庫を設置し、非常用食糧や水、毛布、防災用資機材等の備蓄を進めるとともに、緊急避難所への防災用資機材等の備蓄検討を進め、災害の発生に迅速に対応できる体制を整備します。

3) 避難所、防災活動拠点の適正配置と防災機能の向上

「地域防災計画」との相互連携により、防災活動拠点となる公共施設などの一時避難所や公園などの緊急避難場所の適正な配置を図るとともに、防災マニュアル等の初期対応パックを配備し各避難所、防災活動拠点の防災機能の向上を図り、災害に強い都市づくりを推進します。

4) 避難・輸送路の確保

一時避難場所や緊急避難所への避難や緊急車輛の通行を確保するため、避難・輸送路の適正な配置や狭隘道路・行き止まり道路等の解消に努め、散策路を含めた安全な避難・輸送路網の形成を図ります。

5) 総合的な治水対策の推進

標津川、タワラマップ川等の河川改修を促進し、流域における治水対策に努めるとともに、宅地化に伴う浸水地の発生等の浸水防除対策や既成市街地内の浸水地区の早期解消を図り、良好な生活環境の形成に努めます。



6) 防風・防塵・防砂・防雪対策

砂埃や土埃、地吹雪や吹きだまり等の発生により生活環境への影響が深刻な地域の被害を抑制するため、発生原因となる土地の所有者、施設管理者との協議によりその環境の改善を図ります。

(2) 官民協働の中標津型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進

町内会で行えることは何なのか、役所でどこまでできるのかということ突き合わせ、町内会をいろいろな形で支えていく必要がある。

策定委員会より



コレクティブ

“集団的な”“共同の”の意味。コレクティブ型住宅は、複数の世帯が、空間や施設を共用し、相互に交流し、支え合う共同生活を営む住宅をいいます。

計画性を持った防災訓練のあり方が必要ではないか。

策定委員会より



隣近所の人との常日頃のコミュニケーションが大切だと思う。町内会に入る働きかけを。

策定委員会より

隣人を見守る地域コミュニティ体制の構築

1) 町内会を中心とした地域コミュニティ体制の構築

近隣地域の最も身近なコミュニティとなる町内会を中心とした地域コミュニティの活性化を図り、人と人とのつながりを深め、隣人を見守り、共に支え助け合える地域コミュニティ体制を構築し、地域の抱える防災や防犯、高齢者や子どもたち等の見守り、環境保全などの課題解決に向けた活動を推進します。

2) コレクティブ型公営住宅の整備検討

お年寄りと子どもの触れ合い、兄弟、姉妹のような子どもたち同士の絆、親子ともどもの団らんなど、入居する様々な世代が一つの家族のようにふれ合い助け合いながら共同生活を送ることのできるコレクティブ型の公営住宅の整備を検討します。

危機管理体制の構築

1) 町内会を基盤とした自主防災組織の設立と合同防災訓練の実施

「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」をスローガンに町内会単位の自主防災組織の組織化を推進し、地域単位での防災訓練の実施を促進するとともに、全町的な合同防災訓練の実施により町と町内会の防災体制の連携強化を図ります。

2) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者への支援体制の構築

災害時における避難行動に支援を要する高齢者や障がい者等の要援護者の住居、必要な支援内容等を平常時から収集し、町と町内会で情報を共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対する支援者を定めるなど、災害時要援護者の支援体制の構築を図ります。

3) 野生動物から町民の安全を守る危機管理体制の構築

近年、野生動物の生態系に変化がみられ、ウォーキング途中で野生動物と遭遇するなど、私たちの生活の場において野生動物を見かける機会が増えてきています。野生動物の生態や共存の在り方についての町民の理解を深めるとともに、クマ等の出没情報の連絡体制を整備し、町民の安全を守る危機管理体制の構築を図ります。



マンパワー
人的資源。

地域除雪体制の構築

1) 民間活力を活用した除雪体制の検討

適切な除雪レベルを維持し冬期間の都市機能を確保するため、除雪業者の減少に伴う民間委託体制の課題や町内会との連携に係る課題を整理し、除雪業務の受託体制の検討を図り、安定した除雪体制の確立に努めます。

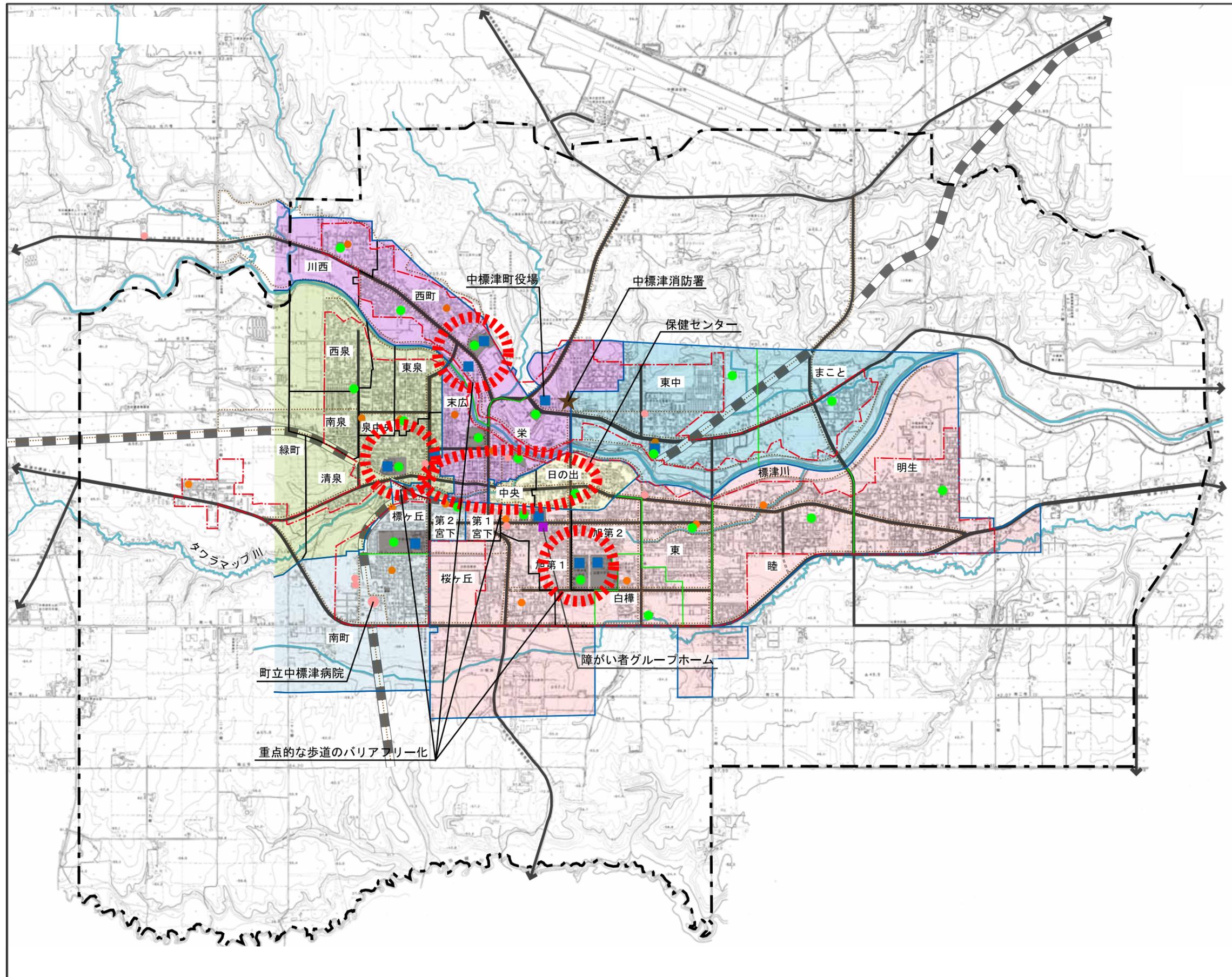
2) 地域力を活かした福祉除雪体制の充実

近隣に身内が居なく、自力で雪かきをすることが困難な高齢者や障がい者等の積雪時の生活を守るため、町内会やシルバー人材センター等の地域活動団体と連携・協力し、地域のマンパワー を活かした福祉除雪体制の充実を図ります。

2 “安全・安心のまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “安全・安心のまちづくり” ～



質の高い暮らしの環境

- 保健センター・医療機関
- 歩行者ネットワーク
- 骨格道路（避難・輸送路）
- 一時避難所（収容避難所）及び対象区域
- 緊急避難場所（初期避難場所）及び対象区域
- 河川

地域コミュニティ体制

- 集会施設
- 名称 町内会区域及び名称

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1/30,000

0 500 1000

テーマ3 “連携・創造の活力あるまちづくり”の目標

豊富な食材、自然や酪農景観、立地特性などの中標津の潜在的な魅力を活かした新たな価値の創造や、異業種間、団体間の連携、ネットワークにより地域活力を再生する都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり
- ・連携・ネットワーク構築による地域活力の再生

を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり

中標津は、都市と農村を一体的に考えながら独自のまちづくりの考え方を進めていくモデルになる可能性が十分にある。

策定委員会より

中標津は、360°周辺の町に観光のできる観光案内拠点となれる町である。中心部に地元の人が案内する観光案内所的なものがあれば、中心部の再生と観光と高齢の方とを組み合わせているいろいろな工夫が出来る。

策定委員会より

ワンストップ
一カ所、一度に。

エコツーリズム

地域の生態系や文化に悪影響を与えずに自然や文化に触れ、それらを学ぶ旅行。

グリーンツーリズム

農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

ヘルスツーリズム

治療・療養、美容・瘦身、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行。

ロングステイ

長期滞在。

ニューツーリズム

従来の物見遊山の観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行。

空港を核としたまちづくりの推進

1) 道東5空港連携による空港を核とした観光産業振興

世界自然遺産知床を代表する道東の豊かな自然資源観光地に近接した北海道東部のゲートウェイ空港としての拠点性や、物流や人の往来といった輸送機能の優位性を活かし、国内にとどまらず世界を相手にした人的・経済交流の活発化を図り、道東圏の発展と国際競争力の強化に向けて、道東5空港連携による空港を核とした観光産業振興を推進します。

広域観光圏を視野に入れた観光拠点整備

1) 郷土の情報発信、広域観光拠点としての情報発信センターの開設の検討

中標津町の自然や歴史、産業や文化などの郷土情報や観光情報、さらには道東圏の広域観光の情報を提供する情報発信センターの開設の検討を行い、観光客等がワンストップで情報を得ることのできる観光拠点の創出を図ります。

2) 近隣市町村と連携した体験・滞在型観光を推進するニューツーリズム環境の充実

管内及び周辺地域との連携により、人や自然とのふれあいなどの体験的要素を取り入れた産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどのテーマ性の強い新しいタイプの着地型観光であるニューツーリズム環境の充実を図り、個人・少人数のグループ観光のニーズに応じた体験・滞在型観光の推進を図ります。

3) 観光案内プロの育成

中標津町を訪れる観光客に町の歴史や文化の魅力を楽しく、わかりやすく案内することのできる観光案内のプロを育成するとともに、観光案内サービスを推進する体制の充実を図ります。

4) 郷土学習、歴史学習拠点の充実

中標津町の郷土資料の収集、保管展示や、歴史や自然についての調査、研



フットパス

地域の「昔からあるありのままの風景」を楽しみながら歩くことのできる道。

トレイル(Trail)

山のなかの小径の意。

カーボン・オフセット

ある場所で排出されたCO2等の温室効果ガスを植林などによって他の場所で間接的に吸収しようとする考え方や活動。

低炭素社会

経済発展を妨げることなく、二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。

環境ビジネス

産業活動を通じて、環境保全に資する製品やサービスを提供したり、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供するもの。

究の拠点となっている「中標津町郷土館」の施設整備を含めた機能の拡充を図ります。

地域資源を活かした魅力、価値の創出

1) 中標津型ライフスタイルとしての歩く文化の創出に向けたフットパス環境の充実

中標津の歴史をテーマとしたフットパス や、酪農地帯を歩くトレイル ウォーキング、健康増進をテーマとした市街地フットパスなど各種活動団体が推進するウォーキングの活動を支援するとともに歩く環境の充実を図り、中標津型のライフスタイルとしての歩く文化の創出を図ります。

2) 低炭素社会の構築に向けた環境ビジネスの検討

酪農環境や防風林などの中標津町特有の資源や環境特性を活かした環境配慮型のものづくりやカーボン・オフセット ビジネスの可能性の研究など、低炭素社会 の構築に向けた環境ビジネス の振興について研究・検討を図ります。

3) 酪農、農業を学ぶ環境の充実

農業をやりたいという夢を持った新規就農希望者を受け入れ、農業研修を行う中標津町農協の「ルーキーズカレッジ」を応援し、中標津町で酪農や農業を学ぶことのできる環境の充実を図ります。

(2) 連携・ネットワーク構築による地域活力の再生

「農・商・工・観」連携による地域産業の振興

1) 「農・商・工・観」連携による地域のイメージ戦略づくりとマーケティング

地元で生産した農畜産物に付加価値を付けて地域ブランドイメージを確立し、販路を開拓するとともにニューツーリズムにも取り組むなど、農畜産業者、加工業者、販売業者、観光事業者等の異業種間が連携することによる地域資源を活用したものづくりと地域ブランド化を総合的なイメージ戦略とマーケティング により推進し、地域の新たな雇用の場の創出と地域経済の持続的な活性化を図ります。

2) 地元食材を活用したメニュー開発や中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりの推進

地元食材を使用した特産品やB級グルメ、ご当地メニューの開発に向けた取組みを推進するとともに、近隣からあらゆる食材の集まる中標津町の都市機能の特性を活かし、美味しい料理を提供する飲食店の多い街としてのイメージ戦略を構築し、中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりを推進します。

利益をうまく分散して職を生みだすことによって、一次産業だけでなく二次産業、三次産業へと派生させ魅力を高める必要がある。

策定委員会より

マーケティング

顧客、依頼人、パートナー、社会全体にとって価値のある提供物を創造・伝達・流通・交換するための活動、一連の制度、プロセス。



「産・学・官」連携による地域振興

1) 連携大学との協働事業の充実

北海道教育大学とのさらなる連携・協働の取組みの推進と連携大学の増大について検討し、地域町民の学習機会の充実に努めるとともに、東京農業大学と中標津農業高校の連携・協働事業の推進を図り、より専門的な農業教育の充実に図ります。



2) 高校の授業、研究活動と連携した地域振興方策の検討

まちなかの空き店舗を活用した高校生によるチャレンジショップなど、中標津高校や中標津農業高校における授業や研究活動と連携した活動推進による地域振興方策の検討を図ります。



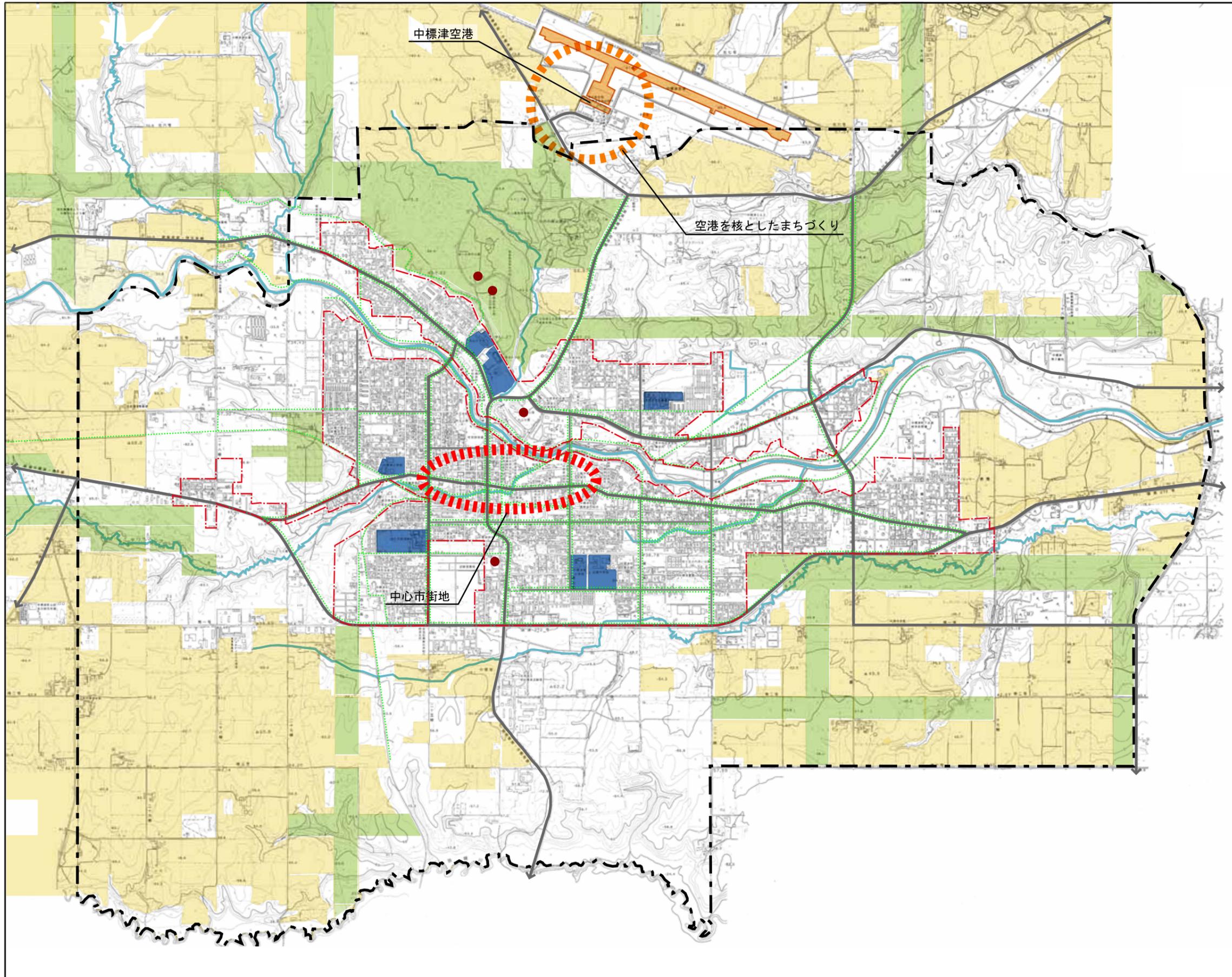
3) 学校、地域との連携による芸能文化、スポーツ振興の普及

小学校・中学校・高校の教員や保護者、地域で活動する各種芸能文化、スポーツ活動団体のリーダーや指導員を含めた横断的な連携のもと芸能文化、スポーツ振興の普及を目指します。

3 “連携・創造の活力あるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “連携・創造の
活力あるまちづくり” ～



潜在的魅力の活用

- 郷土・歴史学習拠点
- フットパス環境
- 保安林・大規模緑地等
- 農地
- 河川

連携・ネットワーク

- 教育施設

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1/30,000

0 500 1000

テーマ4 “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”の目標

農業や商業活動等の地域の生業や、まちの基盤が形成された開拓の歴史等を重んじた景観づくりに向けて、地域が一丸となって取り組むことのできる都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり
- ・地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり

建物の色を統一するなど農家と街のなか両方で考えて行ければと思う。

策定委員会より



基本的な街路樹のあり方という事を道路をつくる側として、色々な専門家を入れて研究し、その地にあった景観の街路樹を研究して欲しい。

策定委員会より



地域の生業や暮らしの風景が美しい中標津らしい景観づくり

1) 農村集落の景観づくりと環境整備

市街地周辺の保安林や耕地防風林等の大規模緑地の保全を図るとともに、農家集落においては、敷地内の花壇整備や、植林、統一した看板整備、構内舗装を実施するとともに、建物の色彩や工作物等のコントロールについても検討し、農村集落の良好な牧歌的景観整備に努めます。

2) 個性的な街路・道路の景観整備

中標津空港と中心市街地を結ぶ 3・3・17 空港線及び、中心市街地において十字に交差する 3・4・1 中央通、3・4・3 大通及び町道東1条通を景観整備路線と位置づけ、道路舗装、街路灯、電線類、標識の修景配慮を検討するとともに、町民との協働で花や樹木による沿道緑化による景観整備を図ります。

沿道の緑化にあたっては、「中標津町緑の基本計画」に基づいた緑化延伸を図るとともに、街路樹種の選定にあたっては、専門家のアドバイスを頂きながら、樹木の樹高と電線類等の周辺環境との関係性に配慮しつつ、中標津の地域特性や都市環境への耐性、樹形や季節的变化等の鑑賞的特徴、剪定等の維持管理等も含めた総合的な検討を行います。

3) 商店街・街区のテーマに応じた景観づくり

商業地の景観整備においては、景観整備路線を中心とした街なみ景観整備を推進し、例えば商業発祥の地の歴史を伝える東1条通や酪農の町の雰囲気伝える中央通といったように、通りごとに街なみ整備のテーマを設定し、店先の修景、花、ベンチ、柵、工作物、オブジェ等統一感のある景観整備を誘導します。

4) 市街地の重点緑化の推進

市街地内幹線道路の沿道緑化や花壇整備を推進するとともに、公共施設や大規模民間施設等の公共性の高い環境（パブリックオープンスペース）における敷地周りの重点的な緑化を推進します。

また、住宅地においては、敷地内の緑化を促進するとともに、オープンガ

オープンガーデン

個人の庭を一定期間、一般の人に公開するという活動。まちやコミュニティに潤いを与える取組みとして全国各地に広がりを見せています。

コンバージョン

既存のビルや商業施設、倉庫などを新しい用途の建物へ再生し、利用価値を再構築する手法。



ーデン の取組みを支援し、花と緑にあふれた住宅地環境の形成を誘導します。

工場地においては、できるだけ開放的な印象を与えるよう、塀等の工夫や敷地内の緑化を誘導し、周辺的环境との調和を図ります。

5) 商業施設、倉庫空き家のコンバージョンによる利用促進

商業施設や倉庫等の空き家でそのままの用途での利用が図りづらい施設については、コンバージョン による用途の転換を誘導し、施設の利用促進を図ります。

地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり

1) 自然と調和した建築物・工作物の整備促進

開陽台周辺地区の景観形成重点区域等の良好な自然環境を有する地域においては、周辺の自然環境と調和した建築物や工作物の整備促進を図ります。

2) 旧開陽温泉跡地周辺の景観整備

旧開陽温泉跡地の廃屋処分や周辺の植林を推進し、旧開陽温泉跡地周辺の景観整備を図ります。

3) 市街地における水と緑の環境、景観の保全

市街地を流れる標津川やタワラマップ川等の小河川や、鉄道跡地沿いの樹林地や鎮守の森等の緑を市街地における重要な自然系景観構成要素として位置づけその保全を図ります。

4) 景観眺望点の設定と環境整備

りんどう大橋や市街地南側の高台から望むことのできる武佐岳と市街地が一体となった風景や中標津らしさを感じさせる農地や保安林等の景観を大切にし、景観の眺望が素晴らしいポイントについては景観眺望点としての設定を検討し、その周辺の環境整備を図ります。

5) 歴史的建造物の保存、管理、活用

旧農業試験場（伝成館）をはじめとする歴史的価値のある建造物を歴史的景観構成要素として位置づけ、その保存を図るとともに、適正な管理、活用によりその歴史を後世に伝えていきます。

6) 鉄道跡地を活用した自然を楽しめる散策環境の整備

鉄道跡地を活用し、周辺の樹林環境の自然を楽しめる散策路環境として整備します。

(2) 地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営



景観法

日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月に制定(施行は12月)

景観行政を担う主体として政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となるが、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体となることができる。

景観行政団体は、景観計画を策定し、景観計画区域及び、景観まちづくりの方針、届出対象となる行為や制限、景観形成上必要な基準を定めることにより、基準を超えた行為に対して、勧告することが可能となる。

地域の自律的景観運営の促進

1) 景観に関する認識の共有に向けた情報発信、意識醸成

優れた景観づくりは、地域のイメージを向上させ、そこでの製品の付加価値を高め、産業、経済活動と連動して町の活力につながるとの認識の共有に向け、景観フォーラム等の開催により、景観に関する町民意識の醸成を図ります。

2) 身近な環境をきれいに保つ習慣化、マナー啓発

ごみのポイ捨てやペットの糞の不始末などのマナー改善に向けた意識啓発を図るとともに、落ちているごみは気づいた人が拾うといった自分たちの暮らす環境を自分たちできれいに保つ習慣化を促進し、小さな行動が町の景観づくりにつながることの意識の醸成に努めます。

3) 地域の景観づくりを担う景観形成団体の育成

歴史を感じさせる景観や賑わいのある景観、落ち着いた住宅地など、景観づくりの目標を共有し、地域ごとの景観特性に応じた景観づくりを推進するため、各地域の景観づくりを担う景観形成団体の育成を図り、地域の主体的な景観づくりを誘導します。

4) 活動団体同士の交流機会の創出と景観まちづくり活動の活性化

地域が一丸となって景観づくりに取り組む意識の共有と体制を強化するため、景観づくりや各種まちづくり活動等を実践する活動団体同士の情報交換・情報交流の場の創出を図り、その中でそれぞれの取組み活動と景観づくりとの関係を意識することにより、景観まちづくり活動の活性化を図ります。

美しい景観づくりの実現を担保する法制度等の有効活用

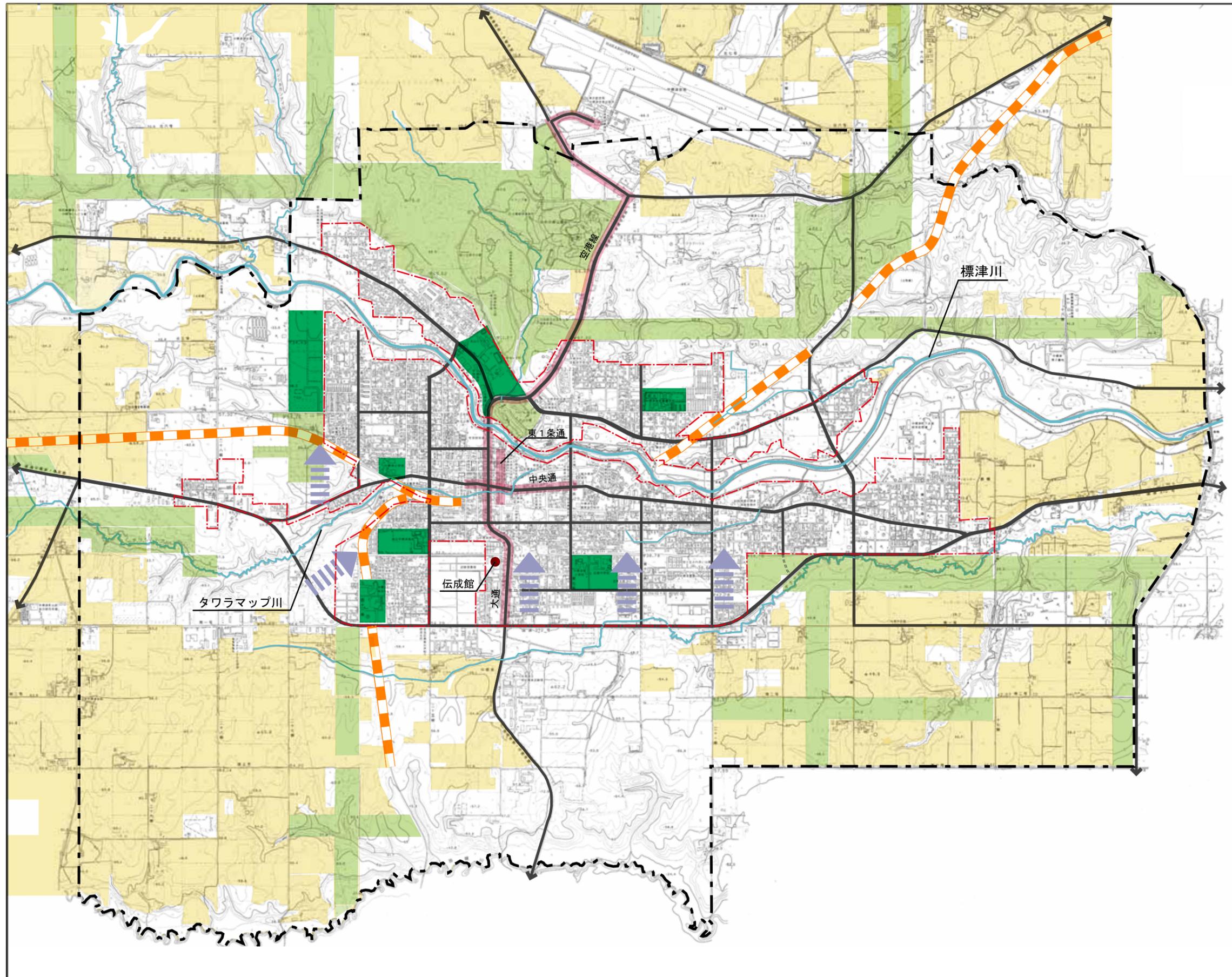
1) 景観法に基づく景観行政団体への移行と景観計画の策定

現行の「中標津町景観条例」や「中標津町景観形成ガイドプラン」に基づく景観形成の取組みを国の法体系や施策体系に基づいた法的強制力を強化した新たな段階の取組みへと向かうため、景観法に基づく景観行政団体への移行と景観計画の策定を図り、将来を見据えた景観形成ビジョンの確立を図り、それに基づく各種景観施策の導入を目指します。

4 “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “個性豊かで美しい風格のあるまちづくり” ～



風格ある景観づくり

- 景観整備路線
- 骨格道路（緑化の推進）
- パブリックオープンスペース（緑化）
- 河川
- 景観眺望
- 鉄道跡地
- 保安林・大規模緑地等
- 農地
- 歴史的建造物

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1/30,000

0 500 1000

テーマ5 “自律と共生のコンパクトなまちづくり”の目標

豊かな自然環境、地球環境、農村環境と共生し、持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくりを目指す都市の環境を整えます。

具体的には、

- ・自然や環境、農村と共生するまちづくり
- ・持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり

を柱に次のような展開方向のなかで都市の整備に取り組んでいきます。

(1) 自然や環境、農村と共生するまちづくり

中標津は、緑の多い町。
緑を大切にするという
テーマを都市マスに盛り
込んで。

策定委員会より



中標津の自然を子ども
たちに教えたり知らせ
たり食べさせたりする
視点でまちづくりを行
っていきたい。

策定委員会より

水や緑などとの“自然共生”のまちづくり

1) 緑に包まれた市街地の形成

北海道遺産に選定されている格子状防風林や、河岸段丘の緑や樹林地などを保全し、緑に囲まれた市街地を形成するとともに、市街地内の公園、街路樹、河畔林などの生活に密着した身近な緑の充実を図り、緑豊かな生活環境を形成します。

2) 標津川の河畔林の造成整備

市街地の潤いの軸となる標津川の良い水辺空間の保全と形成を図るため、河畔林の造成整備を推進するとともに、堤防の桜つつみ整備を推進し、緑豊かな標津川河畔の環境整備を図ります。

3) タワラマップ川の自然環境保全及び親水環境の維持管理

中心市街地を流れるタワラマップ川は、都市に潤いをもたらす町民に愛される良好な水辺環境となっていることから、都市と自然との共生の象徴として上流部の自然環境を保全し水を守るとともに、まちなかに設けられた親水環境の適切な維持管理を図ります。

4) 水洗化の普及啓発

町広報紙、その他適当な方法によりPRするとともに、未水洗化家庭等への個別訪問を実施し、水洗化の普及啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

5) 町花エゾリンドウの移植保存と移植跡未利用地の有効利用

現状自生地での保全が困難となっている町花エゾリンドウの移植による保存を推進するとともに、移植跡未利用地の土地の有効利用の促進・誘導を図ります。

6) 子どもたちの自然環境学習の場としての樹林地・河川環境の活用と保全

タワラマップ川上流部の樹林地や双子山、河岸段丘斜面の緑、標津川緑地、鎮守の森、丸山公園などの市街地に残された良好な樹林地や河川環境を子どもたちの自然環境学習の場として活用するとともに、その保全を図ります。



中標津の象徴としての白樺並木の位置づけやその維持・保存の方法について、町として緊急な検討課題として取り上げて検討することが必要では。

策定委員会より



クリーンエネルギー
電気や熱に変えても、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。



ファーマーズマーケット
地域の生産農家が農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場。



川崎市との友好都市協定
平成4年7月に友好都市協定を結び、様々な交流活動を行っています。

7) パブリックオープンスペースの緑化促進

公共施設や大規模民間施設等の公共性の高い環境（パブリックオープンスペース）における敷地周りの植樹や花壇整備などの緑化を促進し、潤いのある都市づくりの形成を図ります。

8) 森林環境・景観の保全に向けた民有林の適切な管理・整備の促進

中標津町の大きな魅力資源となっている農山村部の森林環境・森林景観の保全を目的に、民有林の適切な管理、整備の促進を図ります。

9) 官民協働による老木並木等の更新、維持管理

市街地各地の倒木の危険性がある沿道老木並木等については、樹木管理者の協力を受け、官民協働による適切な更新、維持管理を図るとともに、農業試験場内の老木白樺並木については、町の歴史的遺産としての位置づけや暮らしの場としての安全性の両面からそのあり方を、樹木医等の専門家の意見を交えて検討し、適切な維持管理に努めます。

低炭素社会の構築に向けた“環境共生”のまちづくり

1) 低炭素都市づくりの推進

太陽光エネルギー等のクリーンエネルギー 利用の住宅普及の促進など「中標津町環境基本計画」と連動し、「低炭素都市づくりガイドライン(国土交通省)」に基づく総合的な低炭素都市づくりの施策展開を図ります。

“農都共生”の中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場づくり

1) 農村の町の生活の楽しさが感じられる物販・交流の場の創出

週末限定の仮設テントによるファーマーズマーケット や荷台を利用したトラック市場など、農村の人と街場の人との出会いにとどまらず他市町からも人が訪れる農村の町の生活の楽しさが感じられる物販と交流の場を創出し、中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場をつくります。

2) 都市間交流、お試し暮らしの充実

田舎でありながら都市的な生活を送ることのできる農村と都市とが共生した中標津らしい環境の魅力を発信し、中標津町への移住や定住を促進するため、川崎市 をはじめとした都市間交流の充実を図るとともに、移住体験「お試し暮らし」における人的交流の充実を図ります。

3) 「中標津町家庭菜園」の利用環境の充実検討

町民の自給自足をサポートし、農業体験を通じた交流のきっかけの場としての「中標津町家庭菜園」の利便性の向上に向けて、トイレや給水、休憩施設等の整備を検討します。

(2) 持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり

歯止めをかけていかなければ、町内会のエリアが郊外にどんどん広がり、町内会を運営していく事が難しくなる。何らかの制限が必要だと思う。

策定委員会より

バッファー
“緩衝するもの”の意味。ここでは、緩衝緑地。

J Rの線路跡地の大通～西5条までの土地利用の方向性がここ20年間定まらずにきた。どういう展開を目指していくのかの検討に取り組んで。

策定委員会より



豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制

1) 土地利用コントロールによる市街地拡大の抑制

市街地縁辺部の無秩序な市街地の拡大を抑制しコンパクトなまちづくりを推進するため、各種法令を活用した土地利用コントロールを検討し市街地の拡大抑制に努めます。

2) 市街地拡大を抑制するバッファー形成

優良農地や保安林、河川などを市街地の拡大を抑制するバッファーとして活用しその保全を図ります。

3) 市街地内の低未利用地の活用促進

必要に応じて、道路、下水道等の公共施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、既成市街地内に存在する低未利用地の活用促進を図ります。

鉄道跡地を含む市街地内の遊休町有地については、将来にわたって土地が有効に活用されるよう、町民の利用ニーズや経済分析等からその利用の方向性を総合的に判断し、土地の有効利用の促進に努めます。

歩いて暮らせるコンパクトなまちなかづくり

1) まちなか居住の誘導

中心市街地の利便性を享受し、安全・快適に歩いて暮らせるまちなかづくりに向けて、高齢期でのまちなか居住を希望する層、利便性の高い暮らしを望む層、まちなかで新たなビジネスチャンスを求めている層など、まちなか居住の潜在的なニーズに対応した住宅供給の促進とまちなか居住の誘導を図ります。

2) 徒歩・自転車利用で生活できるまちなか環境の整備促進

過度に車に依存することなく、歩いて暮らせるまちなかの実現を目指し、誰もが徒歩や自転車で安全・快適に利用できる歩行者優先の道路整備を推進するとともに、いつでも容易に買い物や福祉などの生活支援サービスを受用できる利便性の高いまちなか環境の整備誘導を図ります。

3) まちなかで利用できる行政機能整備の検討

歩いて暮らせるまちなかづくりに伴い、まちなかで利用できる申請・証明・届出等の行政機能の設置について検討し、まちなかにおける利便性の向上を目指します。

4) 職住一体の店舗づくりの促進

まちなかにおける職住一体の店舗づくりを促進し、まちなかにおける居住

人口の保持、コミュニティの形成、利便性の向上といった複合的な課題の解決を図ります。

持続可能な官民協働によるまちづくりの推進

1) 「まちづくり町民会議」等の計画実施評価体制の構築

「まちづくり町民会議」等の計画実施を評価する委員会等の体制の構築を図り、「第6期総合発展計画」と連動して推進する都市づくり施策の実施評価を行い都市づくりの推進に努めます。

2) 官民協働による都市マス推進体制の構築

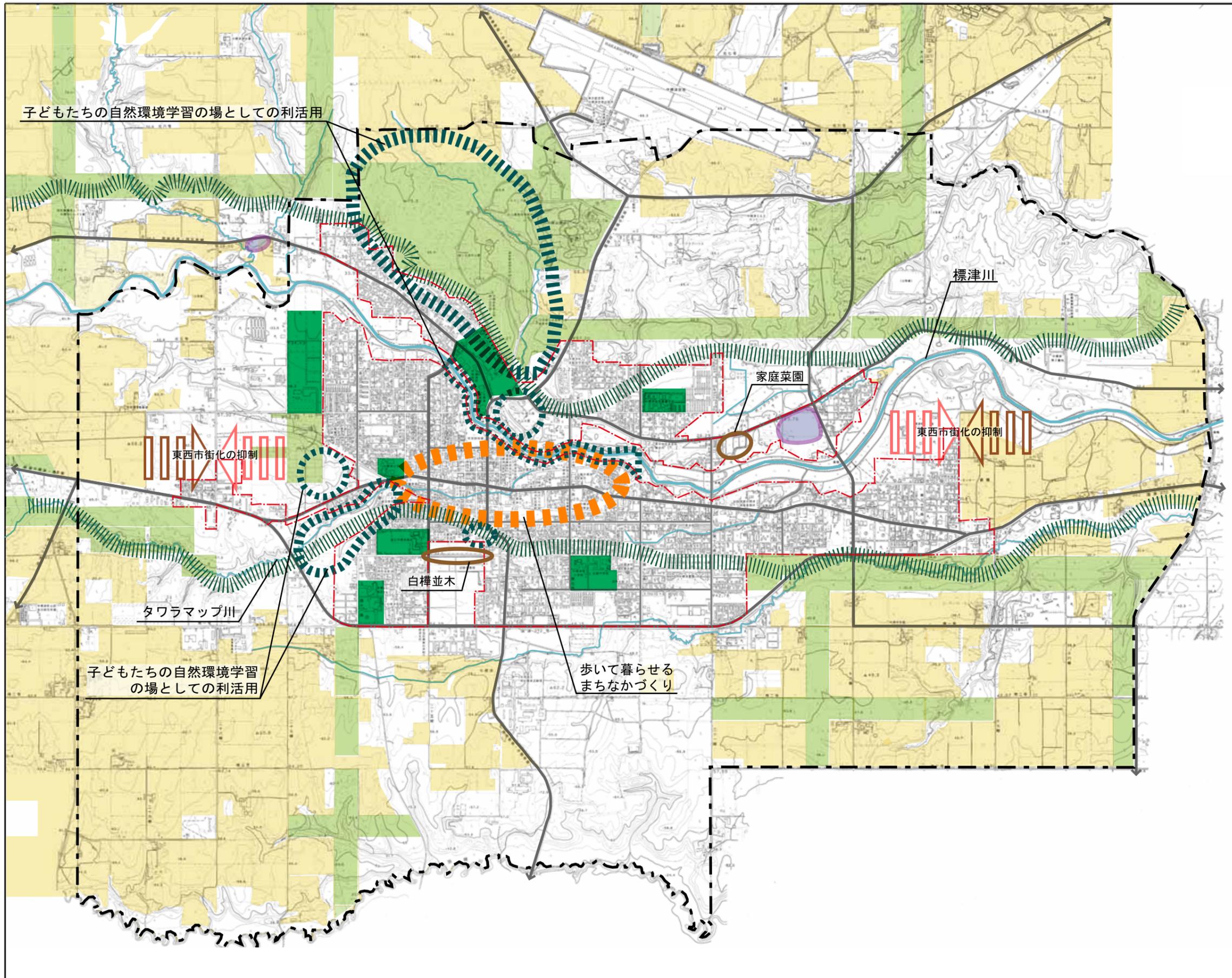
「庁内推進会議」の継続的な設置と地域町民で組織する「街づくり協議会」を設置し、官民協働による都市マスの推進を図ります。



5 “自律と共生のコンパクトなまちづくり”

テーマ別都市づくり方針

～ “自律と共生のコンパクトなまちづくり” ～



共生するまちづくり

- エゾリンドウ群生地
- パブリックオープンスペース（緑化）
- 自然環境学習としての緑
- 河岸段丘（斜面緑地）
- 河川

自律するまちづくり

- 市街地開発の力
- 農業利用の力
- 保安林・大規模緑地等
- 農地

- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域界

縮尺：1/30,000

0 500 1000

6. 都市整備の基本方針

“総合計画連動構想”を受けて、都市計画の分野ごとの整備方針を示します。

6 - 1 土地利用の方針

市街地周辺の豊かな自然環境や生産性の高い農地を守り、
低炭素社会の構築に貢献すべくコンパクトで機能的・効率的な市街地の形成を目指します。

基本的な考え方

- 土地は、現在及び将来における限られた資源であり、町民の生活及び生産活動の共通の基盤であることを再認識し、今後、市街地においては、様々な魅力にあふれ、あたたかな思いやりに包まれた“交流ある都市”、地球に優しく、身近な潤いのある“共生する都市”、無駄が少なく、ゆとりのある“自律した都市”の将来都市構造を見通しながら、土地利用の規制誘導を的確に行い、市街地周辺の豊かな自然環境や生産性の高い農地を守り、低炭素社会の構築に貢献すべくコンパクトで機能的・効率的な市街地の形成を目指します。

基本方針

自然環境と共生したまとまりのある将来市街地の形成

- 無秩序な市街地の拡大は、貴重な自然環境を失うと同時に、行政コストの増加を招き、都市経営の面からも非効率的であることから、主に整備開発を進める将来市街地（＝“都市基盤施設重点整備区域”）は、既存用途地域の範囲を基本としつつ、南側においては南環状線（国道272号）までを範囲として設定し、できるだけコンパクトな市街地規模を維持します。
- “都市基盤施設重点整備区域”のうち、既存用途地域から外れる区域で既に宅地化が進んでいる区域は、“都市基盤施設整備協議区域”と位置づけ、土地利用状況に応じた用途地域を定め、土地利用の規制、誘導を図ります。

市街地周囲の自然環境の保全と有効活用

- 市街地の周囲に存在する保安林等の樹林地や背後に広がる牧歌的景観等の恵まれた自然環境を積極的に保全し、無秩序な市街化が懸念される用途白地地域においては、特定用途制限地域の指定を検討し、市街地拡大の抑制を図ります。
- 市街化を抑制しつつも、市街地周辺の自然環境に配慮しながら、河川、樹林地などを活用した自然体験の場や農地を活用した観光農業・体験農業など、地域資源としての有効活用を検討し、白地地域ならではの自然と共生する土地利用を図ります。

都市基盤施設重点整備区域

都市計画法上の用途地域を定め、都市的土地利用を図ることを誘導する区域として本都市マスで定めた区域。下水道等の都市基盤施設の整備は基本的に本区域内でのみ行う。

用途地域

都市計画法に基づき建築物の用途、容積率、建ぺい率について制限を行う制度。用途の混在を防ぐことを目的としており、住居、商業、工業を大枠として12種類がある。

特定用途制限地域

用途地域を定めていない都市計画区域内において、特定の建築物等の用途の制限を定めることによって、好ましくない用途の建築を制限できる制度。

機能的・効率的な市街地内土地利用の推進

- ・ 土地利用は、市街地におけるそれぞれの地域特性を勘案した利用区分の設定を行うとともに、交通ネットワークや公共施設等と連携するような住居系、商業・業務系、工業系、観光・レクリエーション系の土地利用をバランスよく配置し、効率的かつ機能的な土地利用を推進します。
- ・ 中心市街地は、住居系や商業・業務系、観光・レクリエーション系の複合拠点としての土地利用を図ります。
- ・ 既成市街地では、ミレニアムプランに位置づけられた自然環境や歴史環境、公共性の高い環境とそのネットワーク化を図りながら、低未利用地の有効活用や住環境や業務環境、レクリエーション環境の充実に向けた土地利用を進めます。



1) 専用住宅地

- ・ 主に低層住宅及び中高層の住宅が集積している、または集積することが予測される地域に配置し、良好な住環境の保全を図りながら居住水準の高い住宅地の形成を進めます。
- ・ 低未利用地の利用促進にあたっては、必要に応じて、道路、下水道等の公共施設の整備や冠水対策など、良好な住環境の形成に向けた都市基盤施設整備を進め、周辺環境や景観との調和を重視した宅地開発を誘導します。
- ・ 公的住宅は、計画的な都市づくりへの寄与を図るよう、中心市街地をはじめとする既成市街地での移転等建替や新規建設を進めます。



2) まちなか居住・業務地区

- ・ 中心市街地において、住宅のほか商店や事務所等が立地している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに良好な住環境の保全が図られたまちなか居住を促進します。
- ・ 低未利用地の活用や老朽化した集合住宅の建替の促進等による都市型中層住宅の供給や業務施設の整備を誘導します。



3) 商業・業務地区

- ・ 商業・業務施設が集積した 3・4・3 大通、3・4・1 中央通沿線の中心市街地に配置し、空き地や空き店舗等の有効活用を検討しながら、飲食店や商業施設、業務施設の集積する「町の顔」としての魅力ある賑わい交流拠点の形成に努めます。
- ・ 商業発祥の地としての歴史を有する東 1 条通と中心市街地を流れるタワラマップ川を町の個性として活かしながら、町民、来訪者が、憩い、楽しめる環境の整備に努めます。



4) 沿道サービス・業務地区

- ・ 市街地内交通の主要幹線道路として位置づけられる 3・5・16 南環状線（国道 272 号）と 3・4・1 中央通（道道中標津標茶線）の西側の一部沿道地域で、サービス施設、商業・業務施設が集積している、または集積することが今後

予測される地域に配置し、背後の住環境等に配慮するとともに、広域圏を対象とした大規模商業・業務施設や空路に対応する流通・観光リゾート関連の新規商業・業務施設の立地を誘導し、沿道における利便性の確保を図ります。



5) 工業地区

- ・ 大規模工場やコンクリートプラント等の工業施設が立地する地域に配置し、合理的な操業環境を維持するとともに、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。



6) 産業・住宅混在地区

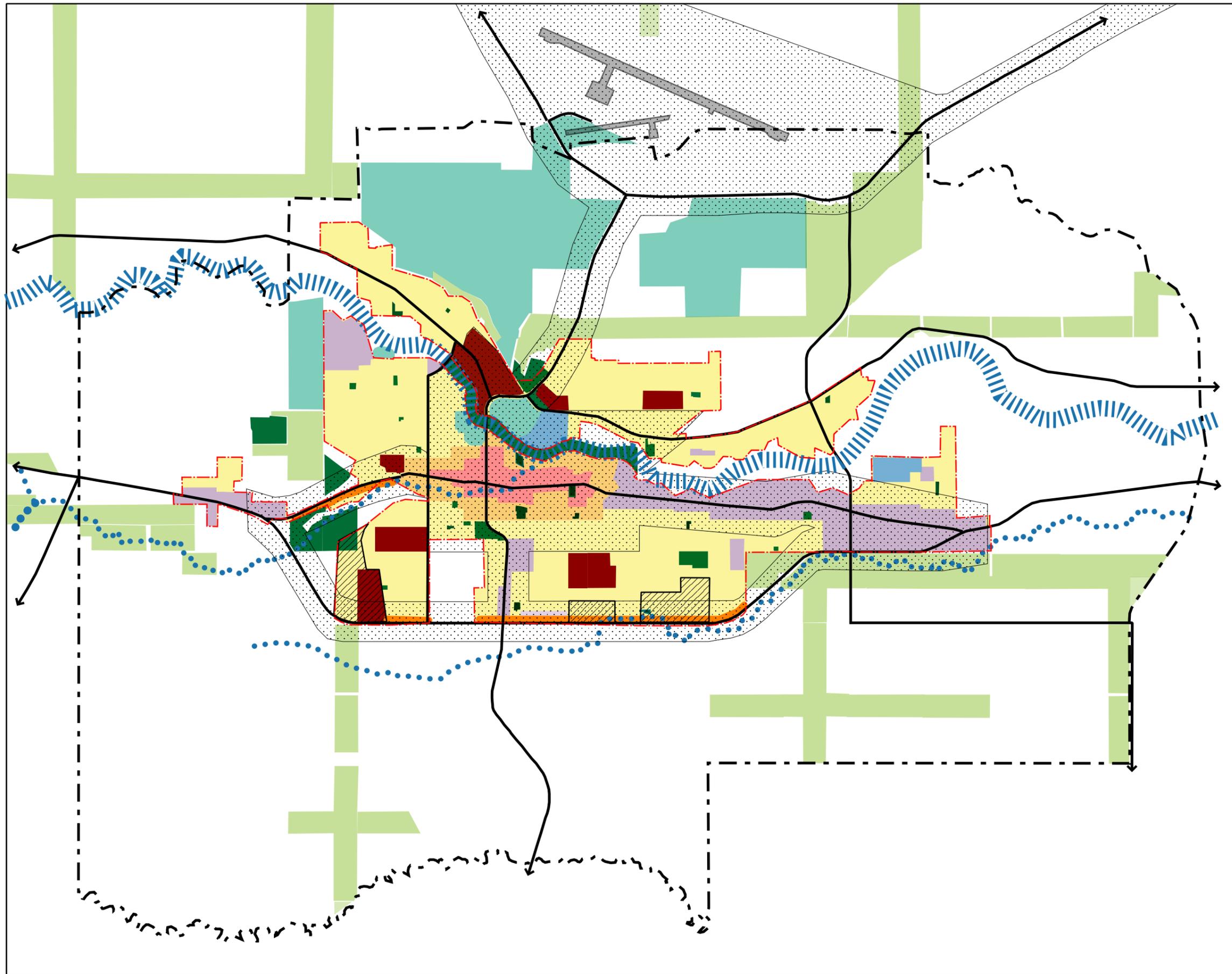
- ・ 住宅と中小規模な工場施設が集積、混在している、またはそのような状況が今後予測される地域に配置し、土地利用の純化を基本としながらも住宅と工場等の共存を図ります。
- ・ 中小規模工場の工業系土地利用地域への移転を促進するとともに、大規模工場と併せて、周辺の住環境の向上を図るため、敷地内での緑地の確保などを誘導します。



7) 観光・レクリエーション地区

- ・ 広域的に利用されている道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園、知床ゴルフクラブ中標津コースや、町民に利用されている運動公園、末広公園・野球場、西町地域のスポーツ施設群、丸山公園などを観光レクリエーション地区として配置し、中心市街地を核とした飲食、宿泊、物販、文化・芸術などといった都市型観光・レクリエーション系施設の誘導と連携し、中標津町の観光・レクリエーション環境の充実を図ります。
- ・ スポーツ・運動系レクリエーション機能の充実を図るため、運動公園やスポーツ施設等の機能充実とともに、標津川河川敷地におけるジョギングコースや釣り場、歩くスキーコース等の整備を図り、スポーツ・運動系レクリエーション施設のネットワーク化を図ります。
- ・ 基幹産業である酪農を中標津町の観光分野における最大の魅力的資源と捉え、酪農と観光が連携した中標津らしい酪農体験等レクリエーション機能の充実を図ります。

土地利用の方針



凡例

	専用住宅地
	商業・業務地区
	まちなか居住・業務地区
	沿道サービス・業務地区
	観光・レクリエーション地区
	工業地区
	産業・住宅混在地区
	公園・緑地等
	保安林等
	主な生活環境施設
	景観に配慮する地区
	都市基盤施設重点整備区域
	都市基盤施設整備協議区域
	都市計画区域界



6 - 2 道路・交通体系の方針

歩行者優先の道路整備に視点を転換し、子供から高齢者、体に障がいのある方々など、誰にでもやさしく、散策して歩いて楽しい歩行環境の整備を目指します。

基本的な考え方

- ・ 中標津町の道路体系は、自動車道路の一定の充足が図られるなか、子供から高齢者、体に障がいのある方々など、誰にでもやさしい歩行環境や、散策など歩いて楽しい歩行環境へのニーズの高まりに対応する歩行者優先型の道路整備が重要となってきています。
- ・ 今後の交通体系の整備については、都市間を結ぶ広域交通に対応した交通網の整備、市街地内の主要な拠点をつなぐ骨格道路網の整備、需要に適切に対応した公共交通システムの整備を進めるとともに、地球環境にやさしい低炭素社会への実現に向けて自動車優先型から歩行者優先型の道路整備に視点を転換し、特に、中心市街地における歩行者優先の道路整備に重点的に取り組むとともに、鉄道跡地や標津川の河川敷を活用して、公共性の高い環境をネットワークさせる歩行者道路の整備を目指します。

基本方針

広域交通に対応した交通網の整備

- ・ 中標津町は、中標津空港を有する広域アクセスの良さと世界遺産知床や道東圏の豊かな自然資源観光地に近接した中継拠点的な立地特性にあり、町外からの来訪者が訪れる町であることから、来訪者にとっての休息や交流の場及び、道東観光を案内する拠点となり得る交通拠点の形成を目指します。
- ・ 来訪者にわかりやすい道路構成を推進し、主要な施設や観光地への案内標識を適正に配置するとともに、良好な景観を有する眺望ポイントにおいては、停車スペースの確保を図るなど、観光交通に配慮した道路空間の形成を目指します。
- ・ 広域的な人や物の移動を円滑にするとともに、本町における骨格的な道路網を形成するため、高規格道路、国道による広域幹線道路網の整備や適正な維持を促進します。



バイパス
迂回すること。

1) 広域計画道路網との接続

- ・ 広域交通網として計画されている地域高規格道路釧路中標津道路、根室中標津道路の整備にあわせ、市街地との良好なアクセスを確保し、効率の良い交通処理を行う関連道路網の検討を行います。

2) 都市間を結ぶ道路整備（主要幹線道路）

- ・ 市街地の南側にバイパスし、釧路市、弟子屈町、標津町を連絡する南環状線（国道272号）は、交流、物流などの面で町民の生活に欠くことのできな

い重要な路線であることから、主要幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。

市街地内の道路網の整備

- ・ 都市計画道路を中心とする市街地内幹線道路は、市街地内の活動拠点間を結び、地域間交通を円滑にする役割を果たしており、町民の日常生活や流通などの様々な都市活動を支えることから、都市間・地域間の拠点を連結し、地域内交通の効率化と流通機能の強化を図る幹線道路網を、市街地の形成と連動して適正に配置し、市街地における円滑な道路・交通体系の確立を目指します。
- ・ 主要幹線道路を補完し市街地内の各地区間を連携する幹線道路、また、幹線道路を補完し地区内を連絡する補助幹線道路、さらに住宅地内の生活道路により安全性、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。



1) 市街地の各地区間を結ぶ道路整備（幹線道路）

- ・ 市街地内の主要道路3路線（中標津標茶線、中標津空港線、根室中標津線）や一般道道3路線（俣落西五条線、川北中標津線、中標津停車場線）は、住宅地と商業地、空港と市街地など、市街地内における主要な拠点を結ぶ重要な路線であることから、幹線道路として位置づけ、関係機関との連絡調整を図り、適正な整備と維持及び景観整備を推進します。



2) 地区間を結ぶ道路整備（補助幹線道路）

- ・ 幹線道路を補完する地区内の道路を補助幹線道路として位置づけ、未整備区間の早期整備に努めるとともに、老朽化した道路の再整備、適正な補修、改良など維持管理を行います。



3) 生活に密着した生活道路整備（区画道路）

- ・ 幹線道路や補助幹線道路を補完する区画道路は、町民の生活に密着した道路として「中標津町道路整備5箇年計画」に基づき順次整備を進めるとともに、適切な補修、改良など維持管理を行います。

4) 適切な都市計画道路網の配置

- ・ 新たな都市計画道路の計画にあたっては、周辺の土地利用状況を踏まえ、既存の市街地や道路との関係性、連絡性に配慮しながら、社会経済動向などを分析し適切に定めていきます。
- ・ 既定の都市計画道路のなかで相当の期間整備未着手の路線については、周辺土地利用の状況や道路網としての位置づけなどを考慮した上で、町民や関係権利者の合意のもとに、変更や廃止などの見直しを検討していきます。

需要に適切に対応した公共交通システムの整備

- ・ 高齢社会に対応したまちづくり、また、自動車に頼らず環境にやさしい低炭素社会のまちづくりを進めるには、バス交通は町民の暮らしを支える必要不可欠な公共交通機関であることから、町民の需要に適切に対応した公共交通網の再編など公共交通の利便性向上に向け、町民・行政・企業・団体が協働し、そのあり方について検討していきます。

人にやさしい歩行者道路網の整備

- ・ 高齢社会の進展と福祉のまちづくりの観点から、歩道の整備計画の策定を検討し、歩行スペースの拡幅、段差の解消、傾斜の緩和、スロープの設置などのバリアフリー化を推進するとともに、幹線道路網の整備による歩行者ネットワークを形成し、子どもたちや、高齢者、障がい者を含めた全ての人にやさしい快適な道路空間の整備を目指します。
- ・ 冬期間における安全な道路空間の確保を目的とし、町民・行政・企業・団体の協働のもと、各々の役割分担を明確にした除排雪体制の充実を図ります。



1) 日常利用歩行者ネットワーク

- ・ 地区のパブリックオープンスペースへの安全な主要歩行者動線を確保し、車の速度を抑制する工夫により歩行者の安全性を確保します。
- ・ 広幅員の歩道整備を推進し、緑豊かな潤いのある沿道景観の整備を図るとともに、防犯対策等を考え照明の明るさについても配慮し、歩行者の安全性と快適性の向上を図ります。



2) レクリエーション利用歩行者ネットワーク

- ・ 鉄道跡地や標津川河川敷、大規模公園等の敷地を活用し広域的な利用も含めたレクリエーション・スポーツ目的に対応する歩行者ネットワークを整備します。
- ・ 既存保安林内や小河川沿い、斜面緑地についても、その自然環境に配慮しつつ、散策路としての活用を行い、標津川河川敷とともにネットワークの形成を図ります。

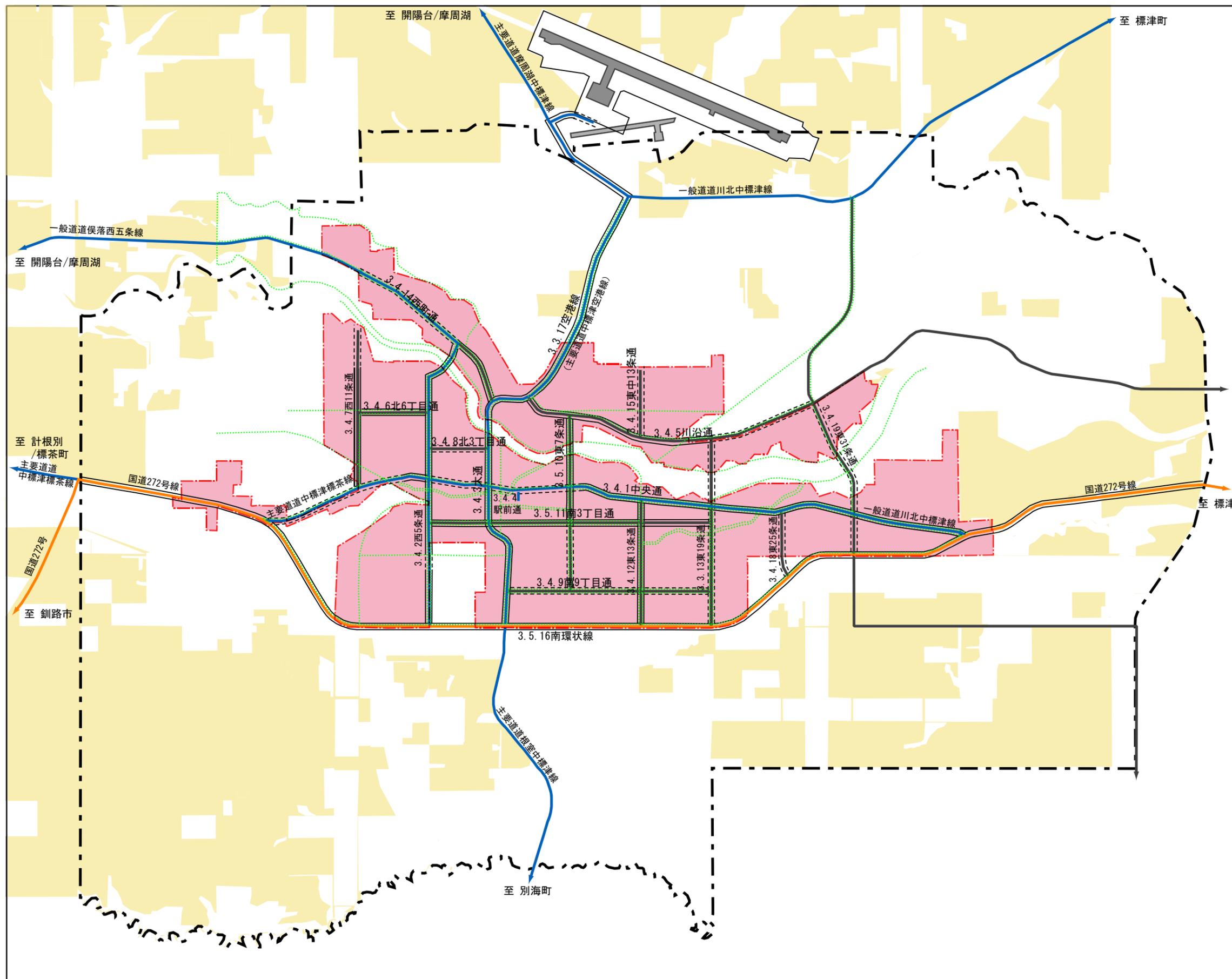


3) 中心市街地の歩行者ネットワーク

- ・ 中心市街地については、商業、交流等様々な機能の集積がみられる地区であることから、誰でも安全・快適に歩行できるよう、バリアフリー化を特に重点的に行ないます。

“道路・交通体系の方針”

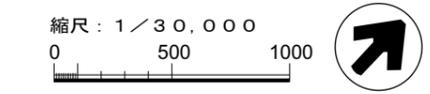
道路・交通体系の方針



凡例

- 主要幹線道路(国道)
- 幹線道路(道道)
- 補助幹線道路
- 都市計画道路(整備済)
- 都市計画道路(未整備)※
- 歩行者ネットワーク
- 農地
- 都市基盤施設重点整備区域
- 都市計画区域

※「都市計画道路(未整備)」とは、都市計画決定している幅員まで整備されていない道路のこと。



6 - 3 水と緑の環境方針

“豊かな水と緑の潤いのある環境の確保”、“多様化するレクリエーションニーズへの対応”という、2つの観点から「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。

基本的な考え方

- ・ 中標津町市街地は、北海道遺産にも選定されている格子状防風林や、河岸段丘等の豊かな緑や樹林地に囲まれるとともに、市街地内部においては標津川等の河畔林や中標津神社鎮守の森などの良好な樹林地が存在するなど、水と緑の豊かな環境を有しています。
- ・ また、運動公園や末広公園等のスポーツ利用される公園や、道立ゆめの森公園や緑ヶ丘森林公園などの広域利用される公園など多様な公園・緑地を有しています。
- ・ 河川環境については、タワラマップ川などの小河川が市街地内に貴重な緑と潤いを与えてくれており、河川環境の保全や親水性の向上、治水のための整備が進められています。
- ・ 中標津町市街地の河川、公園・緑地の整備を考えていく上では、“豊かな水と緑の潤いのある環境の確保”、“多様化するレクリエーションニーズへの対応”という、2つの観点からその整備・保全に努め、標津川や防風林、道立ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園など“都市の骨格的な公園・緑地及び河川”とタワラマップ川などの小河川や地域の公園・緑地など“地域生活に密着した公園・緑地及び河川”を大切にし、歩行者系道路とのネットワーク化や子供から大人までが安心して楽しめる環境づくりと併せた「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。

基本方針

豊かな水と緑の環境確保の観点からの配置



1) 河川環境の保全と親水性の向上

- ・ 市街地内には標津川をはじめ大小様々な河川が流れ、標津川沿いやタワラマップ川上流部は自然豊かな緑の環境を形成しているとともに、ますみ川やチナナ川等の小河川は市街地内に潤いをもたらす重要な水辺空間となっていることから、これら河川の積極的な保全を図り、上流部の水源を保全するとともに、水辺空間における親水性の向上を図り、水を身近に感じられる潤いのある市街地環境の形成を図ります。



2) 市街化の拡大を抑制する市街地外縁部の緑の保全

- ・ 格子状防風林を形成する市街地北側や南側の保安林や、緑が豊富な西側の運動公園は市街地拡大のバッファーとしての効果があることから、これら市街地外縁部の緑の積極的な育成と保全を図ります。



3) 市街地内の緑地の保全と緑化の推進

- ・ 鉄道跡地沿いの樹林地や河岸段丘斜面緑地、中標津神社周辺の鎮守の森などの市街地内の緑地は、市街地に潤いを与える重要な緑であることから、その積極的な保全を図るとともに、住宅地等での庭先における花づくりや街路等における緑化を促進し、花や緑であふれる潤いのある市街地形成に努めます。

4) 景観構成要素としての水と緑の環境の維持

- ・ 格子状防風林や河岸段丘の斜面緑地、標津川やタワラマップ川等の市街地内外の緑、河川は、市街地景観を構成する重要な自然景観構成要素であることから、その景観の維持・向上に向け、積極的な保全及び修景を図ります。

5) 公共下水道の計画的な維持・整備

- ・ 衛生的で快適な生活環境の確保と水質の保全を図るため、「公共下水道管路施設長寿命化計画」に基づいた下水管渠の計画的な修繕、改修等の維持管理を進めていきます。
- ・ 排水設備工事未実施者への啓発を行い、下水道普及率の向上を図るとともに、都市基盤施設整備協議区域においては、用途地域指定や道路整備の状況を考慮しながら、下水道整備の検討を進めます。

多様化するレクリエーションニーズへの対応の観点からの配置



1) 公園の適正配置と施設の維持管理

- ・ 公園は、主として自然的環境の中で町民の貴重な憩いや交流、安らぎの場となるとともに、災害時には緊急の避難場所として活用されることから、その配置にあたってはその機能や周辺の土地利用、交通体系等を勘案し、計画的かつ適正に配置し公園の利用促進を図ります。
- ・ また、これまでの“造り・増やす”時代から“守り・育てる”時代へとシフトし、町民・行政・企業・団体の協働による公園の維持管理体制を検討し、官民協働による公園の維持管理を図ります。
- ・ 町で管理する都市公園施設については、「中標津町公園施設長寿命化計画」に基づき、既存公園施設の遊具等の計画的な修繕・更新を図り、安心して利用できる公園整備に努めます。



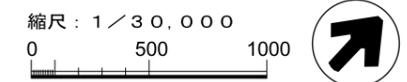
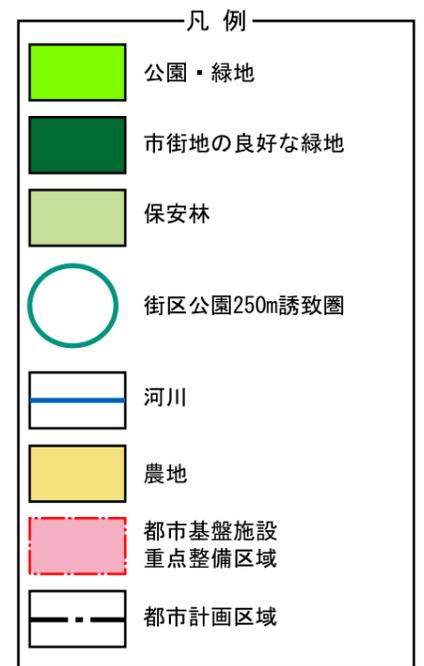
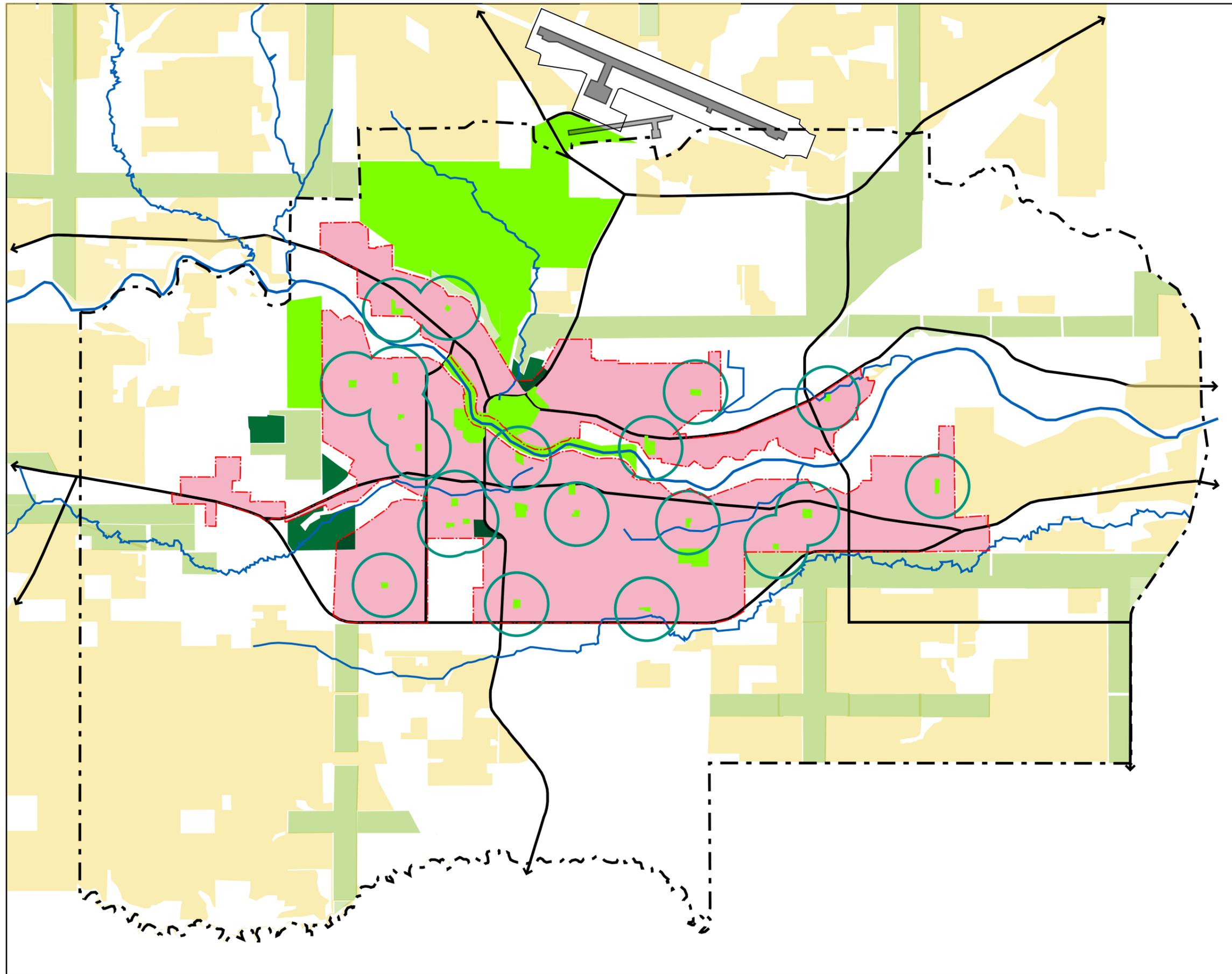
2) つながりのある緑の空間の形成

- ・ 標津川沿いには、運動公園、丸山公園、野球場を有する末広公園、パークゴルフ場のある緑ヶ丘森林公園等、町内だけではなく広域的にも利用される公園が多数存在します。これらをより魅力的なものにするため、標津川河川敷を活用した散策路等によって各公園施設を有機的につなぎ、冬期は歩くス

キーコースとして活用するなど冬でも楽しめるレクリエーション機能の向上を図るなど施設間のネットワーク化を図り、公園利用の促進を図ります。

- ・ ジョギングやウォーキング等の町民ニーズ対応するため、標津川河川敷や鉄道跡地を活用したウォーキングコースに使える歩く道の環境整備を促進し、歩行空間のネットワーク化を図ります。

水と緑の環境方針



6 - 4 その他都市施設等の整備方針

利用者ニーズに応じた効果的、効率的な施設配置とともに、人にやさしい施設づくりや、地球環境時代に対応した環境負荷の少ない施設づくりを目指します。

基本的な考え方

- ・ 学校施設や官公署施設、福祉施設等の生活環境施設は、中心市街地およびその周辺に比較的集中していますが、町立病院が国道沿いに移転するなど郊外への配置もみられ、中心市街地の利便性の低下による魅力の低下や、郊外施設へのアクセス手段の充実の必要性等の問題があります。
- ・ 交流空間への町民ニーズは高く、総合文化会館が中心市街地に整備されていますが、地域においては、集会所などの交流施設が求められており、その整備においては、その使いやすさ等の観点から、町民参加等による利用者ニーズの反映が必要とされます。
- ・ 生活環境施設整備は、各種都市基盤施設との連携を図りながら、中心市街地への集積など効果的、効率的な配置を行うとともに、高齢者や障がい者などの移動制約者に配慮した整備と配置を図るなど人にやさしい施設づくりや、地球環境時代に対応した環境負荷の少ない施設づくりを目指します。

基本方針

効果的、効率的な生活環境施設の配置

- ・ 生活環境施設は、都市生活を支えるうえで重要な施設となっていることを踏まえ、今後の配置については、市街地内の需要動向や町民の利便性を考慮し、施設の集約化や異なる機能の複合化など、効果的かつ効率的な施設配置を図ります。
- ・ 低炭素社会を構築するコンパクトな都市づくりを進める観点から、公共公益施設の用途白地地域への立地を抑制し、既成市街地内での適正な立地を図ります。

人にやさしい施設づくり

- ・ 高齢社会への対応や福祉の都市づくりの観点から、生活環境施設の整備にあたっては、段差の解消やスロープ化などのバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念に基づいた施設づくりを推進します。

環境に配慮した生活環境施設の整備

- ・ 生活環境施設の新築、改築にあたっては、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・ 未利用エネルギーや再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーの活用についても研究、検討し、地球環境時代に対応した低炭素社会にふさわしい施設等の整備に努めます。

第3章 地域別の街づくり構想

1. 地域別の街づくり

町民が身近な地域の街づくりに自発的に関わるための構想としての役割を担います。

地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりを進めるための構想としての役割を担います。

地域別街づくり構想の役割

町民が身近な地域の街づくりに自発的に関わるための構想

- ・ 中標津町の都市づくりを進めるにあたっては、町民が都市づくりを身近な問題として考え、将来像を共有化し、自発的に関わるのが重要です。地域別街づくり構想は、都市全体構想と比べ、より身近な地域の将来像であり、町民が自発的に関わる指針となります。

地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりを進めるための構想

- ・ 各地域には、それぞれの歴史や自然、活動からなる特性があり、都市づくりや街づくりにあたっては、各地域の持つ特性を踏まえて取り組む必要があります。地域別街づくり構想は、地域の特性を踏まえた都市づくりや街づくりの上での指針となります。

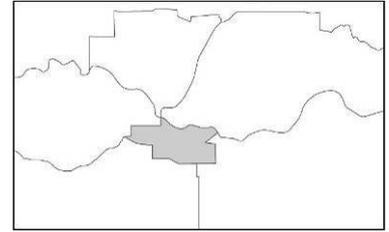
地域区分の考え方

- ・ 地域別街づくりにあたっては、その役割を念頭に、地理的条件や土地利用等の空間的まとまりと地域コミュニティ等の社会的まとまりに関する視点から、町民に理解されやすい6地域（中心部地域、西町地域、東中地域、西部地域、南部地域、東部地域）に区分します。



中心部地域

構成町内会
栄・中央・日の出・旭第1・
旭第2・第1宮下・未広・
清泉・第2宮下



地域街づくりの目標

歴史と文化の薫る賑わいの街づくり

- 1 歩いて楽しい中心市街地づくり
- 2 魅力的なたまり場のある中心市街地づくり
- 3 人が住まう中心市街地への転換
- 4 来訪者・観光客にもアピールできる中心市街地づくり

地域街づくりの考え方

本地域は、中標津町の中心市街地として、町民や来訪者、観光客のための主要な施設が整い、便利で賑わいのある「中標津の顔」としての役割を担う地域です。

タワラマップ川や東7条緑地、公共施設の周辺園地、街路樹、花壇等による潤いとともに、中央通、東1条通商店街の酪農まちとしての発展のイメージを伝え、歴史と文化の薫る“まち”をつくります。

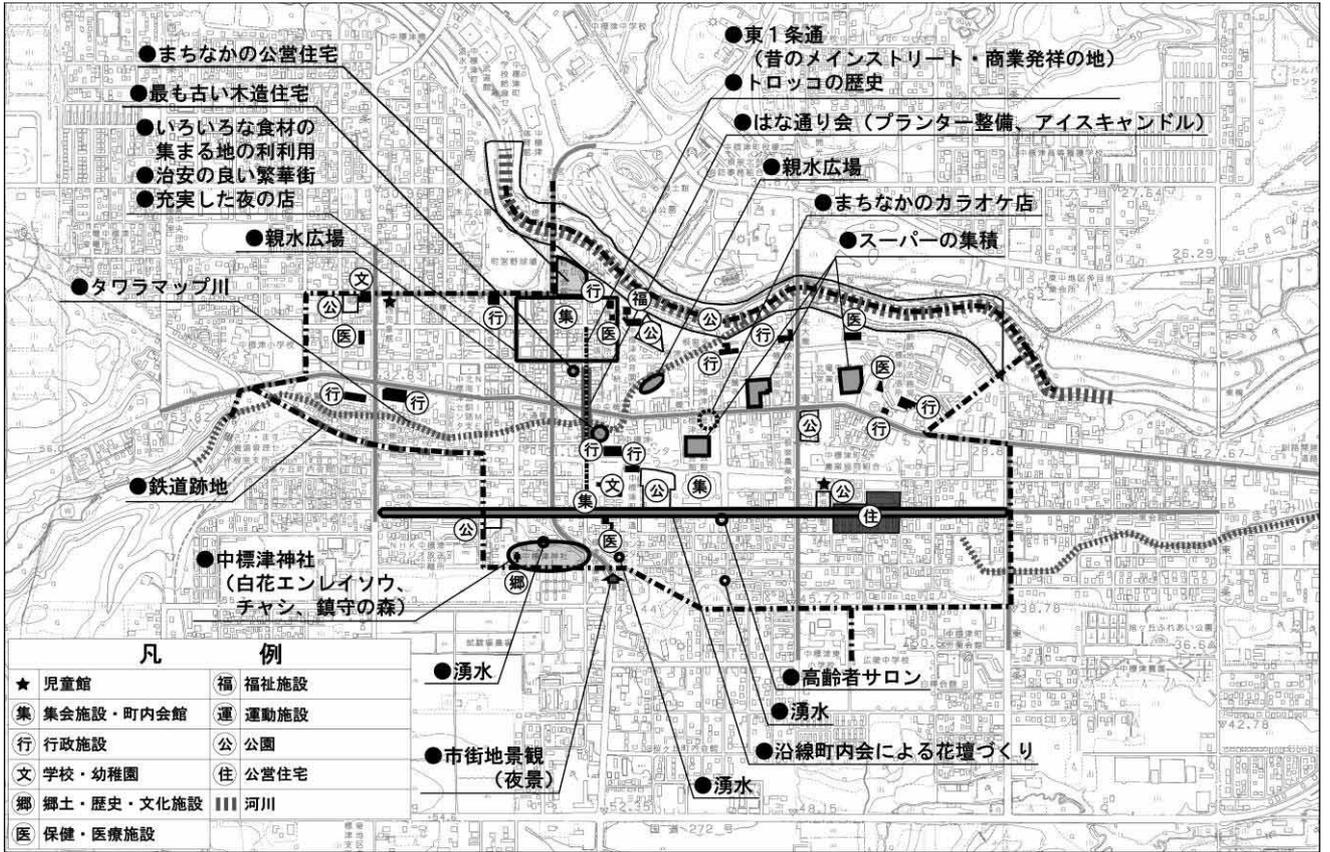
地域の特性

- ・タワラマップ川、東1条通を中心に古くから商店街として栄えた商業地域です。
- ・文化会館や図書館、金融機関、医療施設、バスターミナル、商店、飲食店、宿泊施設など町民や来訪者、観光客にとって主要な施設が整っています。
- ・地域南側には中標津神社、鎮守の森、チャシ跡など歴史の感じられる施設があります。

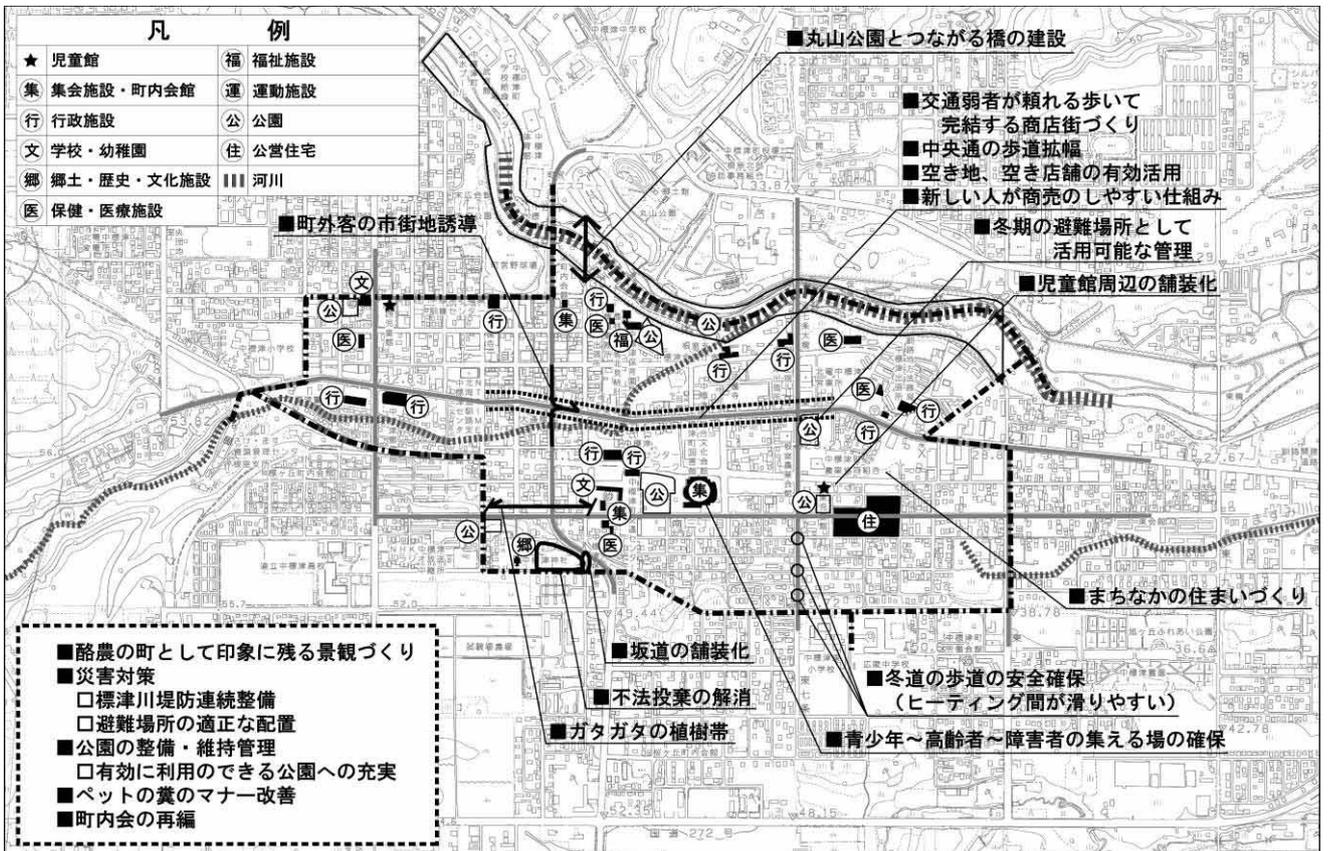
地域の課題

- ・バイパス沿いの郊外型大型店に人が流れ、空き店舗も目立つようになり、賑わいが減少してきています。
- ・地域では、買い物目的意外に街なかに訪れ、人と人とが交流を育むことのできる場の不足や、個店の魅力の低下や高齢者にとって歩きやすい歩行環境への改善などの問題を感じています。

【中心部地域の特性・魅力】



【中心部地域の問題・課題】



中心部地域個別の街づくりの方針

1歩いて楽しい中心市街地づくり

バイパス沿いの大型商業施設群の「買い物中心」の機能とは異なる“中標津らしい暮らしの多様な楽しさ、豊かさ”を実感できる回遊性のある環境を整えます。



アンテナショップ

企業や自治体などが自社(当該地方)の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

テイクアウト

持ち帰る。



< 取組み時期の目安 >

H23

H32

< 想定される取組内容 >

街なみの演出 [地域]

テーマ性のある街なみのイメージづくりと外への発信
[地域、商店街]

- ・ 商業発祥の歴史を感じる東1条通のイメージづくり
- ・ 酪農の町の雰囲気を感じる街なみイメージづくり
- ・ タワラマップ川と商店街の風景イメージづくり
- ・ 店先での憩いの空間づくりや演出 [商店街]
- ・ 花や鉢などによる通りへの挨拶の演出
- ・ 照明、暖簾、ベンチなどによる迎客の演出
- ・ メニューや商品サンプル、看板などの集客の演出
- ・ 通りの文化性を高める演出の検討 [地域、商店街]
- ・ 花壇、プランター、アイスクャンドル、吹き流し
- ・ 休憩施設、立ち寄り拠点の配置
- ・ モニュメントの設置

訪れたい商店街づくり [地域、商店街]

街に人が集まる多彩なイベントの企画

- ・ 朝市、夕市、アンテナショップ、バザール etc
- ・ テイクアウト型軒先ショップの展開
- ・ 豚まん、コロッケ、スイーツ通り etc
- ・ 通りの人への中標津の牛乳配布 [企業協力による]
- ・ ウォーキングしている人への配布

魅力ある拠点をつなぐ回遊ルートの設定と歩行者に優しい歩行環境の整備 [地域、行政]

魅力ある拠点をつなぐ回遊ルートの設定 [地域]

- ・ タワラマップも含めたルート設定
- ・ レンタサイクル導入
- ・ 安心して歩ける歩道環境の整備 [行政]
- ・ 東1条通～中央通の回遊を高める歩道の安全整備
- ・ 東1条通の歩行者天国、広幅員歩道環境整備の検討
- ・ タワラマップ川沿いの歩く環境整備の検討 [地域、行政]
- ・ 親水広場を核にタワラマップ川沿いの散策路整備の検討
- ・ 土地の利用状況に応じた環境整備の検討
- ・ 案内サイン整備の検討 [地域、行政]
- ・ 公共施設への案内サイン
- ・ 国際化に対応したピクトグラムの採用
- ・ 各拠点、回遊ルートを想定した駐車場の適正配置 [地域、行政]
- ・ 駐車場の配置に伴うレンタサイクル、駐輪場の併設

2 魅力的なたまり場のあ る中心市街地づくり

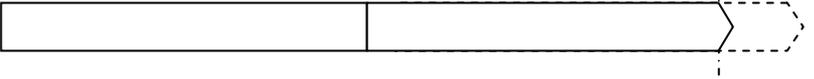
個性的な店舗の集積と「くつろぎの場」、「たまり場」等の拠点の整備・充実によって、魅力を高め、界限性と賑わいのある“まちなか”にしていきます。

サテライト
衛星。本体から離れて存在するもの。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

バイパス沿いの大型ショッピングセンターと棲み分けた
界限生のある商店街づくり

- ・ 買い物のしやすい集積した店づくり [商工会等]
- ・ 東1条通、中央通における店舗集積
- ・ タワラマップ川親水広場周辺のテイクアウト型店舗の集積
- ・ 中心市街地における不足業種機能の補完
- ・ 空き地、空き店舗と新規出店希望者のマッチング (業種、必要面積、設備状況、費用負担)
- ・ 農高チャレンジショップ、農協サテライト ショップなどの地場産ショップ誘致

まちなかでのくつろぎの場、たまり場の整備

- ・ 人のたまるお店の誘致 [商工会等]
- ・ カフェ、ギャラリー
- ・ 駄菓子屋 (子どものたまり場)
- ・ 世代別、世代間交流の場の整備 [地域、行政]
- ・ 小中高生の居場所、活動の拠点
 - ～ ライブハウス、軽スポーツ (スケートボード、ダンス、3 on 3 バスケット等) [地域]
- ・ 高齢者コミュニティ食堂、給食サービス拠点 [地域]
- ・ まちなかの高齢者サロン [行政]
 - 気軽に談笑の出来る場の整備 [施設管理者]
- ・ 既存施設を活用した空間づくり
 - タワラマップ川親水広場の活用 [地域、団体、商工会等]
- ・ 親水広場を活かした人の集まる仕掛けづくり
 - ～ 地元高校生によるライブイベント
 - ～ パブリックビュー (上映イベント) etc
- ・ 親水広場と連動した隣接施設 (なかまっぷ) の魅力の強化、活用
- ・ 親水広場対岸用地の多目的利用の拠点化 (市場、イベント、チャレンジショップ等) [地域]
 - 町内会同士で情報交換を行える場の整備 [地域]
- ・ 既存施設を活用した情報交換の場づくり

まちなかで行政サービスを受けられる場の整備 [行政]

- ・ 行政のサテライト窓口の検討

3人が住まう中心市街地への転換

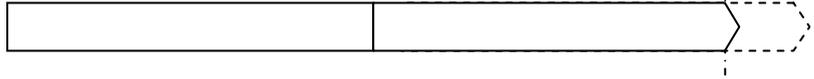
まちなかに一定の居住人口を保持し、人の住まうコミュニティとしての機能を果たしていける地域づくりを目指します。

コレクティブ
“集団的な”“共同の”の意味。コレクティブ型住宅は、複数の世帯が、空間や施設を共用し、相互に交流し、支え合う共同生活を営む住宅をいいます。



<取組み時期の目安>
H23

H32



<想定される取組内容>

まちなか居住住宅の整備

公営住宅のまちなか整備 [行政]

- ・まちなか団地の整備
- ・旭第二団地のまちなか居住整備
- ・コレクティブ 型公営住宅の整備検討
まちなか居住ニーズの掘り起こしと対応住宅への支援
検討 [地域、(行政支援)]
- ・中心市街地で就業する人の住まい
- ・後継者のいる酪農を引退した高齢者の住まい

まちなかでの職住一体の店舗誘致

職住可能店舗の調査、リスト整理 [商工会等]

新規出店希望者の誘致 [商工会等]

- ・新規出店者の募集
- ・職住一体型新規出店者への出店支援拡大の検討

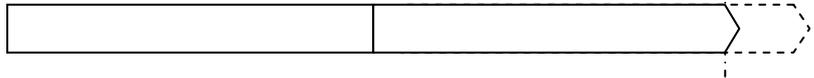
4 来訪者・観光客にもアピールできる中心市街地づくり

空港の利便性や周辺観光地とのアクセス等の優位性を活かした観光拠点としての魅力を高めます。



<取組み時期の目安>
H23

H32



<想定される取組内容>

中標津ならではの食を楽しめる店舗づくり [商工会等]

- ・地場の食材料理を楽しめるお店づくり
- ・酪農製品を買えるお店づくり

町の観光情報、歴史、文化を感じられる拠点の整備検討 [行政、団体]

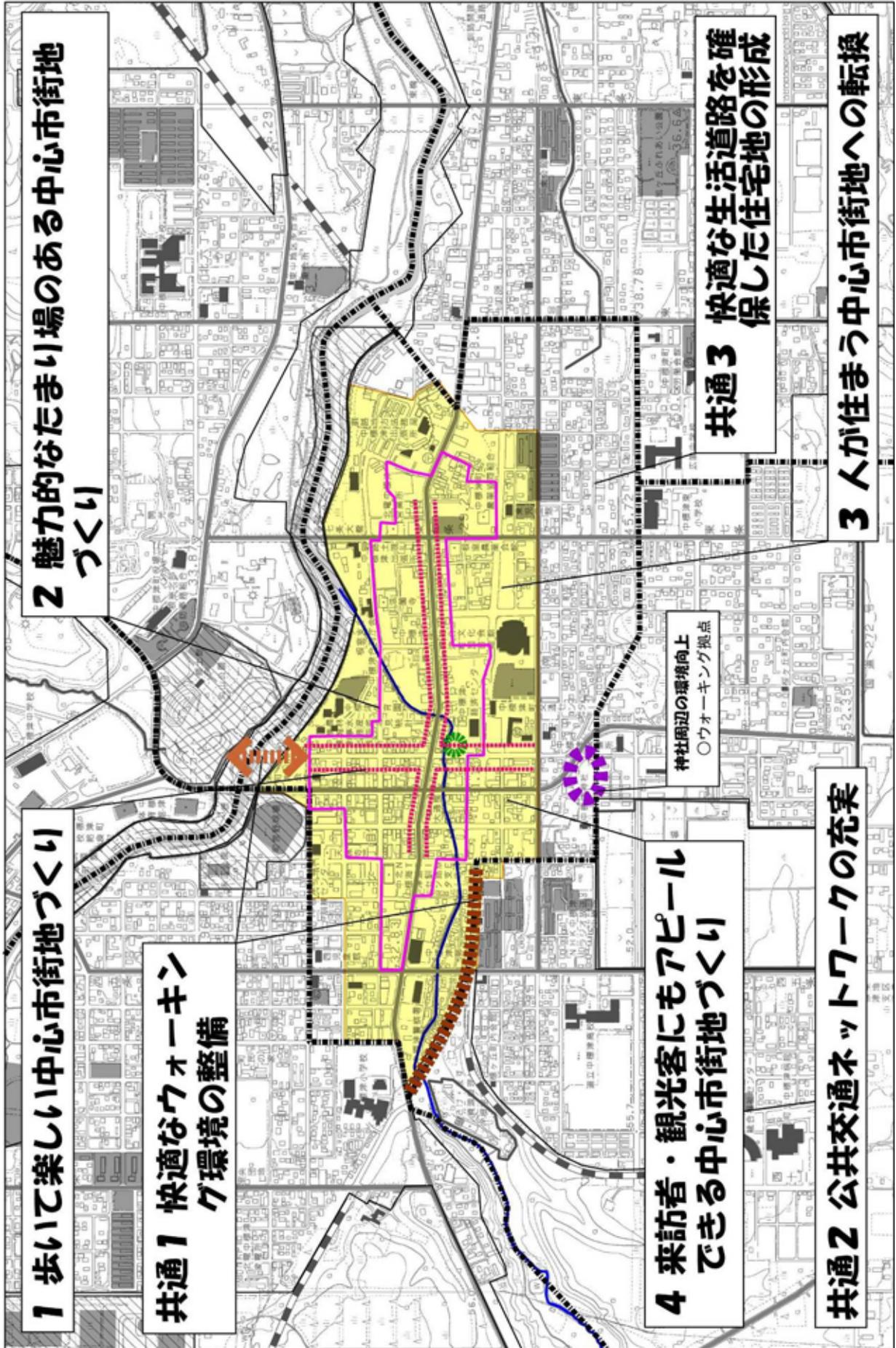
- ・中標津を拠点とした広域観光情報の提供
- ・中標津の歴史や文化の情報の提供
- ・外国人向けの受発信の強化
- ・まちなか観光ガイド案内 [観光協会、ガイド]

花壇・オープンガーデン整備の拡充 [地域、団体]

- ・市街地の花壇整備の拡充
- ・オープンガーデンづくり

街路樹の整備 [地域]

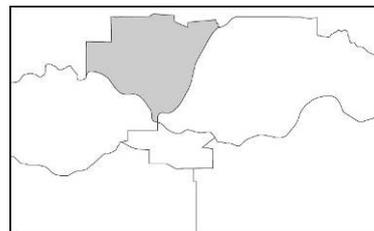
- ・地域の話し合いにおける「街路樹整備計画」づくり
- ・老朽樹木の植え替え



西町地域

構成町内会

西町・川西



地域街づくりの目標

緑豊かな環境を暮らしの中に活かす街づくり

- 1 地域内外から人の訪れる緑の名所づくり
- 2 住宅地の花と緑の環境の魅力向上
- 3 幹線道路の安全性確保

地域街づくりの考え方

本地域は、文教施設の集積に加え、緑豊かな散策環境を有していることから、地域内外から人の集まる地域となっています。

本地域最大の魅力は豊かな緑の環境であり、これらを積極的に保全・育成・維持・管理し、暮らしの中に活かしていくことによって、住んで快適な、訪れて癒される緑の街づくりを進めます。

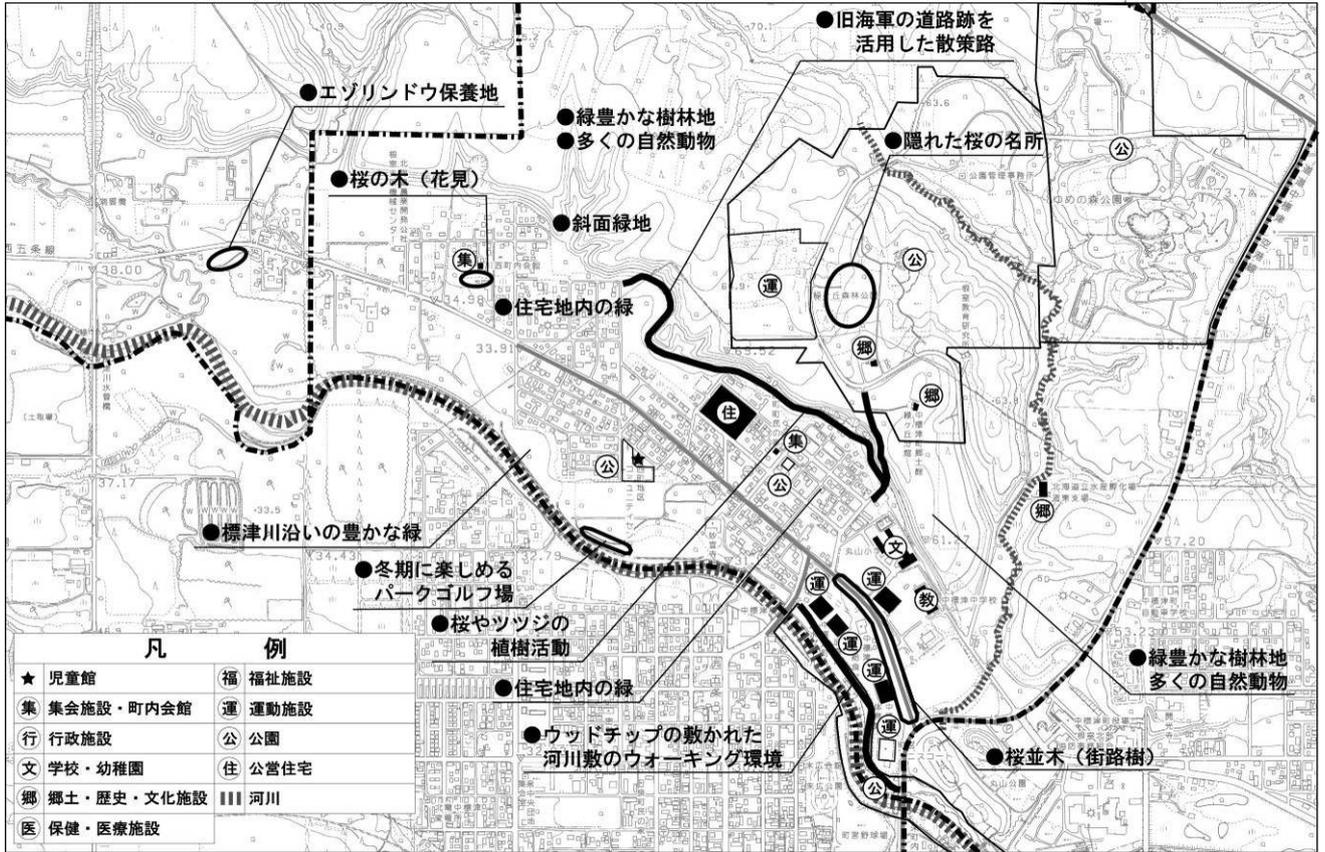
地域の特性

- ・森林公園や標津川など様々な自然に恵まれ、小学校や中学校、プールや体育館などの文教施設が整った地域で、良好な子育て環境を有する住宅地としての認知度も高く、地域の人口も増加傾向にあります。
- ・保安林や斜面緑地等の豊かな樹林環境を有していることから、森林浴や散策目的に他の地域からも人が訪れる地域となっています。
- ・地域町民は、本地域の最大の魅力は豊かな緑の環境と認識しており、この環境を積極的に保全していきたいとする意識を持っています。

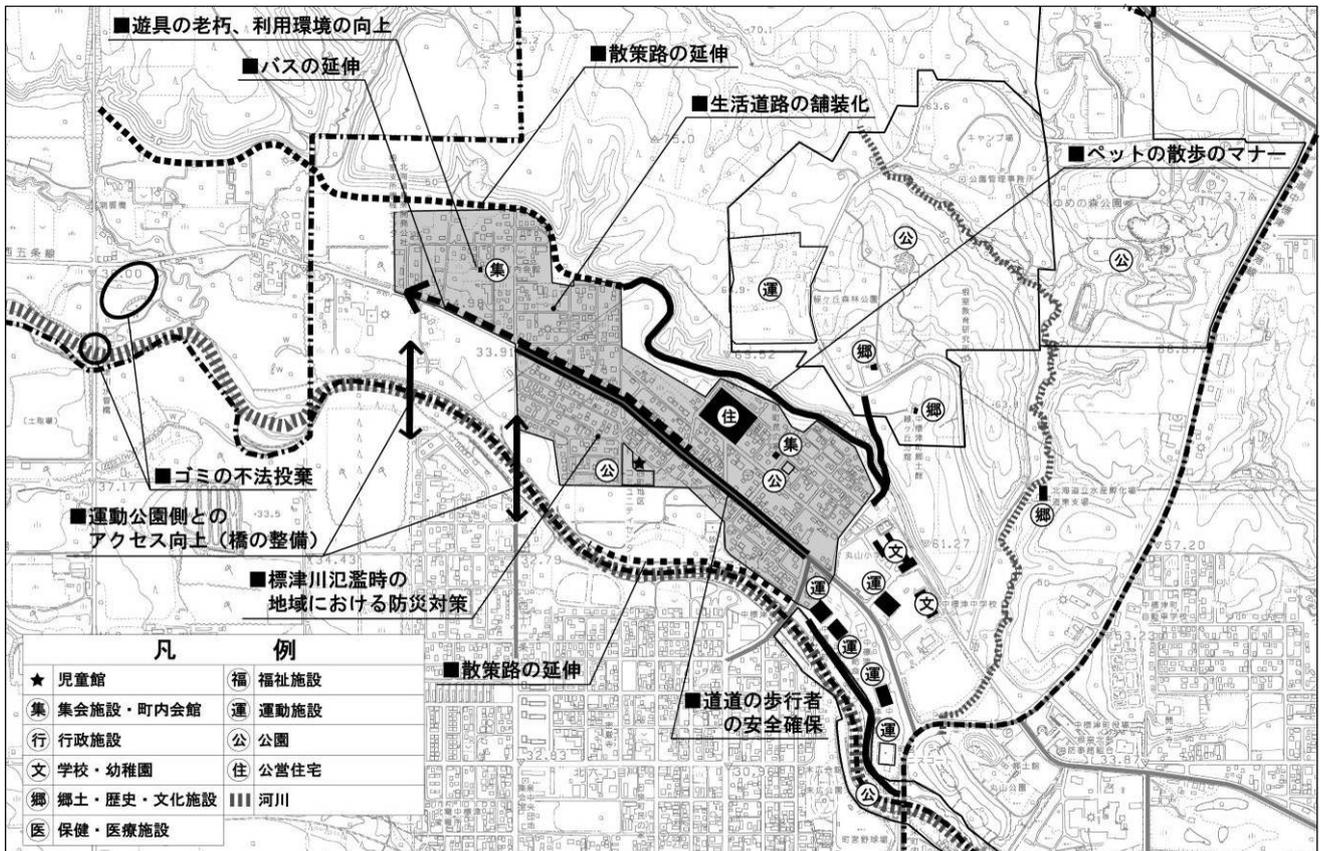
地域の課題

- ・地域町民は、地域の西側における公共交通の空白地域や、私道、町道を含めた未舗装生活道路の存在、地域の幹線道路となる西町通(道道)における歩行者の安全確保など、交通環境、道路環境における利便性、快適性、安全性の問題を感じています。
- ・河川敷における不法投棄や散策路等におけるペットの糞のマナーなど環境保全の問題も感じています。

【西町地域の特性・魅力】



【西町地域の問題・課題】



西町地域個別の街づくりの方針

1 地域内外から人の訪れる緑の名所づくり

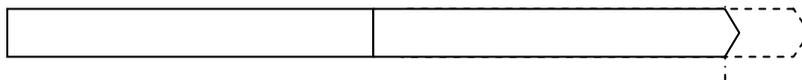
斜面緑地を守るとともに、地域内外の人から利用される魅力溢れる緑の名所を整備します。



< 取組み時期の目安 >

H23

H32



< 想定される取組内容 >

緑の名所づくりの検討

- 名所を目指す、なり得る場の検討 [地域]
- ・名所の確定、現地確認、見頃の季節の明確化
- ・名所としての利用・活用イメージの検討 [地域]
- ・森林公園内の隠れた桜の名所、西町通の桜並木、治山道路の植林環境等との関係性の検討 [地域]
- ・エゾリンドウの生育環境の保全の検討 [地域・土地所有者の協力]
- ・川西地区斜面緑地の沿線住宅地の危険性に対応する治山道路延伸の必要性、可能性の調査、検討 [行政]
- 緑の名所マップの作成 [地域、(行政支援)]
- ・観光案内所、公共施設等への配布、設置

緑の名所の維持管理、場の活用

- 植樹・植栽と草木の維持管理体制の検討 [地域、行政、(学校、施設管理者)]
- ・町内会、施設管理者、学校等の連携、役割分担の検討、協議
- 名所の充実と場の活用 [地域]
- ・植樹、植栽、草刈り等
- ・苗木の提供 [行政支援]
- ・植樹、維持管理、場の活用 [地域、(学校)]
- 情報発信、PR
- ・周知パンフレット等の作成支援 [行政]
- ・町民への名所情報の周知、案内 [地域、行政]

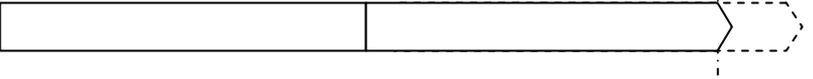
2 住宅地の花と緑の環境の魅力向上

身近な暮らしの中に花と緑の環境を整え、点から線、線から面へとつなぎ潤い溢れる住宅地の形成を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

庭づくりの学習 [地域、(行政支援)]

- ・交流を通しての経済波及、地域コミュニティ再生等の視点を含めた庭づくり学習
- ・専門家講師招聘 (外部講師、フラワーマスター)
- ・先進地視察

庭づくり普及 [地域]

- ・庭づくりの情報共有に向けた庭づくり愛好者名簿の作成
～ 各人の庭づくりの工夫や成果など
- ・エゾリンドウの育成 [研究者支援]
 - エゾリンドウ里親制度 [地域]
 - 農業高校の協力 [農高]
- ・沿道樹木の適切な維持管理 (街灯支障樹木含む) [地域]

オープンガーデンへの発展 [地域、(行政支援)]

- ・花・庭づくり愛好者のネットワーク形成
- ・オープンガーデンのシステムづくりと実践 [賛同者]
- ・オープンガーデン推進組織の設立
- ・ガーデンコンテスト、ツアー開催
- ・ガーデン案内マップ、マナー啓発パンフレット
- ・荒廃した空き地の修景対策の検討 [地域]
- ・町民参加による公共施設の庭づくりへの波及

(行政対応)

3 幹線道路の安全性確保

歩行者の安全な歩行空間を確保するため、幹線道路歩道における歩行者に優しい歩道整備を図ります。

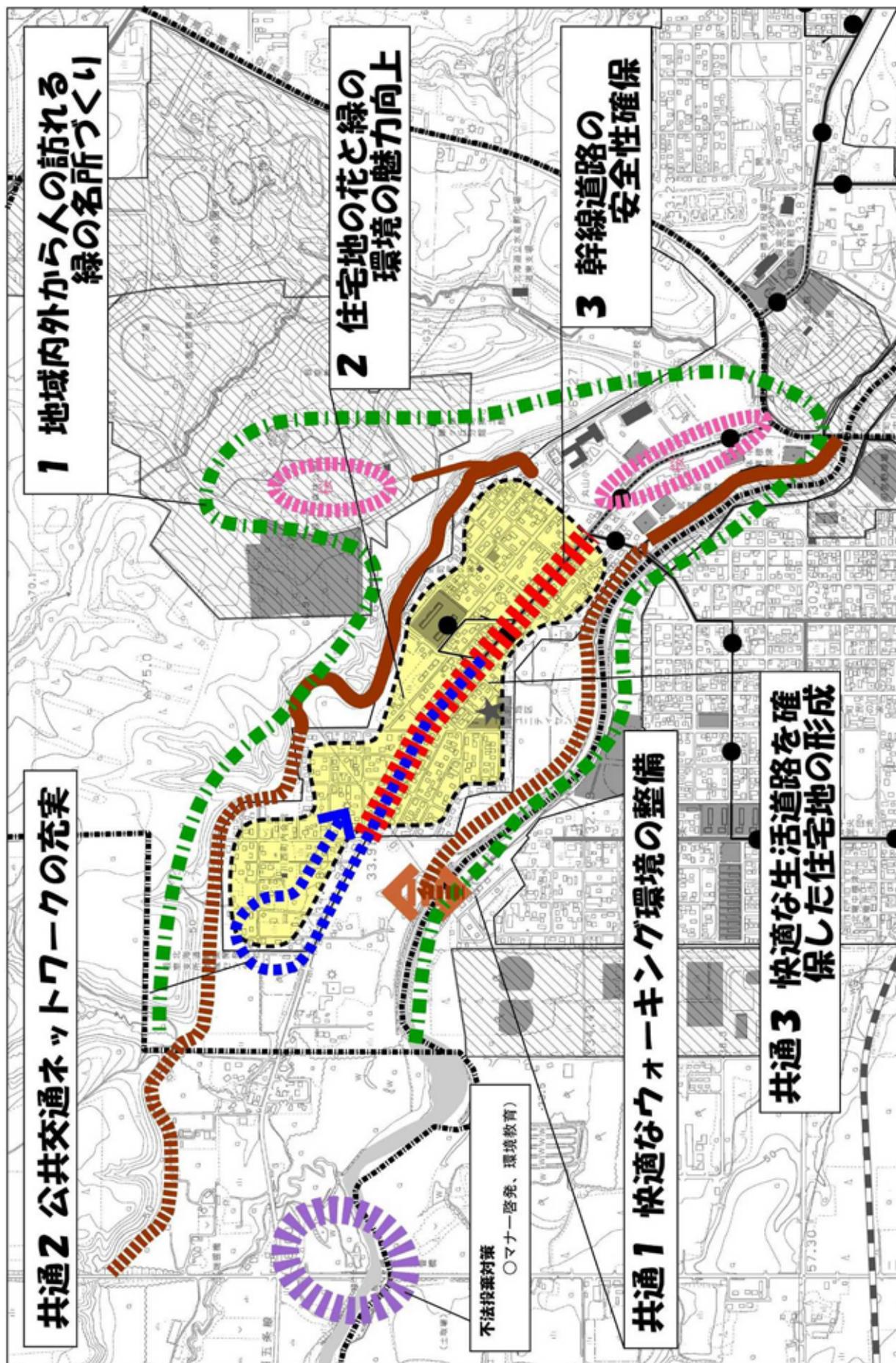
< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

切り下げによる凸凹のない歩道の整備：西町通 [行政 (道路管理者)]

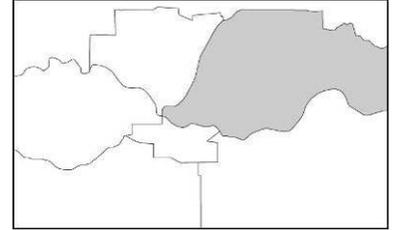


1 - 3

東中地域

構成町内会

東中・まこと・栄



地域街づくりの目標

多様な世代・世帯の交流を育み
自然と共生した豊かな暮らしを実現する街づくり

- 1 地域の交流拠点としての公園の活用
- 2 小公園を分散配置した住宅地環境の整備
- 3 丸山公園の利活用
- 4 「中標津町家庭菜園」の利用促進に向けた環境整備の検討
- 5 ポンタワラ川の生態系に配慮した環境整備

地域街づくりの考え方

本地域では、高齢者サロンや児童館との世代間交流といったモデル的な交流活動が行われています。また、役場、郷土館、丸山公園、高等養護学校、シルバースポーツセンター、保養温泉施設、家庭菜園などの施設があり、地域内外から様々な人が訪れる地域となっています。

このため、本地域では、子どもや高齢者、障がい者など多様な世代、世帯が交流を育み豊かに暮らすことの出来る街づくりを進めます。

地域の特性

- ・丸山公園や保安林、標津川、ポンタワラ川など多くの自然に恵まれた閑静な住宅地域で、高等養護学校やシルバースポーツセンター、保養温泉施設などの健康・福祉施設、家庭菜園などが整っています。
- ・標津川河川敷には散策路が整備されており、ウォーキング愛好者の姿も見られます。
- ・地域では、世代間交流や防犯活動などモデル的な地域活動が行われています。

地域の課題

- ・地域西側の高台や東側の住宅地域では、身近な環境に子どもたちが遊べる公園や町内会活動や高齢者サロンなどを行う交流拠点が不足しているという問題を感じています。
- ・特に地域東側の住宅地域では公共交通機関が通っていない、自家用車を持たない交通弱者にとっては不便なものとなっています。
- ・生活道路の舗装や歩道の段差解消など道路環境の問題、ゴミの不法投棄やポイ捨てなど環境保全の問題を感じています。

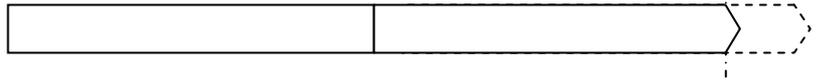
東中地域個別の街づくりの方針

1 地域の交流拠点としての公園の活用

準公共的な公園として地域開放されている私設の「ほかり公園」を有効活用し、地域の交流の拠点としての利用促進を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

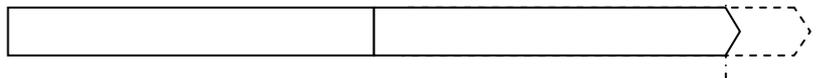
- 公園の管理手法の検討 [所有者、地域、行政]
 - 個人財産としての私設公園の地域利用に向けた維持管理手法の検討
- ・ 準公共的公園の位置づけの明確化
- ・ 準公共的公園の管理手法の検討
 - 公園施設の機能、魅力強化、維持管理内容の検討 [所有者、地域、(行政支援)]
- ・ エゾリンドウの移植の検討 [地域、(専門家)]
- ・ トイレ、休憩施設の整備の検討
- ・ 草刈り、清掃等の維持管理

2 小公園を分散配置した住宅地環境の整備

子どもたちが遊べる遊具のある小公園、木陰や花壇、ベンチのある散歩途中の憩いの場となる小公園など、それぞれの特徴を持った小公園が地域のあちこちに配置された住宅地環境の整備を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

- ポケットパーク構想の検討 [地域、(行政支援)]
 - 点在する開発行為緑地を活用した分散配置型整備の検討
 - 各ポケットパークの機能、分担、性格づけ、整備内容等の検討
- ・ 児童遊具系
- ・ 花壇等憩い緑地系
- ・ 芝生園地系 ...
 - 整備、維持管理等の計画検討
- ・ 各公園の整備費と年次計画
- ・ 維持管理、メンテナンス計画

構想に基づく計画的、段階的な整備 [地域、(行政支援)]

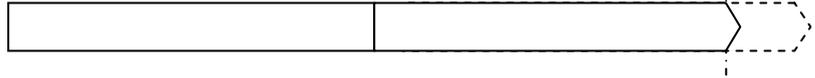
- ・ 整備手法の検討、整備財源等の確保

3 丸山公園の利活用

現存の良好な自然環境を保全しつつ、年間を通じた丸山公園の利活用方策を検討し、公園の利用促進と環境保全を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

- 丸山公園を取り巻く各種関連施策の調整と方向性の確認
[行政]
- ・ 郷土館の施設整備、配置方針の検討
 - ・ 観光振興体制の方向性(インフォメーションセンターの設置等)

丸山公園利活用計画の検討 [地域、行政、団体]

関連施策の活用可能性を考慮した丸山公園のあり方検討

- ・ 行政、商工会、観光協会、各種団体、地域町民の参加による検討
- ・ 年間を通じた利活用方策の検討
- ・ 雪印工場との連携方策の検討

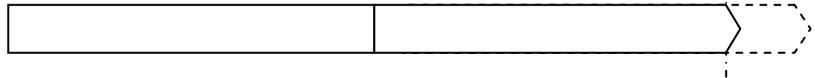
4 「中標津町家庭菜園」の利用促進に向けた環境整備の検討

町民の自給自足をサポートし、農業体験を通じた交流のきっかけの場として、「家庭菜園」の利便性向上に向けた環境整備の検討を行います。



(行政対応)

< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

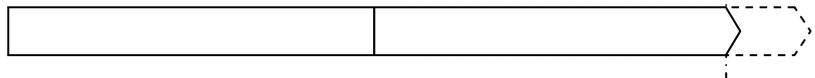
既存の「家庭菜園」の利便性向上に向けた検討

トイレ、給水、休憩施設の整備検討 [行政]

地域の植樹要望に応じた菜園外縁部での植樹の可否の検討 [地域、行政]

- ・ 植樹場所、菜園野菜等に悪影響を与えない樹種の検討
- ・ 地域主体による交流活動 [地域]
- ・ 町内会、有志による収穫祭、作物発表会等の交流活動

< 取組み時期の目安 >
H23



5 ポンタワラ川の生態系に配慮した環境整備

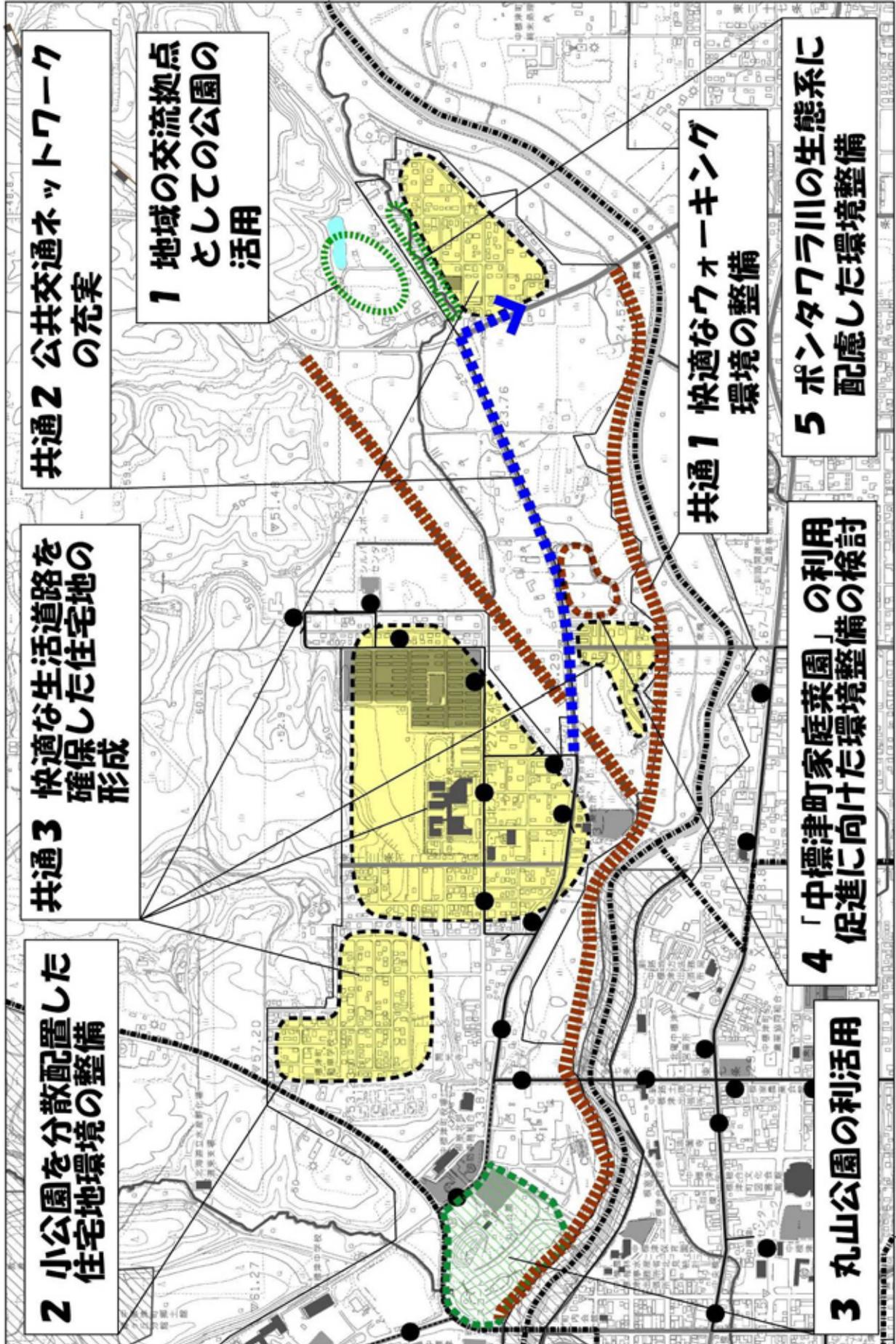
ポンタワラ川の生態系に配慮しつつ、浸食対策としての環境整備を図ります。

< 想定される取組内容 >

ポンタワラ川の浸食調査

生態系に配慮した整備の検討

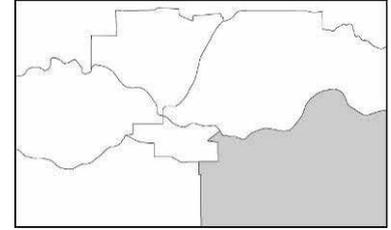
ポンタワラ川の環境整備



東部地域

構成町内会

白樺・東・睦・明生・旭第2



地域街づくりの目標

武佐岳を望み暮らしの中に水と緑の潤いを感じる街づくり

- 1 潤いのある道道沿線の景観づくり
- 2 住宅地の花と緑の環境の魅力向上
- 3 ますみ川やチナナ川周辺の憩いの場づくり
- 4 道道沿線の自転車通行路用地を利用した賑わいづくり
- 5 安全・安心な東19条通の環境整備

地域街づくりの考え方

本地域は、武佐岳の眺めの良い高台の地区やますみ川やチナナ川といった小河川が暮らしの身近な場所にある地区、標津川河川敷の豊かな緑を感じられる地区など多様な魅力のある地域です。

このような魅力ある環境を暮らしの中で充分に実感できる街づくりを進めます。

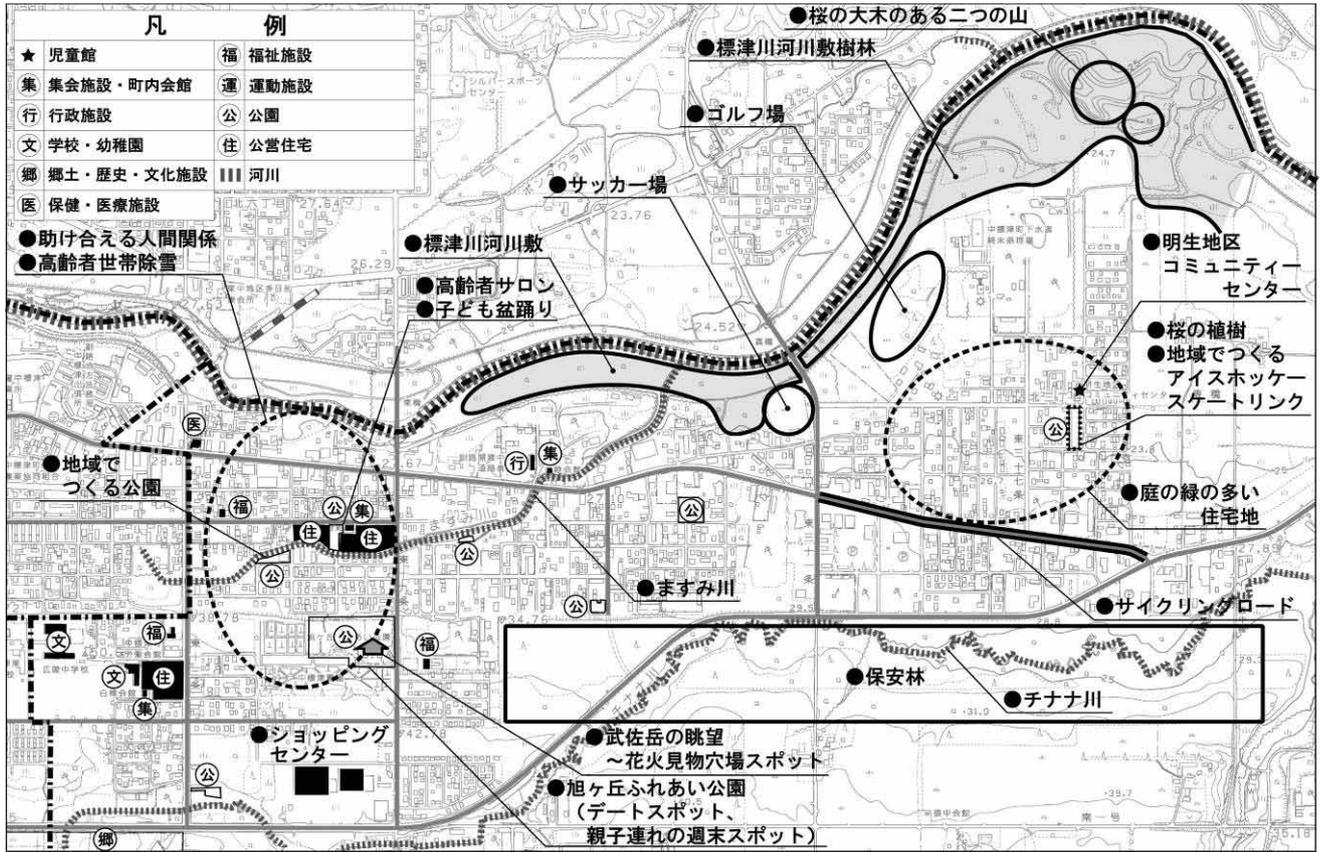
地域の特性

- ・保安林やますみ川、チナナ川、標津川沿いの緑などの自然に恵まれ、住宅地、商工業地の混在する地域となっています。
- ・幼稚園や中学校、旭ヶ丘ふれあい公園などの公共施設があり、バイパス沿いには地域町民の生活を支える郊外型ショッピングセンターがあります。
- ・高台からの武佐岳の眺めは良く地域の外からも人が訪れる地域となっています。

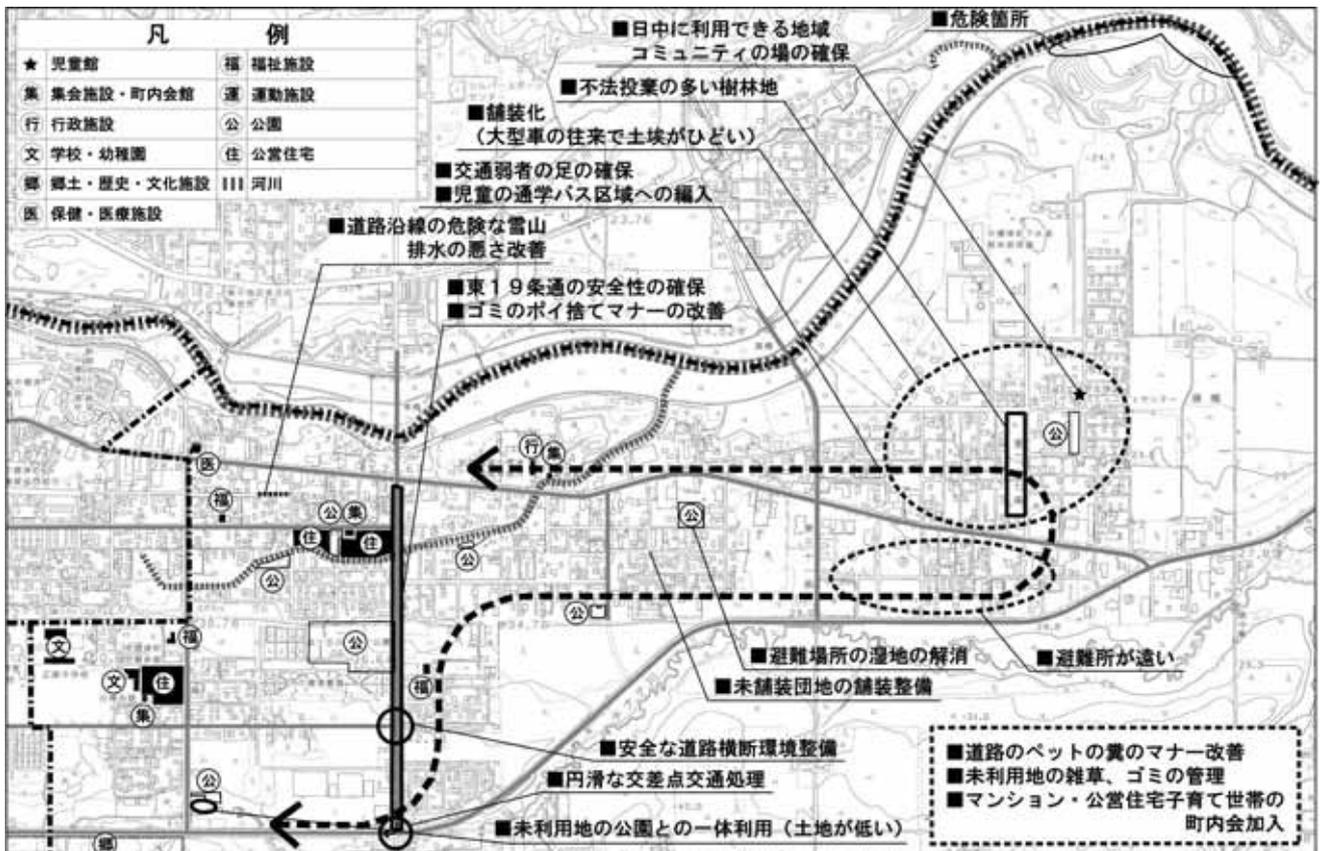
地域の課題

- ・住・商・工の土地利用が混ざり合っており、未舗装生活道路の存在もあいまって、大型車両の巻き上げる砂埃など住環境に対する問題を感じています。
- ・工事車両や営業車両、買い物客など自動車の交通量が多い地域で、交通混乱や交通の安全に対する問題を感じています。
- ・地域の表通りとなる道道沿線における植樹花壇などの景観的な問題を感じています。

【東部地域の特性・魅力】



【東部地域の問題・課題】



東部地域個別の街づくりの方針

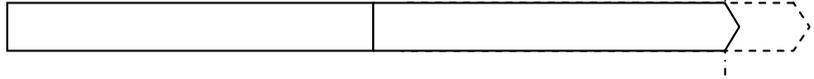
1 潤いのある道道沿線の
景観づくり

潤いのある街なみの形成を図るため、地域の表通りとなる道道沿線の景観向上を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

道路景観のあり方の検討 [地域、行政]

町、釧路振興局、地域（沿線町内会）沿道事業者、観光事業者の参加による道路景観のあり方の検討

・町全体の中での道道景観の位置づけ

花壇の整備、維持管理体制の検討

・委託業者管理に伴う地域における課題の整理 [地域]

・町内会、沿道事業者等の連携した地域における維持管理体制の検討 [行政、（道路管理者） 地域]

・花の苗の提供の検討 [行政、（道路管理者）]

道路花壇の整備、維持管理の実践や見直し [地域]

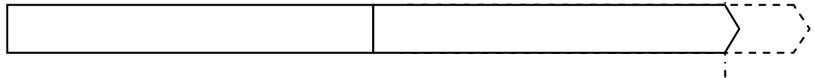
2 住宅地の花と緑の環境
の魅力向上

身近な暮らしの中に花と緑の環境を整え、点から線、線から面へとつながり潤い溢れる住宅地の形成を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

庭づくりの学習 [地域、（行政支援）]

・交流を通しての経済波及、地域コミュニティ再生等の視点を含めた学習

・専門家講師招聘（外部講師、フラワーマスター）

・先進地視察

オープンガーデンモデル地域としての取組実践 [地域]

・花・庭づくり愛好者、人材育成とネットワーク形成

・オープンガーデンのシステムづくりと実践 [賛同者]

・沿道樹木の適切な維持管理（街灯支障樹木含む）[地域]

・荒廃した空き地の修景対策の検討 [地域]

オープンガーデン普及 [地域、（行政支援）]

・街づくり協議会6地域合同会議での活動発表

・オープンガーデン推進組織の設立

・ガーデンコンテスト、ツアー開催

・ガーデン案内マップ、マナー啓発パンフレット

・町民参加による公共施設の庭づくりへの波及

3 ますみ川やチナナ川周辺の憩いの場づくり

ますみ川やチナナ川の河川周辺に地域の憩いの場を整備し、暮らしの中に水辺を感じることを出来る環境を整えとともに、河川の環境改善と保全をテーマとした活動を東部地域から発信し、全町的な取組みへと波及させます。



<取組み時期の目安>
H23

H32

<想定される取組内容>

- 地域とともにつくる憩いの場づくりの検討 [地域、行政]
- 水辺の衛生環境調査・改善 [地域、(行政支援)]
- ・チナナ川の水質調査 (大腸菌等)、上流部の排水実態調査
- ・ますみ川の水流の改善 (ヘドロ、悪臭対策) [行政]
- ・河川内の大型異物 (倒木等) の調査、撤去 [行政]
- 憩いの場構想の検討 [地域、(行政支援)]
- ・環境をテーマとした親水環境整備の検討
- ・安全性の確保の検討
- ・維持管理内容、体制の検討

憩いの場整備、維持管理 [地域、(行政支援)]

- ・地域が主体となった整備、維持管理

小河川の環境をテーマとした取組みの全町波及

4 道道沿線の自転車通行路用地を利用した賑わいづくり

道道沿線外側の自転車通行路用地をイベントなどでの有効活用を図り、賑わいのある街づくりを進めます。

<取組み時期の目安>
H23

H32

<想定される取組内容>

- 自転車通行路を活用したイベント等の検討 [地域、沿道事業者、団体]
- ・フリーマーケット、縁日、バザール
- ・昔遊び伝承

(行政対応)

5 安全・安心な東19条通の環境整備

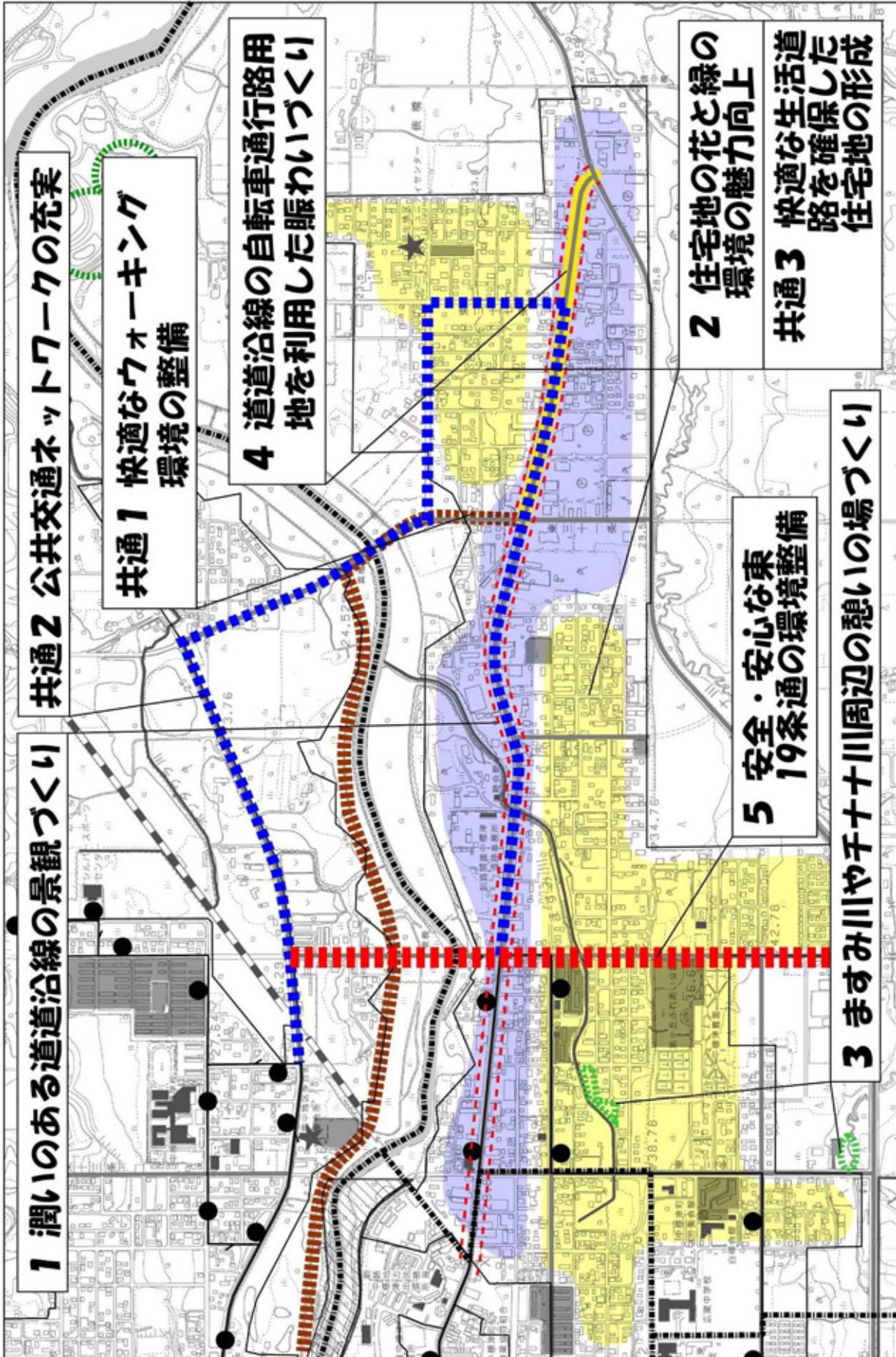
交通量の増大に対応し、安全・安心な交通環境を確保するため、信号機、横断歩道、交通安全標識等の交通安全施設の適正な設置を図ります。

<取組み時期の目安>
H23

H32

<想定される取組内容>

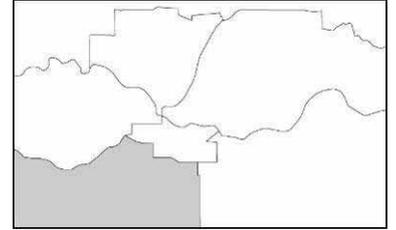
- 交通安全対策の検討と実施 [行政、(警察)]
- 交通混乱箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討
- ・地域の意見、要望把握
- ・改善策の検討
- 交通安全対策の実施



1 - 5

南部地域

構成町内会

標ヶ丘・南町・第2宮下・
桜ヶ丘・旭第1・清泉

地域街づくりの目標

暮らしの中に町の成り立ち、歴史の面影が見える街づくり

- 1 町立病院周辺の憩いの環境づくり
- 2 伝成館を核に町の歴史を伝える環境づくり
- 3 開発行為緑地の公園化
- 4 樹木の安全と安心の確保
- 5 タワラマップ川上流部の自然を守り伝える街づくり
- 6 安全・安心な西5条通の環境整備
- 7 砂埃、地吹雪、吹きだまりのない環境づくり

地域街づくりの考え方

本地域は、町の顔となるタワラマップ川の水量を維持する上流部の自然環境や、町の歴史を伝える鉄道跡地や農業試験場農場などの歴史的環境資源が存在します。

このような大切な自然や歴史の環境を地域の特性とし、町の成り立ちや歴史を後生に伝えることのできる街づくりを進めます。

地域の特性

- ・タワラマップ川の自然に恵まれ、高台からの武佐岳の眺めがよい住宅地です。
- ・旧農業試験場伝成館や鉄道跡地などの歴史的施設や、高校、さけますふ化場、農業試験場などの文教・研究施設があります。
- ・バイパス沿いには、町立病院や大型ショッピングセンターといった町民の生活を支える施設が整っています。

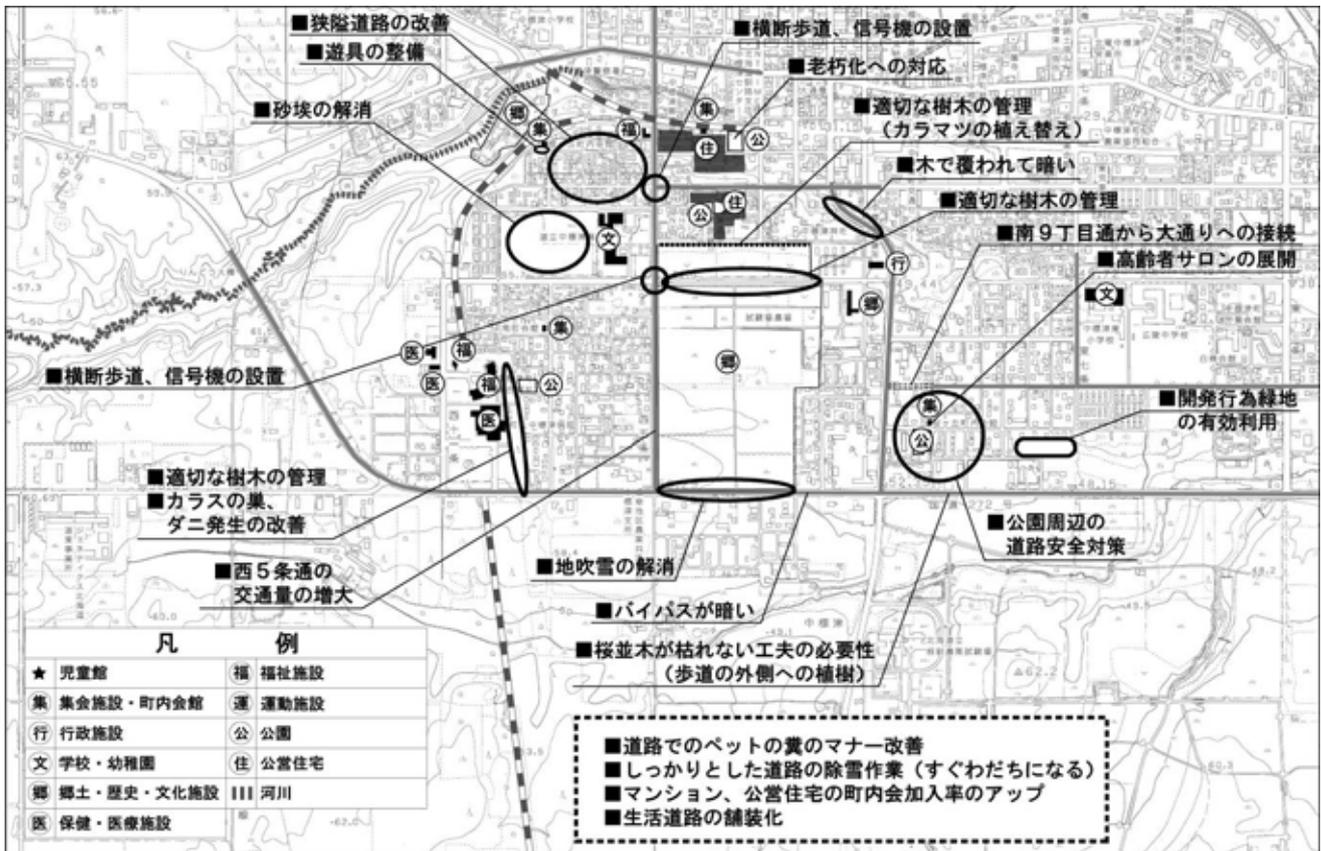
地域の課題

- ・バイパス沿いに大型ショッピングセンターや町立病院が整備されたことにより、地域内の交通量が増大しており、道路交通の安全性に関する問題を感じています。
- ・白樺並木や試験場農場周辺の老朽樹木の安全性や、病院横の防風林の環境問題など地域の樹木管理の問題を感じています。
- ・タワラマップ川の自然環境の評価は高く、その保全が望まれています。

【南部地域の特性・魅力】



【南部地域の問題・課題】



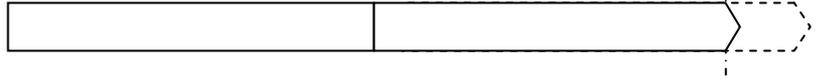
南部地域個別の街づくりの方針

1 町立病院周辺の憩いの環境づくり

町立病院横の荒廃自然的な防風林の環境を木漏れ日の中でゆったりとした時間を過ごせる魅力的な環境へと整備し、病院利用者や地域における憩いの場として活用していきます。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

病院横防風林の活用に向けた法的手続きの整理 [行政]

- ・ 環境林としての活用可能性の検討 [行政]
- ・ 地域の実情を考慮した憩いの空間づくりの検討を踏まえた町有林としての管理の見直し [行政]

病院周辺の緑地化計画案づくりと活用試行 [地域、(行政支援)]

- ・ 緑地整備内容の検討
- ・ 維持管理内容、体制の検討
- ・ 地域による下草刈り
- ・ 芝生整備、プランター設置
- ・ 冬期のアイスキャンドルの実施

地域主体の緑地化整備、維持管理 [地域、(行政支援)]

- ・ 地域主体による整備、維持管理
- ・ 桜等広葉樹の植樹、園路・休憩施設等の整備

2 伝成館を核に町の歴史を伝える環境づくり

伝成館や白樺並木を含む周辺環境を町の農業の歴史を伝える大切な空間として位置づけ、地域学習の場や観光の拠点としての視点からそのあり方を検討し、魅力的な環境へと整えます。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

伝成館、白樺並木周辺のあり方、位置づけ検討 [地域、行政、団体、(専門家)]

- 歴史伝承の場、町の象徴としてのあり方、位置づけ
- ・ 地域の歴史を伝える場として
- ・ 中標津の象徴、観光の拠点として
- ・ 白樺並木の町の遺産としての位置づけ検討
- 暮らしの場としての白樺並木のあり方
- ・ 地域の生活道路として
- ・ 高校生の通学路としての安全性
- 老木白樺の寿命についての検討
- ・ 樹木医等の専門家の意見聴取
- ・ 白樺の維持保全、更新の検討
- 町民活動拠点としての伝成館の整備・保全
- ・ 文化財としての修復・保全
- ・ 活動に必要な設備・備品等の充実

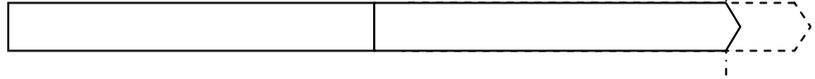
3 開発行為緑地の公園化

開発行為緑地を有効に活用し、地域の憩いの場としての整備を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

開発緑地整備構想の策定 [地域]

- ・地域の憩いの場としての開発行為緑地の整備内容の検討
- ・児童遊具、花壇、芝生、植樹...
- ・維持管理、メンテナンス計画の検討

構想に基づく計画的、段階的な整備 [地域、(行政支援)]

- ・整備手法の検討、整備財源等の確保

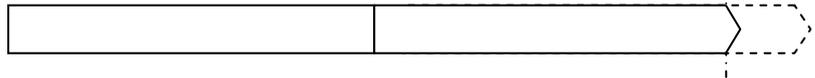
4 樹木の安全と安心の確保

地域における老朽木の植え替えにより、安全・安心に生活できる環境を確保します。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

老朽木の処置に対する専門家への相談 [行政支援]

- ・営林署など樹木の専門家による処置のアドバイス
- ・関係権利者との協議、調整支援

老朽木の処置 [地域、(行政支援)]

- ・アドバイスに基づく双葉公園、白樺並木の老朽木処置
- ・地域やボランティアにおける植樹等の活動
- ・材料費等の支援 [行政]

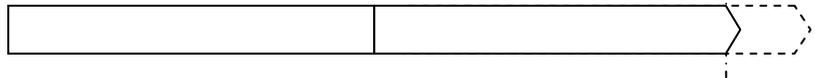
5 タワラマップ川上流部の自然を守り伝える街づくり

さけますふ化場から上流部のタワラマップ川の豊かな自然環境を守っていくとともに、子どもたちの自然学習の場として活用していきます。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32



< 想定される取組内容 >

タワラマップ川上流部の自然環境保全 [地域、行政]

- ・自然に近い状態に残るタワラマップ川の保全 (散策道等の整備は行わない)

自然学習の場としての活用 [地域、学校、団体]

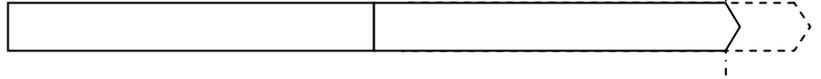
- ・さけますふ化場、タワラマップ川周辺環境を活かした子どもたちの自然学習の場としての活用

(行政対応)

6 安全・安心な西5条通の環境整備

交通量の増大に対応し、安全・安心な交通環境を確保するため、信号機、横断歩道、交通安全標識等の交通安全施設の適正な設置を図ります。

< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

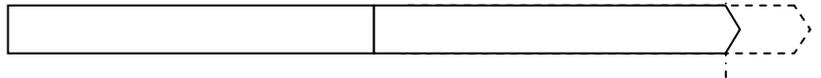
交通安全対策の検討と実施 [行政、(警察)]

- 交通混乱箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討
- ・ 地域の意見、要望把握
- ・ 改善策の検討
- 交通安全対策の実施

7 砂埃、地吹雪、吹きだまりのない環境づくり

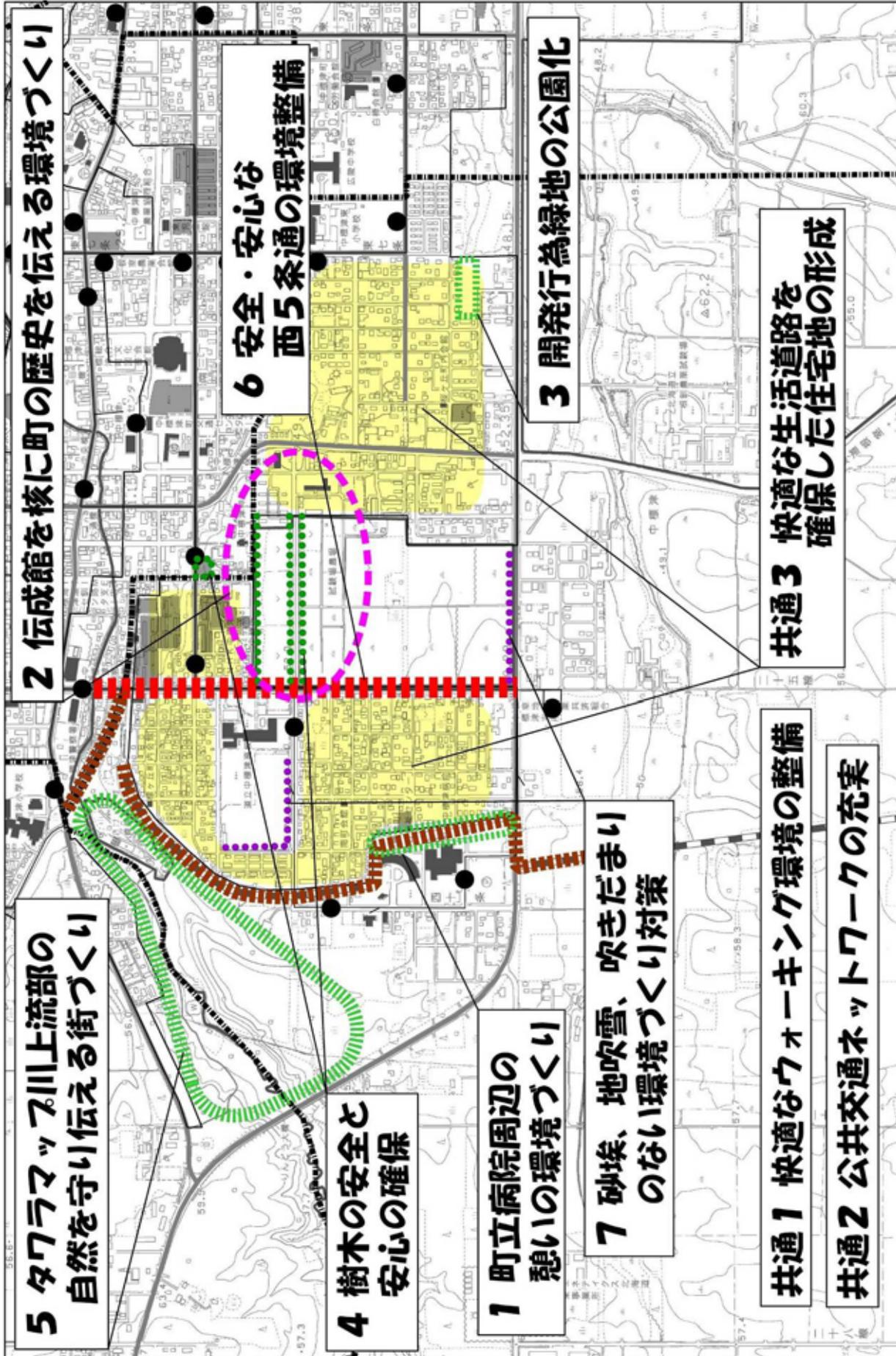
中標津高校グラウンド周辺や試験場農場周辺における砂埃、地吹雪、吹きだまりの問題を抑制する環境整備を進めます。

< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

施設管理者との協議による環境改善

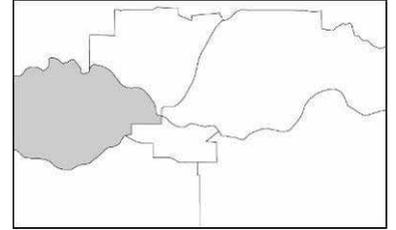


1 - 6

西部地域

構成町内会

緑町・西泉・南泉・泉中央・
東泉・清泉・末広



地域街づくりの目標

緑豊かな環境のなかで健康に暮らせる街づくり

- 1 みんなで集まれる交流拠点・施設のある街づくり
- 2 地域の憩いの場としての運動公園の利活用
- 3 地域の自然、歴史を学べる環境の維持、保全、管理
- 4 運動公園・中標津小学校周辺の安全・安心な交通環境の整備

地域街づくりの考え方

本地域は、運動公園や野球場、泉運動広場など屋外スポーツ施設が集積し、鉄道跡地の歴史的環境やタワラマップ川や双子山などの緑豊かな自然環境が残っている地域です。

このような環境を活かし、緑豊かな環境の中で各種スポーツや自然散策などができる健康に暮らすことのできる街づくりを進めます。

地域の特性

- ・タワラマップ川や双子山などの自然に恵まれ、鉄道跡地などの歴史的環境施設があり、運動公園や野球場、泉運動広場など屋外スポーツ施設のある住宅地です。
- ・西側は酪農の町ならではの牧歌的な景観が広がり、国道沿いには工業系の土地利用が見られます。

地域の課題

- ・運動公園が整備されたことにより、地域の交通の状況は大きく変わり、交通量の増大に伴う交通の混乱や安全面での問題を感じています。
- ・町内会館を有していない町内会が多く、交流施設の不足の問題を感じています。

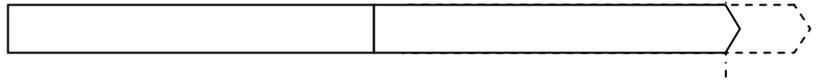
西部地域個別の街づくりの方針

1 みんなで集まれる交流拠点・施設のある街づくり

子どもから高齢者まで地域の人みんなが利用できる交流施設を整えた街づくりを行います。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

地域の交流の場のあり方の検討

交流施設の利用ニーズの検討 [地域]

- ・ 地域における利用の仕方の検討、把握
- ・ 人数、時間帯、必要設備等の検討、把握
- 施設確保の検討 [地域、行政]

・ 既存施設利用の可能性検討

～ 運動公園管理棟の活用可能性の検討

～ 既存施設活用にあたっての課題の整理 等

・ 新たな施設整備の検討

～ 施設整備の事業手法の検討

～ 必要財源措置の検討

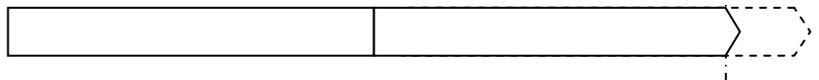
共同利用、維持管理体制の検討

2 地域の憩いの場としての運動公園の利活用

四季を通して地域の憩いの場として利用できる施設としての運動公園の環境を整えます。



< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

ウォーキングルート、歩くスキーコースとしての活用の検討 [地域、行政、施設管理者]

- ・ 園内散策の休憩拠点となりうる四阿(あずまや)やベンチの整備等 [地域、行政]

・ トイレの夜間の利用開放

・ コースの防犯灯の設置

・ ウォーキング・歩くスキーコースマップの作成 [地域]

・ 地域との協働による環境整備、維持管理の検討

～ 管理協定等の検討

地域の親水の場としての活用の検討 [地域、行政、施設管理者]

- ・ 園内小川の環境整備 [地域、行政協働]

路線バスの運動公園までの延伸の検討 [地域、行政、事業者]

- ・ 共通テーマの「公共交通ネットワークの充実」と合わせて検討

3 地域の自然、歴史を学べる環境の維持、保全、管理

鉄道跡地、双子山、タワラマップ川周辺一帯の環境の維持、保全、管理を図り、地域の歴史や自然などの地域学習の場としての活用を図ります。



< 取組み時期の目安 >
H23

H32

< 想定される取組内容 >

タワラマップ川上流部の自然環境保全 [地域、行政]

- ・ 自然に近い状態に残るタワラマップ川の保全 (散策道等の整備は行わない)

双子山の自然環境の維持管理 [地域、学校]

- ・ 地域、小学校による環境維持体制
- ・ 下草刈り、枝払い

馬鈴薯原種農場の歴史的資源としての活用可能性の検討 [地域、施設管理者、(行政支援)]

- ・ 歴史的建造物としての価値、調査等の検討

自然学習の場としての活用 [地域、学校、団体]

- ・ さけますふ化場、タワラマップ川周辺環境、双子山、鉄道跡地を活かした自然学習の場としての活用
- ・ ガイド～リーダー人材の発掘、育成

(行政対応)

4 運動公園・中標津小学校周辺の安全・安心な交通環境の整備

交通量の増大に対応し、安全・安心な交通環境を確保するため、信号機、横断歩道、交通安全標識等の交通安全施設の適正な設置を図ります。

< 取組み時期の目安 >
H23

H32

< 想定される取組内容 >

交通安全対策の検討と実施 [行政、(警察)]

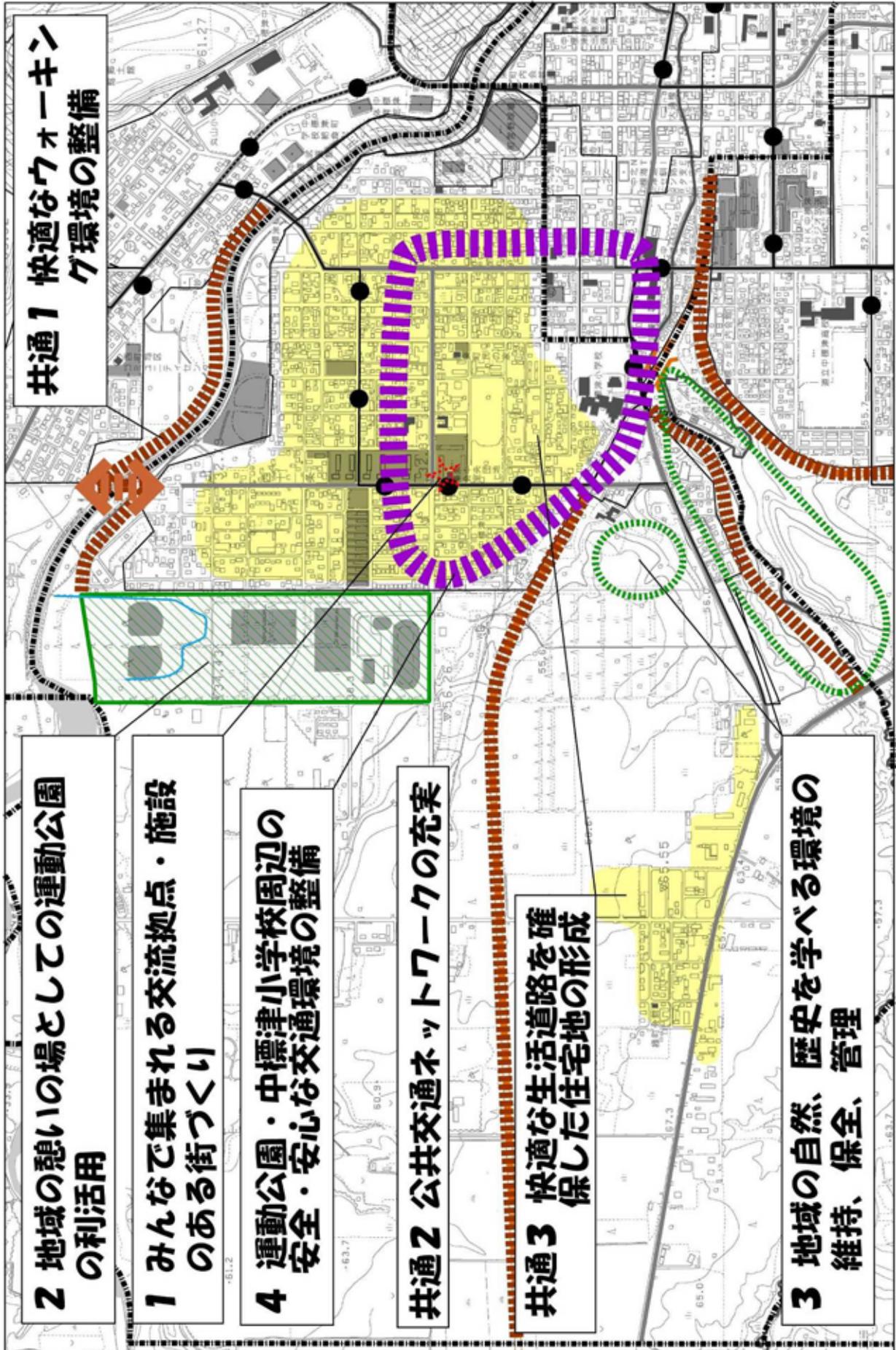
交通混乱箇所、交通安全対策必要箇所の把握と対策検討

- ・ 地域の意見、要望把握

(通学路、北 6 丁目通、西 5 条通、西 11 条通、28 線)

- ・ 街灯の設置など改善策の検討
- ・ 通学路の重点的な対策の検討

交通安全対策の実施



地域共通テーマの街づくり方針

共通の課題に対し6つの地域が連携して取り組むテーマです

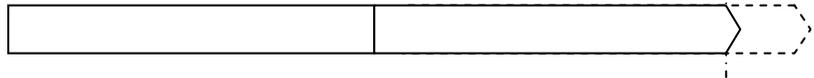
1 快適なウォーキング環境の整備

幹線道路の歩道や鉄道跡地や標津川河川敷、堤防などを活用した散策路で、拠点間、地域間をつなぐウォーキング環境を整えます。



ルートサイン
案内看板。

< 取り組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

- ウォーキングルートの設定と整備 [地域、団体、行政]
 - 鉄道跡地、河川利用散策路の総延長 km
 - (うち、整備済 km、通行可能 km、通行不可 km)
 - 未整備箇所の整備可能性、整備内容 (ウッドチップ、舗装、砂利等) 事業手法の検討 [地域、団体、行政]
- ・標津川河川敷、築堤の段階的な計画・整備 [行政、(河川管理者)]
- ・鉄道跡地の散策路整備への用地提供 [行政]
- 維持管理、担い手の検討 [地域、事業者、団体、行政]
- ・清掃、草刈、樹木管理における役割分担 [地域、事業者、団体]

ルート周辺の拠点、環境整備

- 景勝ポイントの発掘、整備内容の検討 [地域、行政]
- ・景勝ポイント資源調査、活用方策、設定 [地域、団体]
- ・景勝ポイントの環境整備・維持管理 [地域、団体、行政]
- ・沿道修景樹木の植樹・維持管理 [地域]
- 立ち寄り拠点の検討、設定、環境整備 [地域、団体]
- ・都市公園 [行政]
- ・水辺の親水環境 [行政、河川管理者]
- ・駐車場 [地域、行政]
- ・パブリックオープンスペース [施設管理者]
- ・オープンガーデン [地域、(個人)]
- ・ベンチ、トイレ等の休憩拠点、給水ポイントの設定、整備 [地域、団体、事業者、行政]
- ルートサイン の検討、整備 [地域、団体、行政]
- ・サインの位置、案内内容、デザインの検討
- ルートマップの作成 [地域、団体、行政]
- ・地域協力による既存ウォーキングマップへの情報強化 (個人所有の写真コンテンツの提供、ウォーキングの愛好会メンバーの協力による)

人道橋の整備の必要性検討 [行政]

- ・運動公園～西町アクセス、丸山公園～東1条アクセスの利用ニーズの把握、費用対効果の調査、検討

2 公共交通ネットワークの充実

既存バス運行路線の見直し、小型バス運行等の検討も含めた市街地全体の公共交通のあり方を検討し、地域の利用ニーズに応じた公共交通ネットワークの整備を図ります。



コミュニティバス
一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバス。

デマンドバス
電話、FAX、インターネットや情報端末などを利用して、乗車区間や乗車時刻を連絡し、利用者のデマンド（需要、要求）にあわせて運行するバス。

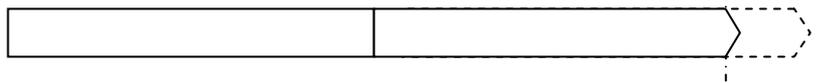


（行政対応）

3 快適な生活道路を確保した住宅地の形成

地域の快適な生活環境を確保するため、計画的な生活道路の整備を図ります。

< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

公共交通のあり方の検討 [地域、行政、事業者]

- ・バス事業者、運送事業者、地域町民、行政による検討の場を整える

- （ 「地域公共交通活性化・再生総合事業（国交省）」等の活用検討）

- ・利用ニーズの把握、利用実態調査 [地域]

- ・運行行程、採算性の揭示、チェック [事業者]

- ・路線見直しに伴う道路構造等の問題解決策の検討 [行政]

- ・持続可能な新たな公共交通（小型バス、コミュニティバス、デマンドバス等）の検討 [行政、（専門家）]

本格運行に向けた準備、社会実験、システム構築の検証

- ・試験運行 [事業者]

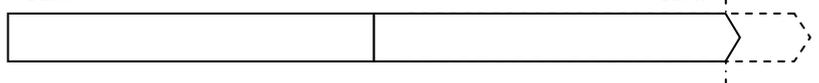
- ～小型バス運行実験（通学バスなどの有効活用）

- ・道路環境等公共交通環境の整備 [行政]

地域の利用ニーズに応じた公共交通の本格運行 [事業者]

- ・バス停のベンチ、屋根等の整備 [地域、事業者、行政]

< 取組み時期の目安 >
H23



< 想定される取組内容 >

「中標津町道路整備5箇年計画」に基づく生活道路の整備

- ・地域の整備要望調査を基にした計画策定と整備 [行政]

- ・第5期計画（H21～25）、第6期計画（H26～30）

- 第7期計画（H31～35）

歩道の整備計画の策定検討と計画に基づくバリアフリー化整備 [行政]

第4章 計画の実現・推進のための方策

1. 町民との協働による都市づくりの推進

町民・行政・企業・団体が、各々の立場で個々の責任のもと適切な役割分担と相互の連携により都市づくりを進めていきます。
町民が自発的に地域街づくりに関わる体制として、6つの地域ごとに「街づくり協議会」を組織し、地域別の街づくりを推進します。

1-1 協働を進めるための役割

- 町民・行政・企業・団体が、共通の目指すべき都市の将来像に向かって計画内容を共有し、各々の立場で個々の責任のもと適切な役割分担と相互の連携により都市づくりを進めていきます。

町民の役割

- 町民一人ひとりが身近な街づくりに関心を持ち、地域のあり方や地域づくりの方法についての知識を身につけ、積極的に街づくりへ参加し、身近な地域から全町へと取組みを拡大することが必要です。

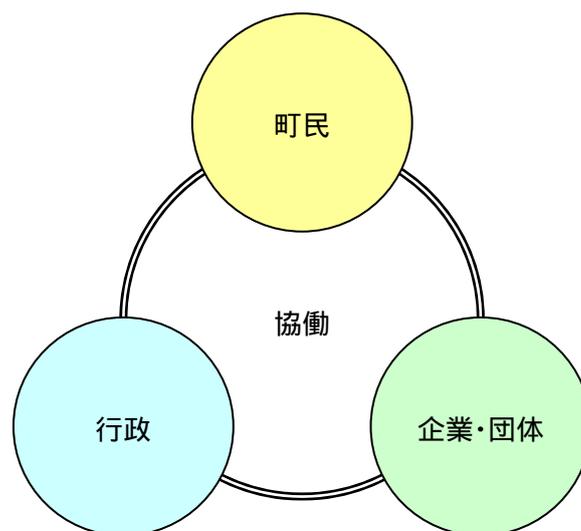
行政の役割

- 都市マスに基づく施策・事業の進行管理、情報公開、町民による街づくり活動への支援、企業・団体への協力要請等を行い、都市マスの実現を目指します。

企業・団体の役割

- 都市マスを理解し、事業活動等を通じて社会的な役割を果たす中で、町民とともに責任を持って、街づくりに参加、協力する役割を担うことが必要です。

- ・ 身近な街づくりへの関心
- ・ 積極的な街づくりへの参画



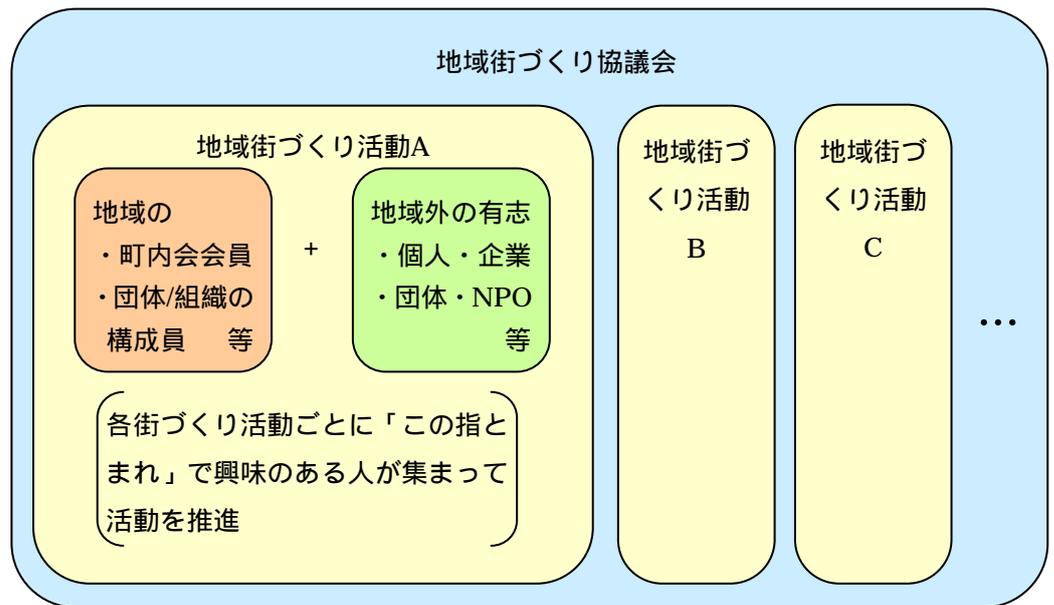
- ・ 都市マスの進行管理
- ・ 施策、事業の実施
- ・ 情報公開、町民の街づくり支援

- ・ 都市マスの理解と協力
- ・ 行政、町民の活動への参加、協力

1 - 2 「街づくり協議会」による地域街づくりの推進

地域ごとの「街づくり協議会」の設置

- ・ 町民が自発的に地域街づくりに関わる体制として、これまで検討を重ねてきた「街づくりワークショップ」の組織を活かし、6つの地域ごとに「街づくり協議会」を組織し、それぞれの会の自主的運営により地域別の街づくりを推進します。
- ・ 「街づくり協議会」の構成員は、それぞれの地域の町内会や地域で活動する団体等の構成員を中心としながら、各地域で取り組む街づくり活動と一緒に参画する個人や企業、団体、NPO等の外部の有志メンバーを含めて組織します。

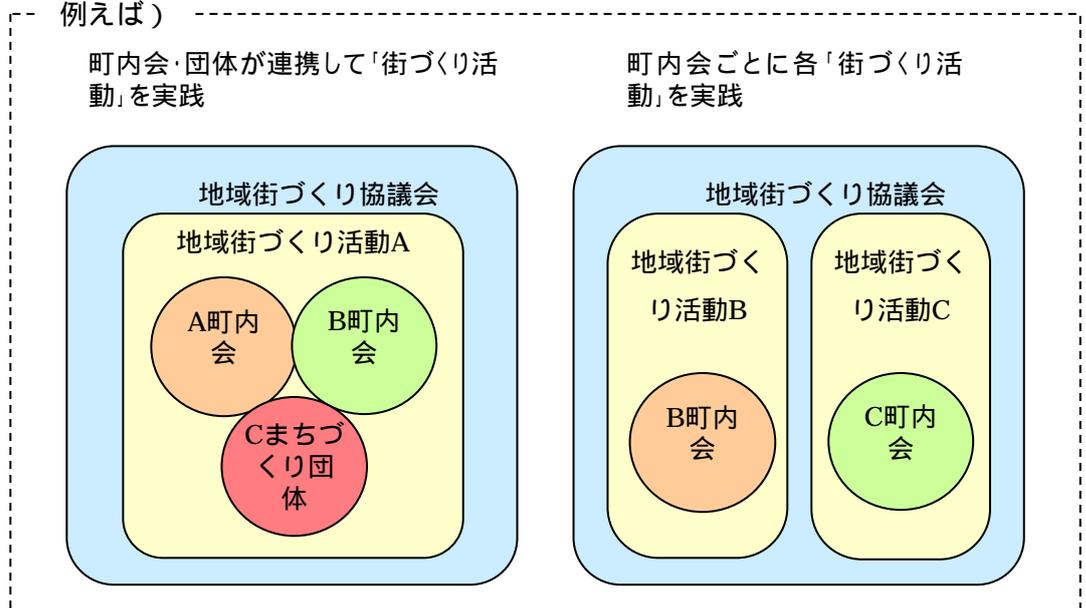


- ・ 各「街づくり活動」ごとに必要なメンバー、動きやすいメンバーが集まって、それぞれの地域が進めやすい組織体制で活動を実践します。

例えば)

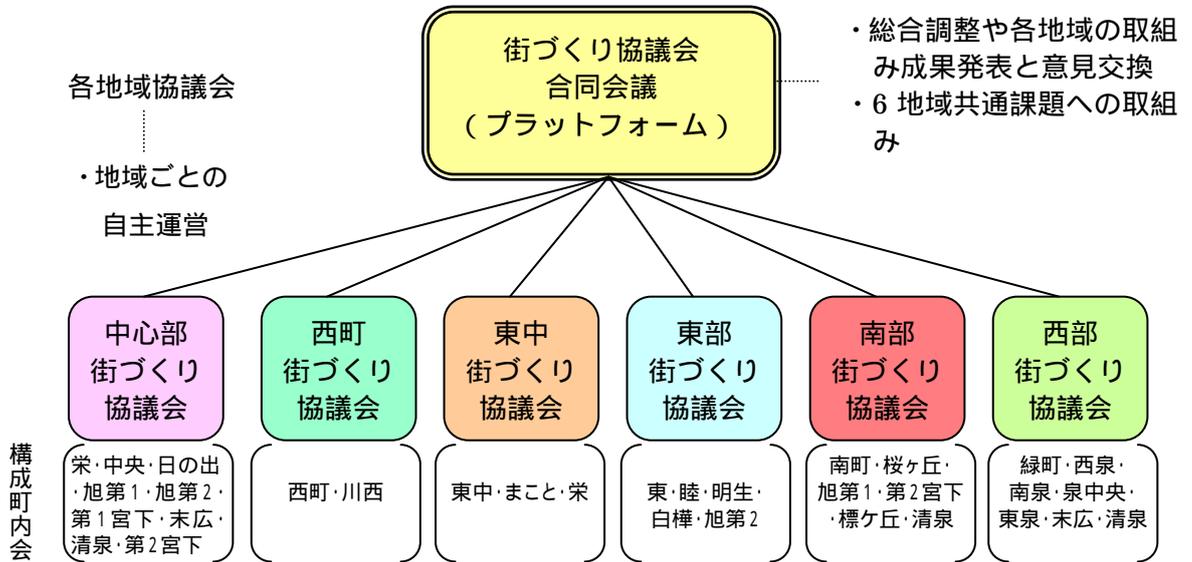
町内会・団体が連携して「街づくり活動」を実践

町内会ごとに各「街づくり活動」を実践



「街づくり協議会」間の連携体制

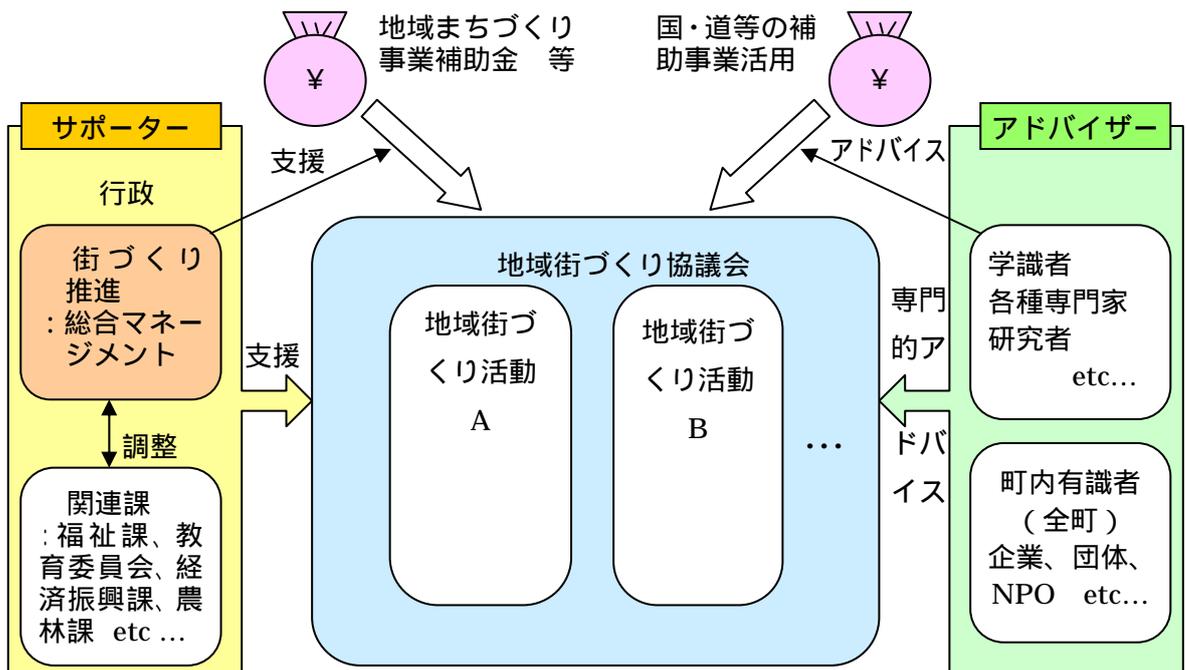
- ・ 「街づくり協議会」間の連携体制として、年に1回程度の合同会議（プラットフォーム）を開催し、6つの地域の意見交換や成果発表を行うとともに、6地域共通課題への取組みの検討を行います。



地域街づくりの支援体制

マネージメント
経営などの管理
をすること。こ
こでは街づくり
協議会の運営管
理を指す。

- ・ 街づくり協議会の総合的なマネージメント や地域街づくり活動に対する財源確保を支援します。
- ・ 外部アドバイザーや庁内の横断的支援体制を構築し、地域街づくり活動を支援します。



行政のサポート

【街づくり協議会の総合的マネジメント支援】

(想定される支援内容)

- ・ 全地域の協議会の総合的なマネジメント(合同会議の開催、各年度の事業成果の評価とそれに基づく実効性のある取組み手法の確立)
- ・ 各地域協議会との連絡・調整・事務手続き等
- ・ 各地域の取組みと関連する理事者、庁内各担当部署、関連諸官庁・民間団体・組織等の協議・調整

【活動財源の確保支援】

(想定される支援内容)

- ・ 中標津町独自の「地域まちづくり事業補助金」、「フロンティア事業推進補助金」、「社会貢献活動原材料等支給制度」の活用促進
- ・ 国や道、民間企業等の補助金など町外財源の確保の支援

アドバイザーによる支援

(想定される支援内容)

- ・ 地域街づくり協議会、合同会議(プラットフォーム)に学識者、各種専門家、研究者等の外部アドバイザーや町内有識者が入り、地域街づくり活動等に対して専門的なアドバイス
 - ～ 国や道等の補助金等の活用に向けた情報提供、申請書作成支援
 - ～ 街づくり活動ごとの専門性を要する事項等へのアドバイス

2. 計画の進行管理

総合発展計画の実施計画と都市マスに基づく施策・事業整合を図り計画的な都市づくりを推進していきます。

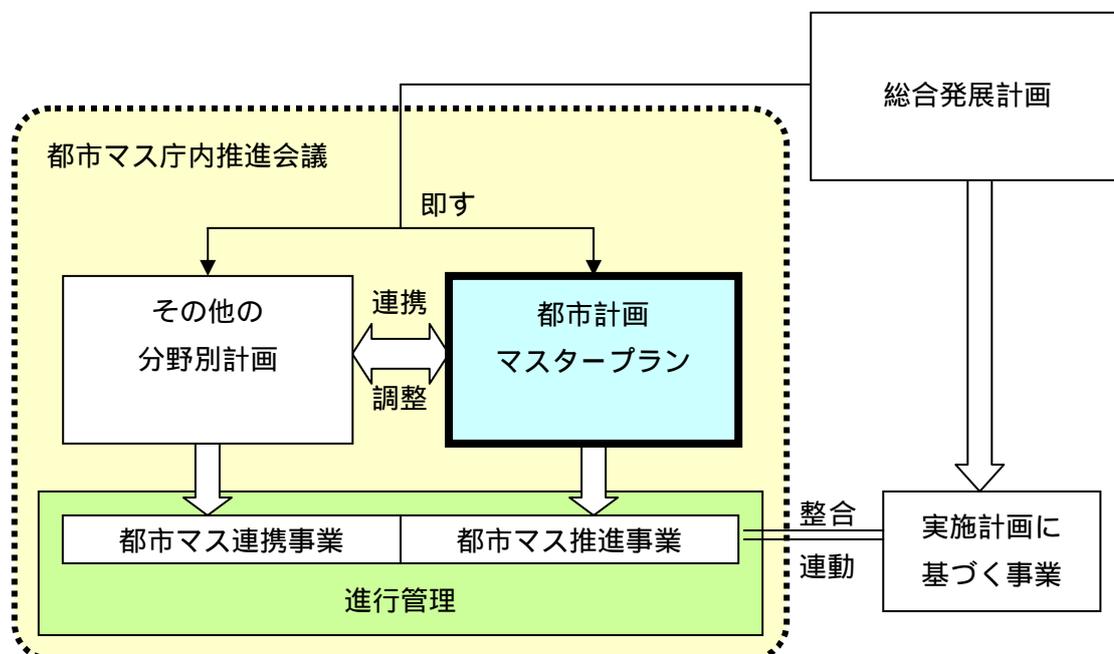
「庁内推進会議」の継続的な設置により、都市マスに基づく施策・事業の進行管理を行います。

総合発展計画の実施計画への位置づけ

- ・ 都市マスに基づく施策・事業を着実に実施し、本計画の実効性を高めていくために、進捗状況を適切に管理する仕組みが求められます。
- ・ このため、関係各課は、総合発展計画の実施計画と都市マスに基づく施策・事業の整合を図り「都市マス推進事業」や「都市マス連携事業」として位置づけ、庁内の一体的な連携により計画的に都市づくり施策を推進していきます。

庁内の横断的連携体制による進行管理

- ・ 庁内の関係各課で組織された「庁内推進会議」の継続的な設置により、都市マスに基づく施策・事業の進行管理を図ります。



3 . 田園都心プロジェクト ~ 中心市街地の賑わいを再生する戦略的都市づくり ~

農村の豊かさと都会的な暮らしの共存・共生する環境の魅力を活かし、中標津だからこそ実現が可能な酪農の町の顔となる中心市街地「田園都心」を目指し、戦略的な都市づくりを推進します。

「田園都心プロジェクト」は、テーマ別都市づくり（総合計画連動構想）の施策の中から、中心市街地の賑わい再生と町の産業活性化に結びつける施策を横断的に取組み、戦略的な都市づくりを推進していく施策です。

3 - 1 「田園都心」を目指す戦略的都市づくりの必要性

中標津町の魅力は、市街地と空港が近接した広域交通の便の良さや根室管内最大の商業集積都市として都会的な暮らしを享受できる環境と、広大な酪農地帯を有する農村の豊かさが共存・共生する環境であると言えます。



複合的な課題を抱え活性化の望まれる中心市街地においては、中標津町の地域特性、資源、環境の強みを魅力として活かし、戦略的な視点を持って計画的に都市づくりに取り組んでいくことが重要です。

当初計画では、緑に囲まれた市街地環境を骨格に生活の場、仕事の場、交流の場の充実した中心市街地「緑園都心」を目指すこととしていましたが、具体的な推進施策を打ち出すまでの議論を深めるには至りませんでした。

今回はこの議論を深めて、農村の豊かさと都会的な暮らしの共存・共生する環境の魅力を活かし、中標津だからこそ実現が可能な酪農の町の顔となる中心市街地「田園都心」を目指し、戦略的な都市づくりを推進します。

3 - 2 田園都心プロジェクトの展開

具体的には、農村の町の豊かさや美しさを肌で感じ、環境や人にやさしい快適で潤いある暮らしを享受し、人と人とのふれ合いや交流を育む中心市街地「田園都心」の実現を目指した戦略的な都市づくり「田園都心プロジェクト」に取り組みます。

「田園都心プロジェクト」は、テーマ別都市づくり（総合計画連動構想）の施策の中から、中心市街地の賑わい再生と町の産業の活性化に結びつける施策を横断的に取組み、戦略的な都市づくりを推進していく施策として、次の4つのプロジェクトを展開していきます。

- ・ 田園都心～農村環境活用プロジェクト
- ・ 田園都心～景観形成プロジェクト
- ・ 田園都心～低炭素都市づくりプロジェクト
- ・ 田園都心～市街地賑わいづくりプロジェクト

田園都心～農村環境活用プロジェクト

- ・ 酪農、農業は中標津町の基幹産業であり、これからも中標津町の基幹産業としてさらなる育成・発展が求められるものです。
- ・ 農業と農村の諸資源を活かし、経済的にも文化的にも豊かさが実感できる暮らしの実現と豊かな農村環境の魅力に惹きつけられる交流人口の拡大や観光産業の活性化を目指します。
- ・ 具体的には、以下の取組み施策を柱としながら、他の関連施策との連携を図り、市街地の中で酪農、農業の町であることを実感し、アピールできる拠点、環境づくりを推進します。



テーマ別都市づくりのテーマ番号	取組み施策	施策の概要
3-(1)- -1) 53 頁	郷土の情報発信、広域観光拠点としての情報発信センターの開設の検討	・郷土、観光情報のワンストップ拠点の創出
3-(1)- -2) 53 頁	近隣市町村と連携した体験・滞在型観光を推進するニューツーリズム環境の充実	・個人・少人数のグループ観光のニーズに応じた体験・滞在型観光の推進
3-(1)- -4) 53 頁	郷土学習、歴史学習拠点の充実	・「中標津町郷土館」の施設整備を含めた機能の拡充
3-(2)- -1) 54 頁	「農・商・工・観」連携による地域のイメージ戦略づくりとマーケティング	・農畜産業者、加工業者、販売業者、観光事業者等の異業種間連携による地域資源を活用したものづくりと地域ブランド化
3-(2)- -2) 54 頁	地元食材を活用したメニュー開発や中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりの推進	・中標津独自の“食”の魅力を伝える街づくりの推進
3-(2)- -2) 55 頁	高校の授業、研究活動と連携した地域振興方策の検討	・高校生によるチャレンジショップなど授業や研究活動と連携した活動推進
5-(1)- -1) 62 頁	農村の町の生活の楽しさが感じられる物販・交流の場の創出	・仮設テントによるファーマーズマーケットや荷台を利用したトラック市場などの開催
5-(1)- -2) 62 頁	都市間交流、お試し暮らしの充実	・移住体験「お試し暮らし」における人的交流の充実

田園都心～景観形成プロジェクト

- ・ 中標津町は、広大な酪農地帯を背景とした牧歌的景観を有し、保安林をはじめとする森林に囲まれた緑豊かな町です。
- ・ 美しい酪農の町としての景観づくりを行い、心の豊かさを実感し郷土への愛着を感じられる暮らしの実現と美しい景観に惹きつけられる交流人口の拡大や観光産業の活性化を目指します。
- ・ 具体的には、以下の取組み施策を柱としながら、他の関連施策との連携を図り、市街地の中で酪農の町をイメージし、アピールできる景観づくりを推進します。



テーマ別都市づくりのテーマ番号	取組み施策	施策の概要
1-(1)-2) 42 頁	空港線の景観向上	・ 3・3・17 空港線（道道中標津空港線）の景観向上
1-(1)-4) 44 頁	花や緑による潤いのある市街地環境の形成	・ 店舗周辺の花や木による修景、オープンスペースでの花壇や木陰づくり
2-(1)-6) 48 頁	公共施設等への案内標識の充実	・ 色彩やデザインの周辺環境との調和を図った案内標識の整備
4-(1)-2) 57 頁	個性的な街路・道路の景観整備	・ 空港線、中央通、大通、東1条通の道路舗装、街路灯、電線類、標識の修景配慮
4-(1)-3) 57 頁	商店街・街区のテーマに応じた景観づくり	・ 通りごとに街なみ整備のテーマを設定した統一感のある景観整備の誘導
4-(2)-3) 59 頁	地域の景観づくりを担う景観形成団体の育成	・ 景観づくりを担う景観形成団体の育成による地域の主体的な景観づくりの誘導

田園都心～低炭素都市づくりプロジェクト

- ・ 中標津町が抱える公共交通課題や高齢化、希薄化する地域コミュニティ、若者の雇用、市街地の空洞化などの課題を、地球規模で問題となっている環境問題と連動させて施策を推進することが有効です。
- ・ 環境にやさしく人にやさしい都市づくりを進め、快適で潤いのある生活の実現と定住人口の拡大を目指します。
- ・ 具体的には、以下の取組み施策を柱としながら、他の関連施策との連携を図り、CO2 排出量の低減化や吸収量の増大を目指し、環境と人にやさしい都市づくりを推進します。



テーマ別都市づくりのテーマ番号	取組み施策	施策の概要
1-(1)- -1) 42 頁	公共交通の再編による利便性向上	・ 郊外の住宅地と中心市街地のアクセス確保
2-(1)- -3) 48 頁	河川敷、鉄道跡地等を活用した散策ネットワークの整備	・ 市街地内の公共性の高い拠点をつなぐ散策ネットワーク整備
2-(1)- -4) 48 頁	外出することが楽しくなる立ち寄り拠点の創出	・ ベンチや花壇、木陰などくつろいで談笑のできるちょっとした交流の場整備
3-(1)- -1) 54 頁	中標津型ライフスタイルとしての歩く文化の創出に向けたフットパス環境の充実	・ ウォーキングの活動支援と歩く環境の充実
3-(1)- -2) 54 頁	低炭素社会の構築に向けた環境ビジネスの検討	・ 低炭素社会の構築に向けた環境ビジネス振興の研究・検討
4-(1)- -4) 57 頁	市街地の重点緑化の推進	・ 幹線道路の沿道緑化や花壇整備、パブリックオープンスペースの重点緑化
5-(1)- -1) 62 頁	低炭素都市づくりの推進	・ 「低炭素都市づくりガイドライン（国土交通省）」に基づく総合的な低炭素都市づくりの施策展開
5-(2)- -2) 63 頁	徒歩・自転車利用で生活できるまちなか環境の整備促進	・ 誰もが徒歩や自転車で安全・快適に利用できる歩行者優先の道路整備の推進

田園都心～市街地賑わいづくりプロジェクト

- ・ 中心市街地に人を呼び戻すには居心地がよく時間を忘れいつまでも友人と語ら
っていただける滞留の拠点、環境があることが求められます。
- ・ 人と人とのふれ合い、交流を育む中心市街地の環境を整え、安全・安心な暮ら
しの実現と定住人口の拡大を目指します。
- ・ 具体的には、以下の取組み施策を柱としながら、他の関連施策との連携を図り、
市街地の中で人が滞留できる拠点、環境づくりを推進します。



テーマ別都 市づくりの テーマ番号	取組み施策	施策の概要
1-(1)- -1) 43 頁	世代別や世代間の気軽な交流 の場づくり	・ サードプレイス（第三の居場所）とな る世代別や世代間の気軽な交流の場の 整備
1-(1)- -2) 43 頁	「タワラマップ川親水広場」 を核とした新しい賑わいの拠 点づくり	・ 東1条通や中央通を軸とした周辺の土 地、建物の合理的、機能的な利活用誘 導
1-(1)- -8) 44 頁	若者の趣味や交流ニーズに対 応した交流拠点の整備促進	・ 中学生・高校生等の若者の趣味や交流 ニーズに対応したまちなかにおける滞 留拠点の整備促進
1-(2)- -2) 45 頁	児童や中学生・高校生の活動 の拠点となる児童センターの 整備検討	・ 次世代の町のリーダーを育成できる施 設、子どもを中心とした世代間交流を 可能とする地域交流拠点としての活用
5-(2)- -1) 63 頁	まちなか居住の誘導	・ まちなか居住の潜在的なニーズに対応 した住宅供給の促進
5-(2)- -4) 63 頁	職住一体の店舗づくりの促進	・ まちなかにおける職住一体の店舗づく り

資 料

1. 策定の参加者

中標津町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

	氏 名	選出団体等	備 考
委員 長	小 林 英 嗣	北海道大学名誉教授	学識経験者
副委員 長	栗 崎 勝 秀	NPO法人伝成館まちづくり協議会	副代表理事
委 員	山 本 俊 哉	明治大学理工学部建築学科教授	学識経験者
〃	廣 木 智	中標津町商工会	理事
〃	加 藤 孝 則	中標津青年会議所	2010 副理事長
〃	富 田 恵 一	中標津町農業協同組合	購買部長
〃	原 怡 男	西町（西町・川西）	川西町内会長
〃	菊 池 勤	中心部（栄・中央・日の出・旭第1・旭第2・第1宮下・末広・清泉・第2宮下）	中央町内会長
〃	佐々木 俊 三	東中（栄・東中・まこと）	栄町内会長
〃	細 矢 榮 司	南部（南町・桜ヶ丘・旭第1・第2宮下・標ヶ丘・清泉）	桜ヶ丘町内会長
〃	田 中 健 造	東部（東・睦・明生・白樺・旭第2）	東町内会長
〃	佐々木 哲	西部（緑町・西泉・南泉・泉中央・東泉・末広・清泉）	緑町町内会副会長
〃	大 野 ヒロ子	公募	
〃	鈴 木 睦 子	公募	
〃	吉 田 正	公募	
〃	清 野 智 樹	公募	
〃	大 形 幸 男	総務部長	
〃	西 村 穰	経済部長	
〃	青 山 繁 和	町民生活部長	
〃	船 越 信 雄	建設水道部長	
〃	沖 津 哲 郎	教育部長	H22 年度
〃	高 山 今朝男	教育部長	H21 年度

中標津町都市計画マスタープラン庁内推進会議委員名簿

組 織	所 属	職 名	氏 名	備 考
委 員 長	建設水道部建設課	課 長	渡 部 英 樹	
副委員長	建設水道部建設課	主 幹	紺 野 弘 毅	
委 員	総務部総務課	課 長	宮 川 睦	
"	総務部企画課	課 長	高 橋 善 貞	
"	町民生活部生活課	課 長	高 玉 良 次	
"	町民生活部福祉課	課 長	矢 島 竜 二	
"	町民生活部子育て支援室	室 長	高 松 絵 里 子	
"	経済部経済振興課	課 長	菅 野 三 夫	
"	経済部農林課	課 長	矢 本 正 信	
"	建設水道部管理課	課 長	須 田 悟	
"	建設水道部上下水道課	課 長	坂 下 毅	
"	教育委員会生涯学習課	課 長	南 一 人	H22 年度
"		課 長	村 上 俊 幸	H21 年度
"	総務部総務課防災係	係 長	加 藤 孝 志	
"	総務部企画課企画調整係	係 長	三 田 地 俊 明	H22 年度
"		係 長	赤 塚 研 司	H21 年度
"	町民生活部生活課環境衛生係	係 長	菅 原 則 幸	
"	町民生活部福祉課福祉支援係	係 長	山 口 修	
"	町民生活部子育て支援室子育て支援係	係 長	川 口 進 二	H22 年度
"		係 長	吉 田 利 彦	H21 年度
"	経済部経済振興課商工労働係	係 長	吉 田 利 彦	H22 年度
"		係 長	佐 々 木 哲 夫	H21 年度
"	経済部農林課農務係	係 長	奥 山 正 行	
"	建設水道部管理課管理係	係 長	水 戸 勝 一	
"	建設水道部上下水道課水道係	係長事務取扱	山 本 剛	
"	建設水道部上下水道課下水道係	係 長	佐 々 木 昭 雄	
"	教育委員会生涯学習課社会教育係	係 長	松 井 錦 次	H22 年度
"		係 長	南 一 人	H21 年度
事務局	建設水道部建設課街づくり推進係	係 長	望 月 正 人	
"	建設水道部建設課事業推進係	係 長	山 崎 信 明	
"	建設水道部建設課街づくり推進係	主 査	中 川 由 樹	

街づくりワークショップ参加者名簿

【中心部地域】

菊池勤、菊池真由美、菊池憲一郎、植垣善行、工藤光廣、佐々木善孝、守谷智賀子、安部時夫、佐々木俊三、佐藤光男、中松秀男、飯島郁夫、澤向憲一、横内建夫、松浦隆弘、小崎千城、木下勉、日下正代、瀬野三紀子、樋木幸、松浦智子、守田静男、小玉一郎、城地哲夫、斉藤嘉彦、佐藤健夫、杉本剛、千野武男、山形猛、井澤順一、上石秀男、小嶋美智子、斉藤満、田村悦郎、丸田光雄、宮脇田鶴子、村山静枝、伊藤幸生、岡田光生、澤入有司、白崎一郎、綱木理、富山尚貴、山川優貴、雨宮慶一、荒武彦、池田秀人、上原芳昭、長正路廣行、加藤孝則、河原三雄、國奥志也、今野慎也、齋藤典光、宍戸淳一、須郷洋機、館下雅志、田中晴樹、鳴海和生、長谷川裕一、林浩幸、村山謙太、渡辺幸宏

【西町地域】

石山誠之助、大科あい子、小栗功、近藤寿生、神野弘子、館下裕典、吉田貫一、佐藤信夫、友田幸宏、中本健一、中畑和成、原怡男、吉田昌弘

【西部地域】

小野弘、佐々木優、中川隆能、渡邊利満、石崎龍彦、小林哲夫、宮田芳夫、渡辺建邦、荒井道夫、井上正信、下地孝、菅原和夫、林英人、赤波江利夫、秋葉正樹、石垣満恵、伊藤肇、大河原彰、小田一夫、工藤利吉、前田肇、我妻周子、岩野美津子、木村育子、佐々木哲、中野美津子、目黒峯子、大内傳隆、金曾義昭、櫻井純一、高橋一爾、豊田高明、根本健次、野毛徳利

【東中地域】

阿部強、日下雪夫、佐藤祐二、澤谷修一、延 寿、吉原英道、小笠原潤、佐々木孝、澤野功、杉野進市、西井嵩、渡部久夫、石井初義、川野弘善、高畑勝彦

【東部地域】

秋山俊彦、小室輝雄、佐々木昭、佐藤末広、巢守道男、西川寿康、任田豊、天野秀敏、小笠原英雄、佐藤武志、堀内偉世、山西繁子、川戸俊輔、田中健造、林 勉、大野ヒロ子、鴨志田武彦、中畑和勝、松原稔

【南部地域】

新井久夫、佐々木哲夫、瀬波秀人、高橋俊雄、中谷博幸、原田武志、村山巧、吉川善春、渡邊千加志、小原光雄、小貫正勝、河本実、斉藤秀吉、斉藤秀二、田中俊憲、中谷裕、枇杷木保夫、船越義雄、柳田政美、石崎利代、大出邦司、坂内智子、細矢栄司、森和広、佐藤隆、関真一、森重昌江

高校生ワークショップ参加者名簿

【中標津高校】

我妻大己、伊東明日美、石田真帆、及川勇貴、加藤恵佑、加藤健太郎、日下天貴、齊藤千優、高橋直紘、高橋勇輝、寺崎歌純、戸田加玲奈、長瀬夢、林優羽、原嶋愛美、古川裕也、細谷汐李、前田美咲、松実宏明、森田春奈、渡部僚

【中標津農業高校】

秋山莉菜、遠藤周作、大平美咲、鎌田公貴、清原優威、小塩祐介、鈴木巧、助口茜

2. 中標津町都市計画審議会答申書

平成 23 年 2 月 16 日

中標津町長 小 林 実 様

中標津町都市計画審議会
会長 小 林 英 嗣

中標津町都市計画マスタープランについて（答申）

平成 23 年 1 月 27 日付け、中標津町長より諮問された中標津町都市計画マスタープランについて、当審議会では慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

なお、中標津町都市計画マスタープランに示された将来都市像である「環境首都なかしべつ」の実現のため、別紙のとおり審議会としての意見をまとめましたので、その意見を付して答申いたします。

中標津町都市計画マスタープランの推進に向けた意見

1. 実効性を担保する計画的な推進と進行管理

今回の見直し策定では、従前の当初計画では諸般の事情から十分に議論することのできなかった「中心市街地」についても、今回は「全体構想」、「地域別構想」、「田園都心プロジェクト」のなかで方向性の位置づけがなされています。これら中心市街地関連の施策を始め「中標津町都市計画マスタープラン」(以下「都市マス」という。)に記載された施策を着実に実行していくためには、各施策の実施時期を明確にした上で計画的に取り組んでいくことが必要と考えます。

関係部局との共通認識の中で、優先度の高いもの、実現の可能性の高いもの、十分に熟成させてから取り組むべきものなどに分別しながら、第6期中標津町総合発展計画の実施計画と、「都市マス」に基づく施策との整合を図り、個別施策の実施時期の目安を明確にし、計画的に推進していただくとともに、定期的に「都市マス」の進行状況を確認し、場合によっては「都市計画審議会」に意見を求めるなど「都市マス」の実現に向けた施策の進行管理に努めていただきたい。

また、どのような取組みが「都市マス」の実績として実現できたのか、「都市マス」の実績が広く町民に理解されるよう工夫を凝らした丁寧な情報周知に努めていただきたい。

2. 町民との協働による都市マスの推進

本計画の策定にあたっては非常に多くの町民の方々の参加により、「自分達の町をこうしたい」という熱意と意欲ある意見をいただきながら、それを反映してまとめられました。町民の積極的な参加は「計画の立案」段階だけではなく、その後の「計画の実現」においてこそ必要とされるものです。

行政には地域の皆さんの実現しようとする思いをしっかりと受け止め、まちづくりへの関心や意欲の高い町民が主体的にまちづくりに参画し、その熱意を維持しながら継続的に取り組んでいくことによって着実な成果を担保できる体制の整備と支援の充実に努めていただきたい。

3．庁内の横断的連携による都市マスの推進

「都市マス」に沿った施策の実現は、都市計画担当部局のみで達成できるものではなく、農業や林業、商工業や観光業、福祉や教育、環境など幅広い分野が深く関わり総合的かつ戦略的に取り組む必要があります。

庁内各担当部局は、「都市マス」の実現を自分達の専門業務と切り離して都市計画専門部課に任せるのではなく、各部署においても、それぞれの「本業」と「都市マス」との関係性を十分に認識しながら、横断的な連携によって実効性を高め、将来都市像である「環境首都なかしべつ」の実現に向けた具体的事業等の実務に努めていただきたい。

4．「成長する都市マス」としての継続した議論

本計画の中期構想では、「策定委員会」、「庁内推進会議」、「街づくりワークショップ」等における多くの議論をベースに具体的な施策にまで踏み込んだ記載がなされています。ただ、2箇年という限られた時間の中では、議論しきれなかった、煮詰められなかったという課題もあることと思われます。

全体の方向性としては5つの「都市づくりテーマ」や「田園都心プロジェクト」の4つの項目を柱としていくことが適当と認められますので、これらを柱に今後、継続的、発展的に議論を続け、中心市街地の活性化策などの新たなアイデアや独自の発想を取り入れながら、「都市マス」をより良い計画へと肉付け、成長させ、行政施策に反映させていただきたい。

中標津町の都市計画に関する基本的な方針
中標津町都市計画マスタープラン

2011年3月発行

発行 中標津町
編集 建設水道部建設課

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
(0153)73-3111
<http://www.nakashibetsu.jp/>